令和５年度

事　業　年　報

佐賀東部水道企業団

佐賀東部水道企業団概要図

令和6年4月1日現在

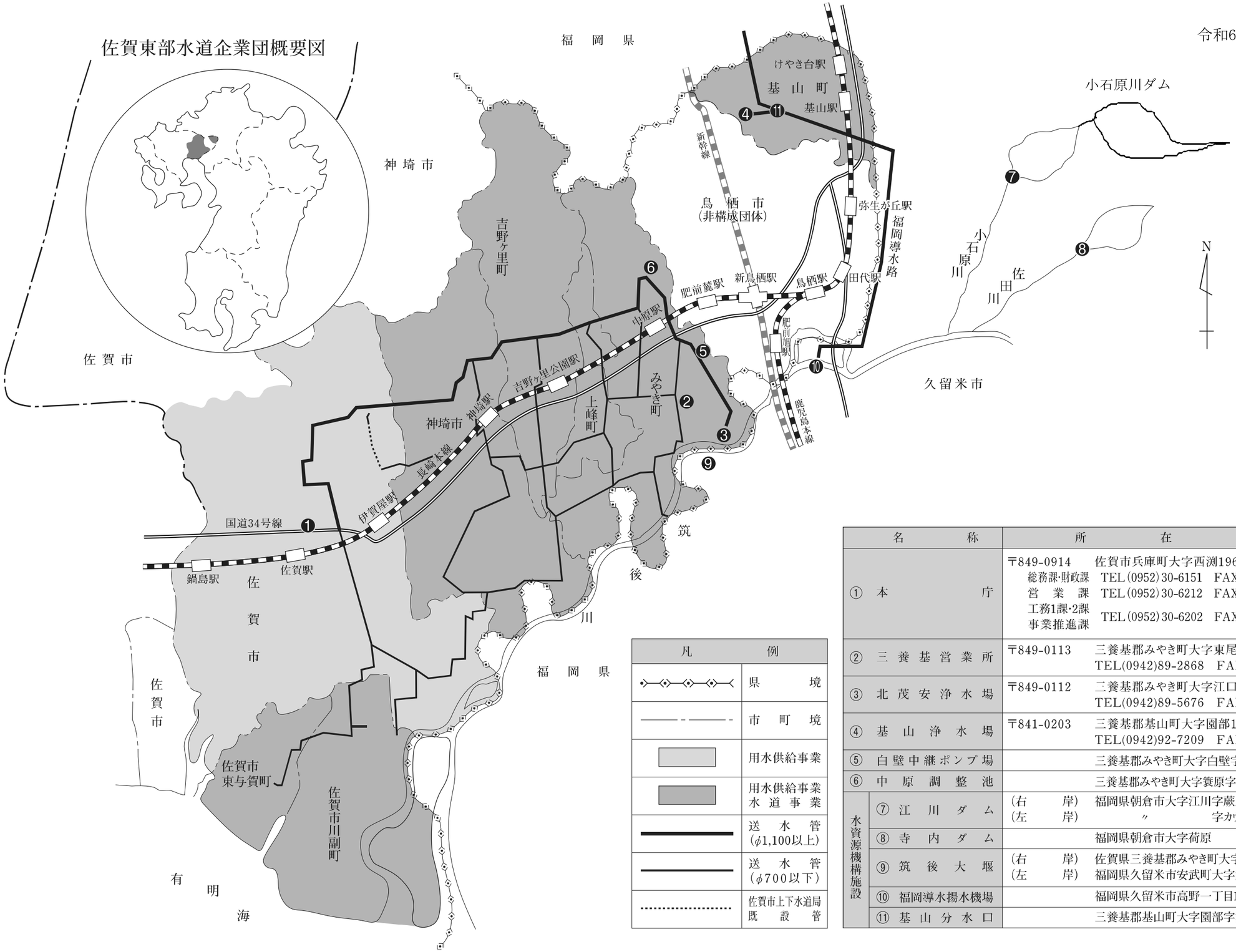

凡　例	
	県　境
	市　町　境
	用水供給事業
	用水供給事業 水道事業
	送水管 (φ1,100以上)
	送水管 (φ700以下)
	佐賀市上下水道局 既設管

名　称		所　在　地
① 本　庁		〒849-0914　佐賀市兵庫町大字西渕1960-4 総務課･財政課　TEL(0952)30-6151　FAX(0952)30-6154 営業課　TEL(0952)30-6212　FAX(0952)30-6214 工務1課･2課 事業推進課　TEL(0952)30-6202　FAX(0952)31-8669
② 三養基営業所		〒849-0113　三養基郡みやき町大字東尾737-5 TEL(0942)89-2868　FAX(0942)89-2864
③ 北茂安浄水場		〒849-0112　三養基郡みやき町大字江口3986-1 TEL(0942)89-5676　FAX(0942)89-2765
④ 基山浄水場		〒841-0203　三養基郡基山町大字園部1682-3 TEL(0942)92-7209　FAX(0942)92-7205
⑤ 白壁中継ポンプ場		三養基郡みやき町大字白壁字皿山3949-6
⑥ 中原調整池		三養基郡みやき町大字簑原字目明谷4370-26
水資源機構施設	⑦ 江川ダム	(右　岸)　福岡県朝倉市大字江川字蕨原 (左　岸)　〃　字カウシキ
	⑧ 寺内ダム	福岡県朝倉市大字荷原
	⑨ 筑後大堰	(右　岸)　佐賀県三養基郡みやき町大字江口 (左　岸)　福岡県久留米市安武町大字武島
	⑩ 福岡導水揚水機場	福岡県久留米市高野一丁目1-1
	⑪ 基山分水口	三養基郡基山町大字園部字浦田

目　　次

Ⅰ【総　　説】

１．事業概要

１）事業のあらまし　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２）年　　表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
３）事業別概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
４）全体事業模式図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
５）組　　織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
６）歴代企業長　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

２．機　　構

１）機構の変遷　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
２）年齢別職員構成比　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

３．水源の概要

１）施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
２）計画開発水量水源内訳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
３）筑後川水系水利用計画模式図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
４）水位高低図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20

４．施設の現況

１）北茂安浄水場系統
(1) 一般平面図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
(2) 北茂安浄水場系フロー図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
(3) 北茂安浄水場系施設概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
２）基山浄水場系統
(1) 一般平面図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
(2) 基山浄水場系フロー図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
(3) 基山浄水場系施設概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31
３）導送配水管布設状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
４）管路の更新状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　38
５）管路の耐震化状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39

６）重要給水施設配水管耐震化事業進捗状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

Ⅱ【業務状況】

１.用水供給事業

１）概　　要

(1) 総括概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

(2) 議会の議決事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

２）工　　事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

３）業　　務

(1) 取水・浄水・送水状況

●北茂安浄水場系

①流　　量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

②電力使用量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

③薬品使用量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

④月平均水質　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

●基山浄水場系

①流　　量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

②電力使用量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

③薬品使用量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

④月平均水質　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

送水流量の経年変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

(2) 水質試験

①水質状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

②味関連項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

４）財　　務

(1) 貸借対照表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

(2) 損益計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

(3) 経理の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

(4) 経 営 分 析　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

２．水道事業

１）概　　要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

２）基山浄水場系統

(1) フ ロ ー 図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
(2) 基山配水施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
3）工　　事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
4）業　　務
(1) 配給水状況
①普及状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
②給水量及び有収水量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
③給水装置工事の件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
④修繕工事件数及び工事費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
⑤鉛製給水管更新工事件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
⑥鉛製給水管使用戸数及び延長 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
⑦メーターの設置数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
⑧受水槽設置数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
⑨水道料金収納形態割合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
5）財　　務
(1) 貸借対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
(2) 損益計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
(3) 経理の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
(4) 経営分析 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

3．資　　料
1）用水料金の変遷 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
2）水道料金の変遷 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
(1) 水道料金表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
(2) 加入金表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
(3) 手数料表（給水条例第 37 条） ・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
3）令和 5 年度給水一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
4）協定水量
(1) 協定（契約）水量の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
(2) 協定水量算出（R2～R5.12）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
協定水量算出（R6.1～） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

Ⅰ　総　　説

－　本庁（佐賀市兵庫町）　－

１．事業概要

１）事業のあらまし

佐賀県の東部地域に位置する市町村は、従来地下水が豊富であったことから、飲料水はそのほとんどを地下水に頼ってきた。

しかし、生活文化の向上と産業構造の高度化に伴い需要水量が急速に増加した結果、地下水の過剰揚水は、地盤沈下や水量不足、水質の悪化等の諸問題を派生させ、新たな水源確保の必要にせまられていた。

昭和46年7月「筑後川水系における水資源開発基本計画」に基づき開発された江川ダム、寺内ダムにかかる佐賀県側配分水量1.204㎥／秒（104,000 ㎥／日）が決定をみたことにより受益を希望する市町村で協議を重ねた結果、次のことを決定した。

(1) 広域水道として計画を策定した佐賀東部水道企業団を結成する。

(2) 将来は末端給水までを企業団事業として経営することを理想とするが、現在では各市町村間の内部施設に差が大きいため、とりあえず水道用水供給事業としてスタートする。

(3) 鳥栖市は、既得水利権（宝満川40,500㎥／日）を持っており、現在その水道施設の建設途上にあるため、今回の配分水量0.139㎥／秒（12,000㎥／日）については、企業団の次期計画の時点で参加する。

この為、1市10町2村【佐賀市・東与賀町・川副町・諸富町・千代田町・基山町・神埼町・三田川町・東脊振村・中原町・北茂安町・三根町・上峰村】では、佐賀県配分水量のうち1.065㎥／秒（92,000㎥／日）をもって、広域水道として用水供給事業を開始すべく昭和50年4月佐賀東部水道企業団を設立し、昭和51年5月31日用水供給事業認可申請を行い、同年8月17日厚生省環第490号をもって経営認可を得て事業を開始した。

さらに、昭和52年3月31日付、県が策定した「広域的水道整備計画」が厚生大臣の承認を得たことによって、特定広域水道事業の指定を受けた。

当初計画における取水の方法は、国営筑後川下流土地改良事業（農林水産省）の佐賀東部導水路を利用して導水し、筑後川揚水地点より12km下流の神埼町馬郡にて日最大取水量30,000㎥／日の三神浄水場を、22.5km地点の大和町佐保にて日最大取水量62,000㎥／日の佐賀浄水場を建設して構成市町村に合計92,000㎥／日を供給する計画であったが、佐賀東部導水路の建設は、諸

般の事情でその完成が大幅に遅れる見通しとなり、当企業団事業に与える影響が大きいことから、企業団単独取水に切替えざるを得なくなり、その取扱いについて厚生省と協議し次のような指導を受けた。

(1) 佐賀東部導水路からの取水も、企業団単独取水とした場合も筑後大堰湛水区域からの取水に変わりなく、取水地点の変更にはならない。

(2) 給水量、給水区域、浄水方法等の変更も該当しない。

(3) 基山町分の 5,000 ㎥／日については、諸般の事情で別途変更の協議をする。

すなわち、基山町は、企業団の構成市町村をみると、鳥栖市をはさんだいわゆる「飛び地」として位置しており、基山町への供給方法は、北茂安浄水場から送水した場合、著しく不経済となり、さらに昭和 52 年に基山町単独事業として新設した一日最大給水量 5,000 ㎥／日の浄水場及び既存施設の有効利用をはかるため、基山町内を縦断通過している福岡導水路（水資源開発公団施工）から原水を受水し、基山浄水場で浄水後、供給する方法が最良策と考えられた。したがって他の 12 市町村に対する施設として、筑後大堰（下流基準点より 23km 地点）に隣接した筑後川右岸に北茂安浄水場を建設し、取水及び浄水処理後供給する現計画をスタートさせたのである。

このような事から計画一日最大取水量 92,000 ㎥の取水は、北茂安浄水場 87,000 ㎥／日、基山浄水場 5,000 ㎥／日の 2 か所とすることとなった。

以上の用水供給事業に対し、受水する市町村では、内部施設の整備が必要となったが、特に域内東部地区においては、その殆どが新設となり、技術者の確保、財源等の問題によって具体的な進展がなかったため厚生省・自治省・佐賀県の指導を得た結果、

(1) 神埼町・三田川町・東脊振村・中原町・北茂安町・三根町・上峰村以上 7 町村の水道事業経営を統合し、佐賀東部水道企業団が経営する。

(2) 佐賀東部水道企業団の経営形態は 7 町村の水道事業と 13 市町村の用水供給事業を同一管理者の下で経営する。

(3) 7 町村の新規区域の水道施設は、企業団が無水源簡易水道施設整備の補助制度を受けて昭和 55 年度から昭和 58 年度までの 4 か年継続事業で整備する。

(4) 将来的には、用水供給事業から水道事業への一元化を目標とする。

との結論を見た。

これにより昭和 56 年 1 月 10 日厚生省環第 7 号をもって前記 7 町村を一元化した水道事業の認

可をも得て用水供給事業と併せて経営することとなり、各町村役場内の水道課及び係を佐賀東部水道企業団営業所及び出張所として、それまでの施設を利用して事業を開始した。

このような経緯にもとづき、昭和57年3月1日北茂安浄水場系の1.007㎥／秒（87,000㎥／日）について水利使用申請を行い、昭和57年11月24日建設省九地河政発第7号をもって許可を得て昭和60年2月構成市町村のうち8町村【千代田町・神埼町・三田川町・東脊振村・中原町・北茂安町・三根町・上峰村】へ用水の供給を開始した。

更に昭和59年筑後大堰の新規利水に係る配分水量として、佐賀東部水道企業団で新たに0.117㎥／秒（10,000㎥／日）を受けたことにより、昭和60年2月創設事業の変更認可申請を行い、昭和60年8月30日厚生省生衛第478号にて認可を得た。

これにより既得配分水量1.065㎥／秒（92,000㎥／日）と合わせて1.182㎥／秒（102,000㎥／日）が企業団の計画取水量となった。

なお、基山浄水場系の導水・浄水施設については、昭和60年4月1日をもって基山町から企業団に管理運営を移管し、基山町への用水供給を開始したが、福岡導水事業は、当企業団がユーザーとして参加したこと及び山口調整池の追加等により昭和61年8月15日付で、事業実施方針を変更し、河川協議も同年11月8日付で許可（建設省九地河政発第4号）になったことから、同年12月1日より、基山分水（暫定通水）が、正式に開始されることになった。

その後、用水未供給の市町に対して、工事の進捗に伴い、諸富町へは昭和62年11月7日に、佐賀市へは平成4年4月1日にそれぞれ暫定通水を開始した。

当初、創設工事は計画目標年次を昭和60年としていたが、その後、他の公共事業と共同施工となる工区における進捗の調整や、構成市町村の財政負担等を考慮して平成7年度に目標年度を改め、平成8年3月には工事も完了し、平成8年4月1日からは念願の構成市町村全体への用水供給を行うこととなった。

用水の全面通水に伴い、平成8年3月末には諸富浄水場を、平成9年3月末には川副浄水場を廃止することとなった。

用水供給料金については、構成市町村間での弾力的な水運用を行う必要に迫られていたことから、平成4年4月1日からこれまでの責任水量の考え方を改め、過去3か年の使用実績により3年毎に水量を見直す協定水量制を施行した。

水道事業については、平成6年4月1日から、より効率的な経営を目指し、諸富町、川副町、

東与賀町、千代田町及び基山町の5町の水道事業を統合し、第一次統合の7町村と合わせ、構成13市町村のうち、佐賀市を除く12町村の水道事業を企業団が経営することになった。

また、平成7年4月からは、それまで町村毎に異なっていた水道料金を統一料金とするとともに、会計処理においても、町村毎の区分会計をなくし一元化を図った。

その後、普及率の向上並びに下水道事業の開始に伴った水需要の拡大を受けて、水利未処分の状態となっていた筑後大堰の配分水量 0.117 ㎥/秒（10,000 ㎥/日）の水利使用申請を行うこととなり、0.082 ㎥/秒（7,000 ㎥/日）を北茂安浄水場系への追加として水利使用申請を行い、平成13年9月27日国九整13水筑第5号をもって許可を得た。

さらに、残る0.035 ㎥/秒（3,000 ㎥/日）についても、基山浄水場系への追加として、平成14年2月12日国九整専水第4号をもって福岡導水事業の河川協議の同意を得た。これにより、北茂安浄水場系は1.089 ㎥/秒（94,000 ㎥/日）、基山浄水場系は0.093 ㎥/秒（8,000 ㎥/日）までの取水が可能となった。

平成17年10月の諸富町と佐賀市の合併によって、佐賀市諸富町は佐賀東部水道企業団水道事業から脱退となり、以降は佐賀市水道事業からの受託事業として事業運営していたが、平成 31年3月31日をもってその受託も解消し、現在2市4町で水道事業を実施している。

昭和52年の運用開始から30余年の月日を経た著しい老朽化と人口増による水需要の増加に対応すべく、平成25年1月31日、計画最大給水量7,500 ㎥/日の能力を持つ基山浄水場の更新工事の完成を迎え、槽浸漬方式セラミック膜ろ過装置を主軸にしたハイブリッド浄水処理は、安全で安定した給水を可能にした。

※現在の市町名（旧町村名）及び名称（旧名称）：変更順

上峰町（上峰村）、みやき町（中原町、北茂安町、三根町）、佐賀市諸富町（諸富町）、

吉野ヶ里町（三田川町、東脊振村）、神埼市神埼町（神埼町）、神埼市千代田町（千代田町）

佐賀市川副町（川副町）、佐賀市東与賀町（東与賀町）、独立行政法人水資源機構（水資源開発公団）

2）年　　表

国・佐賀県・水資源機構	企　業　団
昭和	**昭和**
39.10.16　筑後川水系水資源開発水系指定	
41. 2. 1　筑後川における「水資源開発基本計画」策定 両筑平野用水事業（江川ダム）閣議決定	
42. 1.30　主務大臣（厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣）により、両筑平野用水事業に関する事業実施方針指示	
42. 3.28　両筑平野用水事業に関する事業実施計画認可	
44. 6.13　北部九州水資源開発協議会により筑後川水系水資源開発構想（マスタープラン）策定	
45.12.22　「水資源開発基本計画」の一部変更 （寺内ダムの追加）閣議決定	
46. 3.31　厚生省「佐賀東部地区水道計画基礎調査」実施	
47. 3.24　主務大臣（前途）により、両筑平野用水事業に関する事業実施方針変更指示	
47. 3.25　主務大臣（建設大臣）により寺内ダム建設事業に関する事業実施方針指示	47. 8.11　佐賀東部広域水道推進協議会設立
47.12.25　寺内ダム実施計画認可	
49. 7.26　「水資源開発基本計画」の一部変更閣議決定 （筑後大堰及び福岡導水事業の追加）	49. 5. 1　佐賀東部広域水道企業団設立準備委員会発足
50. 3.17　両筑平野用水実施計画変更認可	
50. 4. 1　「江川ダム」管理開始	50. 4. 1　「佐賀東部水道企業団」設立
51. 8.30　主務大臣（厚生大臣）により福岡導水事業に関する事業実施方針指示	51. 8.17　「佐賀東部水道用水供給事業」の経営認可を得る。 （厚生省環第490号）
51.11. 2　福岡導水事業に関する事業実施計画認可	
51.11.24　北部九州水資源開発協議会により筑後川水系水資源開発構想（第2次マスタープラン）決定	
52. 1.28　主務大臣（建設大臣）により筑後大堰建設事業に関する業務実施方針指示	
52. 2.18　寺内ダム実施方針変更指示	
52. 3.12　寺内ダム実施計画変更認可	
52. 3.31　佐賀東部水道広域圏の広域的水道整備計画承認 （厚生省環第263号）	
52.11.28　筑後大堰に関する事業実施計画認可	
53. 6. 1　「寺内ダム」管理開始	
54. 4.18　「筑後大堰」工事着手（翌日中止）	55. 5. 6　「北茂安浄水場」工事着手
55.12.25　「筑後大堰」工事再着手	56. 1.10　「水道事業」の経営認可を得る。（神埼町、三田川町、東脊振村、上峰村、中原町、北茂安町、三根町）（厚生省環第7号）

国・佐賀県・水資源機構	企業団
昭和	**昭和**
56. 1.30　「水資源開発基本計画」全部変更（寺内ダム、筑後大堰、福岡導水、耳納山麓土地改良、筑後川下流土地改良、筑後川下流用水、竜門ダム、猪牟田ダム、松原下筌ダム再開発、佐賀導水、城原川ダム他）	
57. 3.24　福岡導水事業、河川協議同意 （当初）（建設省九地河政発第11号） 最大取水量 1.579㎥/s	57.11.24　87,000㎥/日（1.007㎥/s）の水利使用許可を得る。 （建設省九地河政発第7号）
59. 2.24　「水資源開発基本計画」の一部変更 （赤石川ダム等の追加）	59. 6. 7　北茂安浄水場受電開始
	59. 9.19　九州電波監理局による検査終了し無線使用開始
	59.10. 8　白壁中継ポンプ場受電開始
59.10.30　筑後大堰竣工式	60. 2. 1　8町村（水道事業7町村及び千代田町）に対し一部通水を開始する。
60. 3. 9　筑後大堰の事業実施方針変更指示	
60. 3.20　筑後大堰の事業実施計画変更認可	
60. 4. 1　「筑後大堰」管理開始	60. 4. 1　基山浄水場の管理運営を企業団に移管し用水供給を開始する。
60. 8.30　福岡導水事業、河川協議変更同意 （第1回変更）（建設省九地河政発第9号） 最大取水量1.579㎥/s → 1.655㎥/s 筑後大堰開発量の追加0.076㎥/s （福岡地区水道企業団のみ）	60. 8.30　「佐賀東部用水供給事業」の変更認可を得る。 「第一期拡張事業」（厚生省生衛第478号）
61. 3. 7　佐賀県により「昭和60年度佐賀東部水道企業団助成事業費補助金交付要綱」が制定される。 （10年間で22億1千万円の県費補助を受ける。）	
61. 8.15　主務大臣（厚生大臣）より福岡導水事業に関する事業実施方針の変更指示。（山口調整池の追加、佐賀東部水道企業団が新たにユーザーとして加わる。・・・・基山町分0.058㎥/s）	
61. 9.25　福岡導水実施計画変更認可	
	61.10.27　中原調整池場内整備工事着手（62.12.10竣工）
61.11. 8　福岡導水事業、河川協議変更認可。最大取水量1.655㎥/sを1.803㎥/sに改める。 （第2回変更）（建設省九地河政第4号） 江川・寺内ダム分0.148㎥/s ・福岡地区水道企業団・・・・0.090㎥/s ・佐賀東部水道企業団・・・・0.058㎥/s	61.12. 1　基山浄水場、福岡導水路からの取水開始 （暫定通水）
	62. 8.25　基山浄水場施設整備工事着手（63.3.10竣工）
	62.11. 7　諸富町暫定通水開始
	62.12.28　中原調整池築造工事着手
63. 6. 3　北部九州水資源開発協議会により筑後川水系水資源開発構想（第3次マスタープラン）決定	63. 8.13　県道早良～中原線通水完了　φ1,200全線完成
平成	
元. 1.24　「水資源開発基本計画」の全部変更 （赤石川ダムを大山ダムに名称変更）	
元. 6.26　福岡導水実施方針変更指示（合所ダムの追加）	
元. 6.30　福岡導水実施計画変更認可	

国・佐賀県・水資源機構	企　　業　　団
平成	**平成**
元.12.26　福岡導水事業、河川協議変更同意 （第3回変更）（建設省九地河政発第11号） 最大取水量1.803㎥/s → 2.129(2.064)㎥/s 合所ダム開発量の追加0.326(0.261)㎥/s	元. 8.25　中原調整池2号池稼働
	2. 7.28　中原調整池1号池稼働
	2. 9. 1　送水流量監視装置一部稼働
	4. 2.20　筑後川における水利使用（更新）申請許可 （建九3水筑第22号）
	4. 4. 1　佐賀市暫定通水開始
	4. 4. 1　用水供給事業の配分水量を3年毎に見直す「協定水量制」とする。
	4.11. 1　川副町暫定通水開始（海苔期11月～1月）
	5. 2. 8　新庁舎起工式
5. 4.15　福岡導水事業、河川協議変更同意 （第4回変更）（建設省九地河調発第1号）	5. 5.12　第37回全国水道企業団協議会総会を筑後川三企業団共催で開催する。（嬉野町）
5. 9.21　「水資源開発基本計画」一部変更（小石原川ダムの追加各事業の工期変更等）	5.11.18　新庁舎落成式
	5.11.24　庁舎移転
	6. 4. 1　「水道事業」の経営変更認可を得る。（諸富町、川副町、東与賀町、千代田町、基山町の5町を新たに統合する）（厚生省生衛第466号）
	6. 7.10　異常渇水に伴う取水制限（第1次渇水調整）開始、翌年6月1日の制限解除（第14次渇水調整）に至るまでの間、最大40%の取水制限を行った。 （減圧給水、夜間断水等で対応）
	7. 4. 1　水道事業統合12町村の水道料金を統一し町村毎の区分会計をなくした。
	7.12.22　少雨による渇水状況のため、第1次渇水調整が行われ、翌年4月30日の第5次まで渇水調整が継続された。 筑後大堰自己貯留水及び鳥栖市貯留水の活用等で対応し、途中から三企業団での総合運用がなされた。
	8. 3.31　水道用水供給事業の創設事業完成
	8. 3.31　諸富浄水場廃止
	8. 3.31　全面通水により、東与賀町への佐賀市からの分水をとりやめた。
	8. 4. 1　構成13市町村全体への用水供給開始 （全面通水）
	8. 4.19　企業団創設20周年記念式典
8. 5.13　福岡導水事業、河川協議変更同意 （第5回変更）（建九8水筑第9号） 更新及び調整池工事の工期延長	9. 3.31　川副浄水場廃止
11. 1.29　「水資源開発基本計画」の一部変更 （大山ダム、福岡導水の工期変更等）	11. 2.25　前年10月からの小雨により取水制限（第1次渇水調整）開始、6月25日に制限解除。（第6次渇水調整）（筑後大堰自己貯留水及び鳥栖市貯留水の活用等で対応）

国・佐賀県・水資源機構	企　業　団
平成 11. 5.25　主務大臣（厚生大臣）により福岡導水事業に関する事業実施方針の変更指示 （工期、事業費、導水量の変更） （導水量2.129㎥/s →2.767㎥/sに増量 ・福岡地区水道企業団‥‥0.603㎥/s （水源：大山ダム） ・佐賀東部水道企業団‥‥0.035㎥/s （水源：筑後大堰）） 企業団基山町分 0.058㎥/s → 0.093㎥/sに増量 11. 7.14　福岡導水事業に関する事業実施計画変更認可 13. 5.10　主務大臣（厚生大臣）により福岡導水事業に関する施設管理方針指示 13. 9.21　福岡導水事業に関する施設管理規程認可 14. 2.12　福岡導水事業、河川協議変更同意 （第6回変更）（国九整専水第4号） 最大取水量2.129(2.064)㎥/s → 2.164(2.099)㎥/s 佐賀東部水道企業団筑後大堰0.035㎥/s (3,000㎥/日)追加 15.10. 1　水資源開発公団が独立行政法人「水資源機構」へ移行 20.11.13　福岡導水事業に関する実施計画変更認可 21. 8.24　福岡導水事業に関する事業実施計画変更認可 （事業工期、事業に要する費用の概算額の変更） 23. 3.29　福岡導水事業、河川協議変更同意 （第7回変更）（国九整専水第4号） 最大取水量2.164㎥/s（2.099㎥/s）→ 2.767㎥/s（2.702㎥/s） 大山ダム開発量追加、取水口の改造	平成 13. 9.27　1.089㎥/s(94,000㎥/日)の水利使用（変更）許可を得る。（国九整13水筑第5号） 筑後大堰0.082㎥/s(7,000㎥/日)追加 14. 9.30　6月以降の少雨による渇水状況のため、第１次渇水調整が行われ、翌年4月30日の第9次まで渇水調整が継続された。これまでの渇水対策に加え、今回が初めての試みとなった筑後大堰の先使い及び県境を越えた水の融通が行われた。 16. 9.27　佐賀営業所、本庁へ移転 17. 3. 1　中原町・北茂安町・三根町が合併して、みやき町となる。 17. 6.30　春先からの記録的少雨による渇水のため、渇水対策本部を設置。7月12日の第2次渇水調整まで住民への節水広報に努め、同日降雨により貯水量、河川流況が回復したことから、渇水対策本部を解散した。 17.10. 1　諸富町が佐賀市と合併して、佐賀市となる。 （諸富町水道については佐賀市へ移管） 17.10. 1　諸富町の水道事業に係る事務を受託する。 18. 3. 1　三田川町と東脊振村が合併して、吉野ヶ里町となる。 18. 3.20　神埼町・千代田町が合併して、神埼市となる。 19.10. 1　川副町・東与賀町が佐賀市に編入して、佐賀市となる。 21. 2.27　基山町と鳥栖市を結ぶ緊急時用連絡管を布設（国庫補助事業）φ250 22.12.28　基山浄水場浄水施設更新事業着手（25.1.31竣工） 23. 2.14　基山浄水場の更新工事に伴い、「佐賀東部水道用水供給事業」の変更届を提出 （健水収0214第1号） 23. 5. 1　営業所、出張所の統廃合を行う。 23. 5. 2　昨年8月以降の少雨による渇水状況のため、渇水対策本部を設置。5月27日の第3次渇水調整まで、他団体から応援を受けつつ、二度の取水制限を行い対処、6月16日に渇水対策本部を解散した。 23. 7. 5　北茂安浄水場系水処理施設耐震補強工事着手（26.12.26竣工） 24.12. 3　基山浄水場膜ろ過浄水施設より通水開始

国・佐賀県・水資源機構	企　　業　　団
平成 29. 7. 5　九州北部豪雨により寺内ダム被災 水道施設災害復旧費国庫補助金交付決定 （生衛第3225号、H30.3.20） 30. 7. 5　西日本豪雨災害により寺内ダム被災 水道施設災害復旧費国庫補助金交付決定 （生衛第3449号の2、H31.3.20） 30.11.19　福岡導水施設地震対策事業認可	**平成** 26. 2. 7　亀の甲ポンプ場廃止 28. 1.25　異常低温に伴う給水管漏水被害 減免件数3,355件　減免水量118,717㎥ 28. 7.28　北茂安浄水場とみやき町江口地区を繋ぐ緊急連絡管を布設着工 28. 9.15　北茂安浄水場基幹設備群更新事業着手 29. 2.20　「佐賀東部水道企業団水道事業」の変更届を提出（生食水収0220第1号）計画給水人口の変更 31. 3.31　諸富町の水道事業に係る事務の受託を解消
令和 2. 7. 5　令和2年7月豪雨により寺内ダム被災 令和2年度令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付決定 （生衛第3812号、R3.2.25）	**令和** 2. 6.19　重要給水施設配水管耐震化事業着手 2. 6.30　送水管更新事業着手

３） 事業別概要

(1) 水道用水供給事業

区　　分	創設事業 (S51. 8. 17)	第一期拡張事業 (S60. 8. 30)	届出 (H23. 2. 14)
構成団体	佐賀市、諸富町、川副町、東与賀町、神埼町、千代田町、三田川町、東脊振村、基山町、中原町、北茂安町、三根町、上峰村 (1市10町2村)	同　　左	佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町（2市4町）
計画給水人口	310,000人	332,250人	305,500人
計画一日最大給水量	92,000㎥/日	95,300㎥/日	85,400㎥/日
計画一日最大取水量	92,000㎥/日	102,000㎥/日	
水源内訳	江川・寺内ダム 92,000㎥/日(1.065㎥/秒)	江川・寺内ダム 92,000㎥/日(1.065㎥/秒) 筑後大堰 10,000㎥/日(0.117㎥/秒)	
給水開始	昭和60年2月1日（一部） 平成8年4月1日（全部）	－	
工期	昭和51年度～昭和60年度	昭和51年度～平成7年度	
事業費（創設）	19,951,369千円（認可時）	54,130,716千円（精算時）	

事業費及び財源内訳表

区　　分		執行額（千円）
事業費	貯水施設	8,416,311
	取水施設	625,305
	導水施設	251,309
	浄水施設	6,789,084
	送水施設	17,004,935
	水質検査施設	170,987
	庁舎建設	747,653
	用地及び補償費	1,125,876
	調査費	215,913
	事務費	1,689,860
	建設利息	17,093,483
	計	54,130,716
財源	国庫補助金	8,632,689
	企業債	37,887,900
	出資金・負担金	4,380,990
	一般財源	3,229,137
	計	54,130,716

(2) 水道事業

区　　分	第一次統合 (S56. 1. 10)	第二次統合 (H6. 4. 1)	一部廃止及び 市町村合併 (H17. 10. 1)
構成団体	神埼町、三田川町、東脊振村、中原町、北茂安町、三根町、上峰村　(7町村)	諸富町、川副町、東与賀町、神埼町、千代田町、三田川町、東脊振村、基山町、中原町、北茂安町、三根町、上峰町　(12町村)	佐賀市(川副町、東与賀町)、神埼市(神埼町、千代田町)、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町　(2市4町)
計画給水人口	67,600人	127,800人	115,200人
計画一日最大給水量	24,960㎥/日	56,000㎥/日	48,900㎥/日
事業計画事業名	無水源地域簡易水道事業		
工期	昭和55年度～昭和58年度		
事業費	3,542,600千円 (計画)		
	2,688,215千円 (精算)		

区　　分	届出 (H29. 2. 20)
構成団体	佐賀市(川副町、東与賀町)、神埼市(神埼町、千代田町)、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、　(2市4町)
計画給水人口	116,600人
計画一日最大給水量	48,500㎥/日
事業計画事業名	
工期	
事業費	

事業費及び財源内訳表

(無水源地域簡易水道事業)

区　　分		執行額(千円)
事業費	配水施設	2,263,708
	用地及び補償費	5,000
	調査費	203,212
	事務費	75,032
	建設利息	141,263
	計	2,688,215
財源	国庫補助金	606,750
	企業債	1,640,100
	負担金	441,365
	計	2,688,215

施工地区	施工延長(m)	金額(千円)
神埼町	20,685	413,649
三田川町	19,217	310,392
東脊振村	20,117	299,490
中原町	30,593	451,860
北茂安町	48,356	594,652
三根町	8,961	127,021
上峰町	41,560	491,151
計	189,489	2,688,215

4） 全体事業模式図

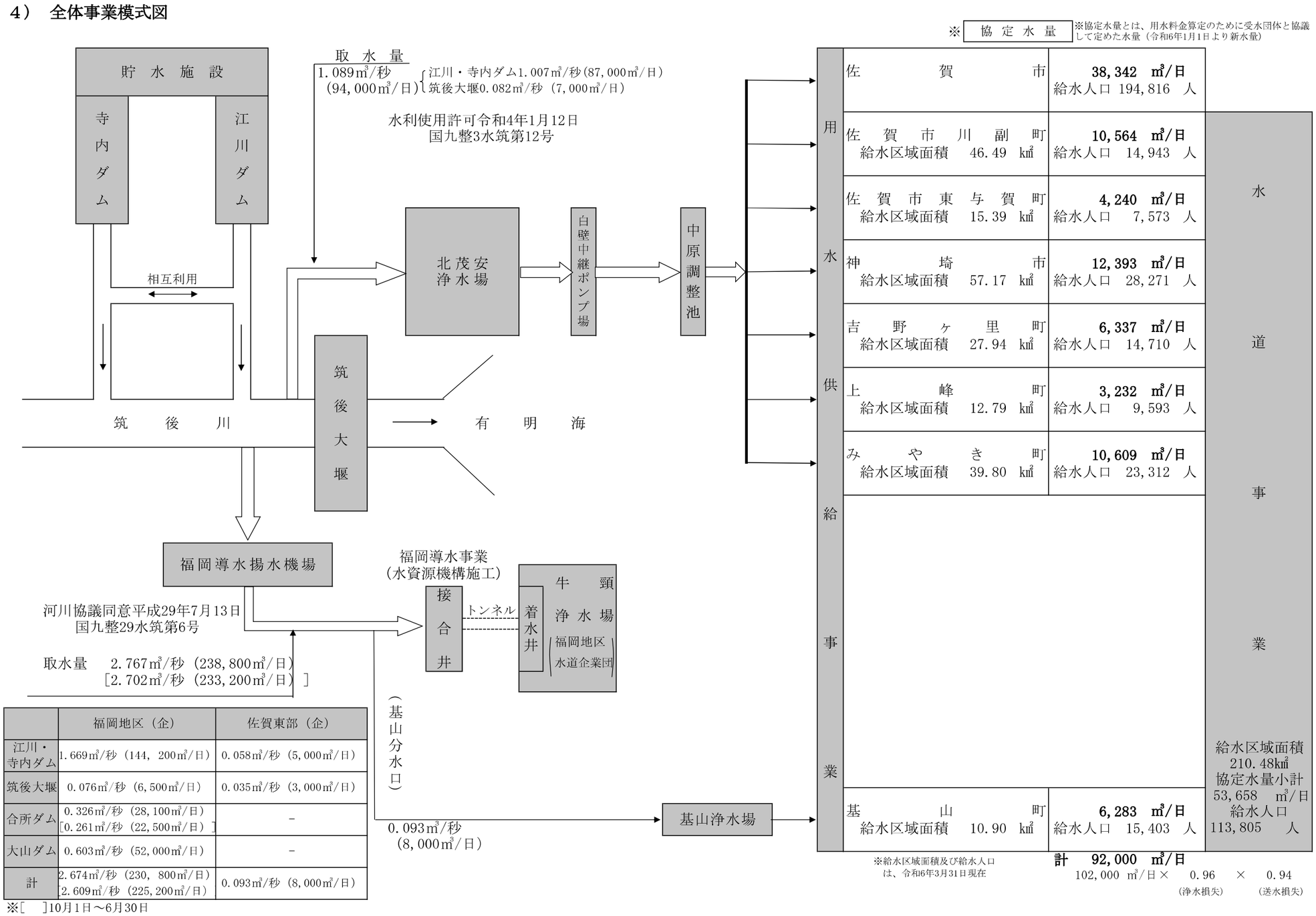

	福岡地区（企）	佐賀東部（企）
江川・寺内ダム	1.669㎥/秒（144, 200㎥/日）	0.058㎥/秒（5,000㎥/日）
筑後大堰	0.076㎥/秒（6,500㎥/日）	0.035㎥/秒（3,000㎥/日）
合所ダム	0.326㎥/秒（28,100㎥/日） [0.261㎥/秒（22,500㎥/日）]	－
大山ダム	0.603㎥/秒（52,000㎥/日）	－
計	2.674㎥/秒（230, 800㎥/日） 2.609㎥/秒（225,200㎥/日）	0.093㎥/秒（8,000㎥/日）

※[ ]10月1日～6月30日

５）組　　織

(1) 議会構成

当企業団の議員の定数は、8人としている。選出は、関係市町の長をもって充てているが佐賀市にあっては、市長及び佐賀市議会が当該議会の議員のうちから選挙した者としている。任期は、関係市町の長又は佐賀市議会の議員としての任期としている。

(R6.4.29現在)

構成団体	議員数	議員氏名
佐賀市	3人	坂井　英隆、千綿　正明、川原田　裕明
神埼市	1人	實松　尊徳
吉野ヶ里町	1人	伊東　健吾
基山町	1人	松田　一也
上峰町	1人	武廣　勇平
みやき町	1人	岡　毅
計	8人	

(2) 企業長

企業長は、地方公営企業法（以下「法」という。）第39条の2第3項の規定により企業団を組織する構成団体の長の共同任命により選任され、法第7条の2第4項及び法第39条の2第4項の規定により任期は4年となっている。

(3) 職　員

企業団の職員は、設立時、事業進捗の経緯の中で構成団体から職員の派遣を受け入れてきたが、現在は75名（企業長、再任用職員含む）全員が専任職員となっている。

(4) 監査委員

監査委員は、2人とし、法第39条の2第5項の規定に基づき、企業長が企業団の議会の同意を得て、事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者のうちから選任している。

◎監査委員（R6.4.1現在）

・ 力久　剛（佐賀市 監査委員）

・ 酒井　英良

(5) 幹事会

当企業団が行う事業の円滑な推進を図るため幹事会を設置している。この幹事会の委員は、副市町長又は市町長の指名する者をもって組織している。

●幹事会協議事項

① 企業団議会に提案すべき事項に関すること。

② 料金及び構成団体の負担金に関すること。

③ 企業団の財政計画及び事業計画に関すること。

④ 構成団体の配分水量に関すること。

⑤ その他、重要事項に関すること。

6）歴代企業長

歴順	企業長名	任期
1	横尾助二	昭和50. 4. 1 ～ 昭和50.10.31
2	吉野一紀	〃 50.11. 1 ～ 〃 54.10.31
3	田中佐一郎	〃 54.11. 1 ～ 〃 58.3.31
4	徳富春光	〃 58.4. 1 ～ 平成 2.10.31
5	塚原保矩	平成 2.11. 1 ～ 〃 14. 3.31
6	糸山利光	〃 14. 7. 1 ～ 〃 18. 6.30
7	諸永浩	〃 18. 7. 1 ～ 〃 23. 6.30
8	柳川和政	〃 23. 7. 1 ～ 〃 28. 6.30
9	松尾安朋	〃 28. 7. 1 ～ 現在

2． 機　　構

1） 機構の変遷

●昭和50年4月1日（企業長以下7名）

佐賀県指令50地第842号をもって県知事の許可を得、総務課（庶務係・経理係）、工務課（設計係・工事係）の2課4係をもって発足した。

●昭和54年9月1日（企業長以下31名）

総務課に用地係、企画係を新設し、工務課を建設一係、建設二係及び浄水場建設事務所（施設係）に改めた。

●昭和56年1月10日（企業長以下49名）

水道事業統合に伴い、従来の町村水道事業窓口を企業団の窓口として引き継ぐことになり、神埼営業所（庶務係・工務係・浄水係）及び総務課に三田川出張所、東脊振出張所、中原出張所、北茂安出張所、三根出張所、上峰出張所を設けた。

●昭和56年4月1日（企業長以下62名）

水道事業の維持管理のため、管理課（管理係・給水係）を新設し、工務課を用水課（送水係・施設係）と配水課（配水一係・配水二係）に改めた。

●昭和58年10月1日（企業長以下66名）

用水供給開始の準備態勢を整えるため、総務課に企画係を設けた。

●昭和60年2月10日（企業長以下67名）

用水供給開始に伴い、水道事業の効率的運営を図るため営業所、出張所の統合を行い新たに三養基営業所（営業係・工務係）を設けた。また、浄水場の稼働に伴い、浄水課（浄水係・水質係）を新設し、用水課、配水課（用水係・配水係）に、神埼営業所を営業、工務の2係に改めた。

更に、経理課（経理係・出納係）を設け、総務課には管理係を設置し、4課2営業所体制を整えた。

なお、水道事業の引き継ぎを行うため、各町村役場内の出張所は、3月末まで存続させた。

●平成元年4月1日（企業長以下59名）

企業団の将来計画策定等のため、総務課に企画係を設けた。

●平成6年4月1日（企業長以下91名）

第二次水道事業統合に伴い、新たに佐賀営業所及び基山出張所を設けた。佐賀営業所は営業課と工務課の2課体制とし、営業課に営業一係、営業二係、営業三係を、工務課には工務一係、工務二係、工務三係及び浄水係を設けた。基山出張所は三養基営業所の管轄とし、営業係と工務係を設けた。

さらに、神埼営業所を従来の2係から、営業係、工務一係、工務二係の3係に改め、本庁工務課に改良係を設け、3係（用水係、改良係、配水係）とした。

●平成8年4月1日（企業長以下88名）

用水供給事業（創設事業）の完成に伴い、佐賀営業所工務課浄水係を廃止した。

●平成9年4月1日（企業長以下88名）

佐賀営業所の営業課及び工務課の3係制を2係制とした。

●平成14年10月1日（企業長以下89名）

企業団の行財政改革を進めるため、新たに行財政改革推進室を設けた。

●平成18年4月1日（企業長以下86名）

浄水課に新たに品質管理係を設けた。

●平成19年4月1日（企業長以下85名）

行財政改革推進室を廃止し、総務課内に行革推進係として設けた。

●平成20年4月1日（企業長以下86名）

次長を設け、行革推進係を廃止した。

●平成23年5月1日（企業長以下79名）

行財政改革の一環として、業務を集約し効率化を進めるために、既存の営業所を統合し営業部門を営業課（営業一係、営業二係、営業三係、業務係）とし、工務部門を工務二課（給水一係、給水二係、給水三係、給水四係）として設けた。基山出張所を三養基営業所に統合し、三養基営業所工務係を工務一係、工務二係とした。経理課を廃止し総務課内に財政係として設け、企画係を経営企画係とした。

●平成24年4月1日（企業長以下76名）

工務二課の4係制を3係制、三養基営業所工務係の2係制を1係制とした。

●平成26年4月1日（企業長以下75名）

総務課の管理係を経営企画係と統合し企画管理係とし、財政係を廃止し財政課として設け、営業課の4係制を2係制とした。

●平成27年4月1日（企業長以下73名）

工務二課を3係制から2係制とした。

●平成31年4月1日（企業長以下75名）

工務一課に新たに事業推進係を設けた。

●令和4年4月1日（企業長以下75名）

総務課の企画管理係を企画係とし、財政課に契約管理係を設けた。工務一課の事業推進係を廃止し事業推進課を設けた。浄水課の浄水係を1係制から2係制とした。

機構　令和6年4月1日現在　企業長以下75名（再任用職員含む）

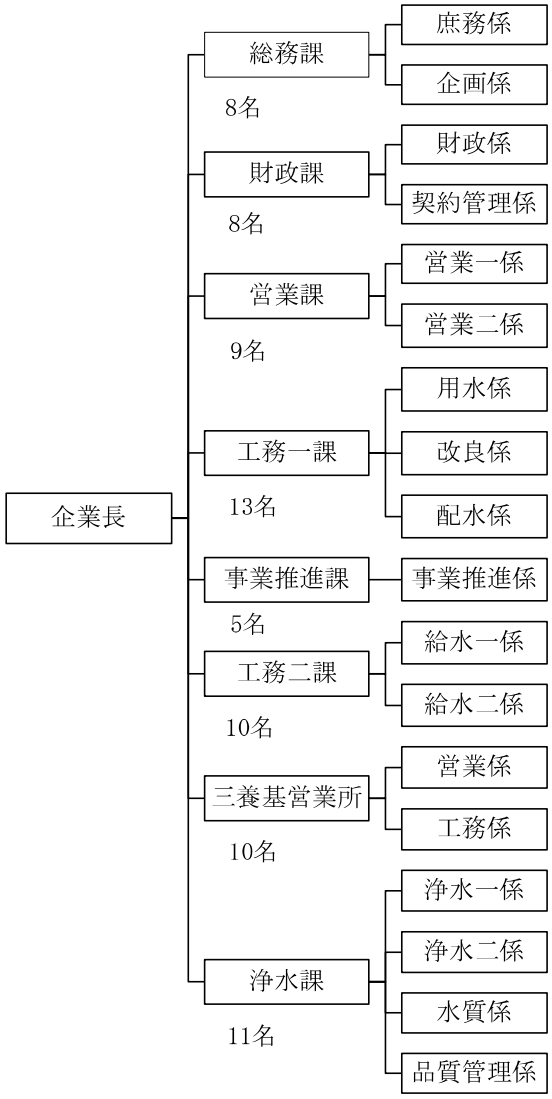

２）年齢別職員構成比

令和 6年 4月 1日現在

職員 / 年齢	事務職員 職員数（人）	事務職員 比率（%）	技術職員 職員数（人）	技術職員 比率（%）	計 職員数（人）	計 比率（%）
20才未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20才以上25才未満	6	19.4	7	16.3	13	17.6
25才以上30才未満	5	16.1	3	7.0	8	10.8
30才以上35才未満	6	19.4	6	14.0	12	16.2
35才以上40才未満	1	3.2	2	4.7	3	4.1
40才以上45才未満	0	0.0	2	4.7	2	2.6
45才以上50才未満	2	6.5	4	9.3	6	8.1
50才以上55才未満	8	25.8	9	20.9	17	23.0
55才以上60才未満	0	0.0	10	23.3	10	13.5
60才以上	3	9.7	0	0.0	3	4.1
合　計	31	100	43	100	74	100
平均年齢	38才10月		42才6月		41才0月	

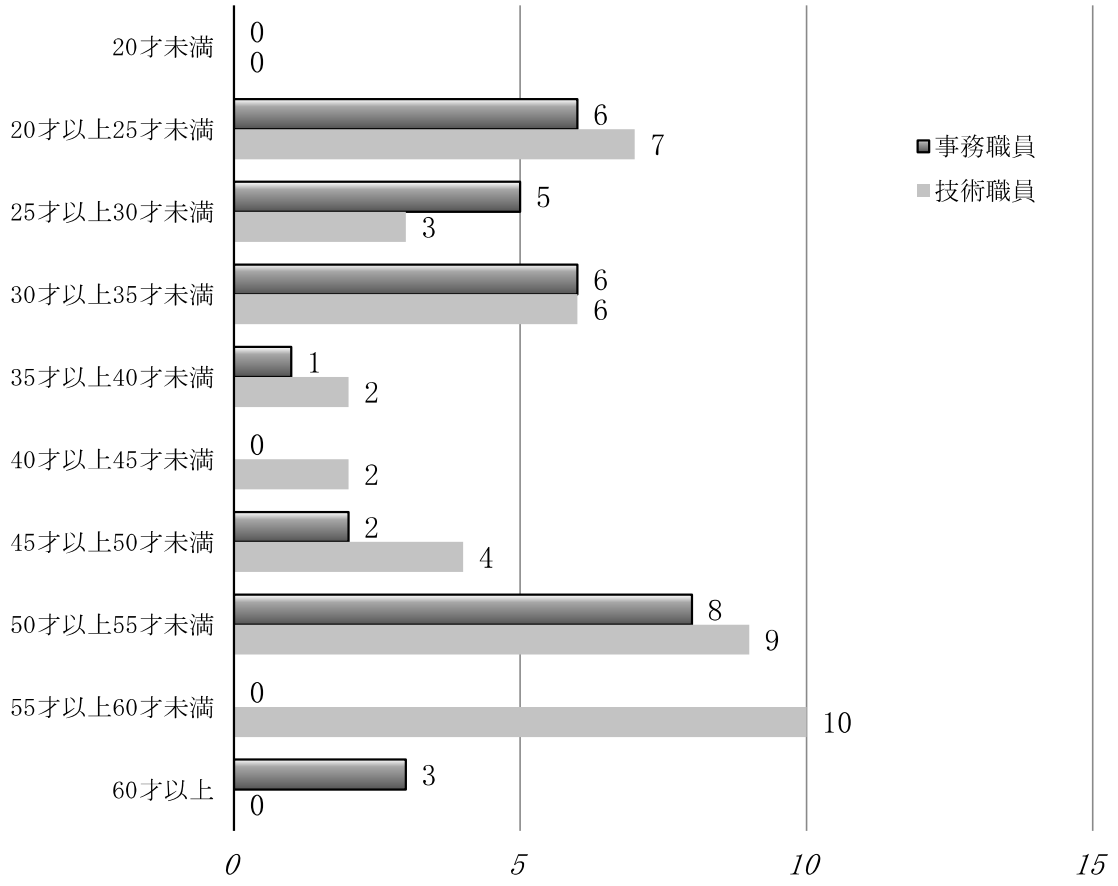

３．水源の概要

１）施設概要

項　目	江　川　ダ　ム	寺　内　ダ　ム	筑　後　大　堰	福　岡　導　水
河 川 名	筑後川水系小石原川	筑後川水系佐田川	筑後川水系筑後川	筑後川水系筑後川
主 務 省	農 林 水 産 省 厚 生 労 働 省 経 済 産 業 省	国 土 交 通 省	国 土 交 通 省	厚 生 労 働 省
施工主体	水 資 源 機 構	水 資 源 機 構	水 資 源 機 構	水 資 源 機 構
型　式	重力式コンクリート	ロ ッ ク フ ィ ル	可　動　堰	総延長：24.7km 管路部：14.5km トンネル部：10.2km 山口調整池 有効貯水容量 3,900千㎥
集水面積	30㎢	51㎢	2,315㎢	
総貯水容量	25,300千㎥	18,000千㎥	5,500千㎥	
有効貯水容量	24,000千㎥	16,000千㎥	930千㎥	
新規都市用水容量	4,000千㎥	4,300千㎥	930千㎥	
佐賀東部容量	1,167千㎥	1,255千㎥	310.9千㎥	
堤　高	79m	83m	27.5m	
堤頂長	298m	420m	501m	
建 設 費	113.8億円	254.2億円	342.9億円	775.7億円
佐賀東部負担額	4.9億円	23.8億円	18.4億円	4.5億円
佐賀東部負担率	0.77×0.0652×0.8847 4.44%	0.103×0.8847 9.11%	7.30%	3.20%
工　期	S39～S49年度	S45～S53年度	S48～S59年度	S48～H24年度

※佐賀東部負担額は、補助金及び建設中の利息を加味した額。
※福岡導水に関する佐賀東部の負担額・負担率は、共用施設部分（取水口～基山分水口）に対する割合。
※主務省については、再編後の新省庁名による。
※水資源機構は、平成15年10月1日、水資源開発公団から移行した。

２）計画開発水量水源内訳（新規都市用水）

（単位：㎥/秒）

利水者 / 水源名	福岡県		佐賀県		計
	福岡地区（企）	福岡県南（企）	鳥栖市	佐賀東部（企）	
江川・寺内ダム （総合運用）	1.669 (144,200㎥/日)	0.777 (67,140㎥/日)	0.139 (12,000㎥/日)	1.065 (92,000㎥/日)	3.650 (315,340㎥/日)
筑後大堰	0.076 (6,500㎥/日)	0.157 (13,500㎥/日)	－	0.117 (10,000㎥/日)	0.350 (30,000㎥/日)
合所ダム	0.326 (28,100㎥/日) 【0.261】 【22,500㎥/日】	0.152 (13,140㎥/日) 【0.121】 【10,460㎥/日】	－	－	0.478 (41,240㎥/日) 【0.382】 【32,960㎥/日】
大山ダム	0.603 (52,000㎥/日)	0.707 (61,080㎥/日)	－	－	1.310 (113,080㎥/日)
計	2.674 (230,800㎥/日) 【2.609】 【225,200㎥/日】	1.793 (154,860㎥/日) 【1.762】 【152,180㎥/日】	0.139 (12,000㎥/日)	1.182 (102,000㎥/日)	5.788 (499,660㎥/日) 【5.692】 【491,350㎥/日】

※【　】：10月1日～6月30日

3）筑後川水系水利用計画模式図

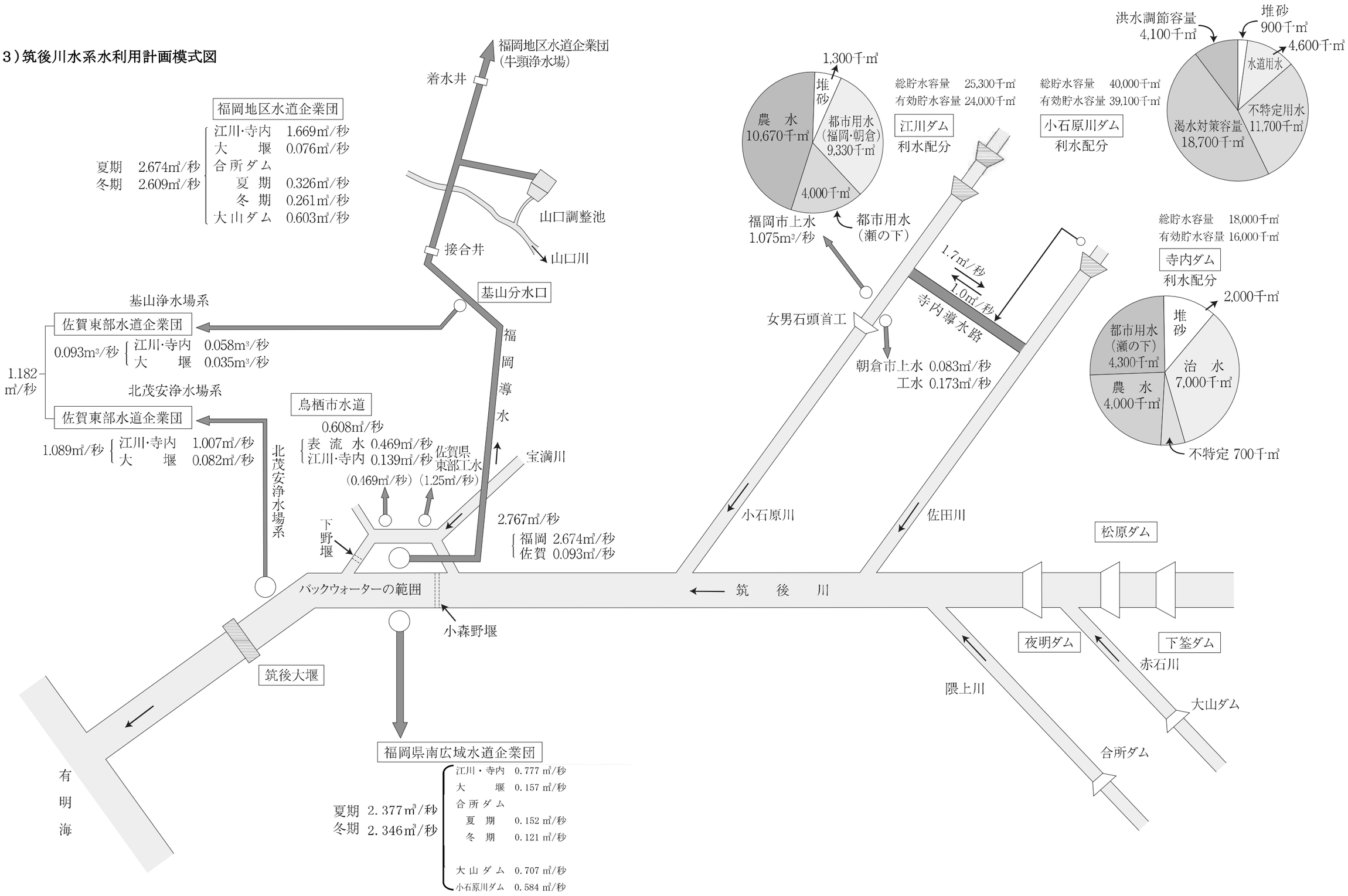

4）水位高低図

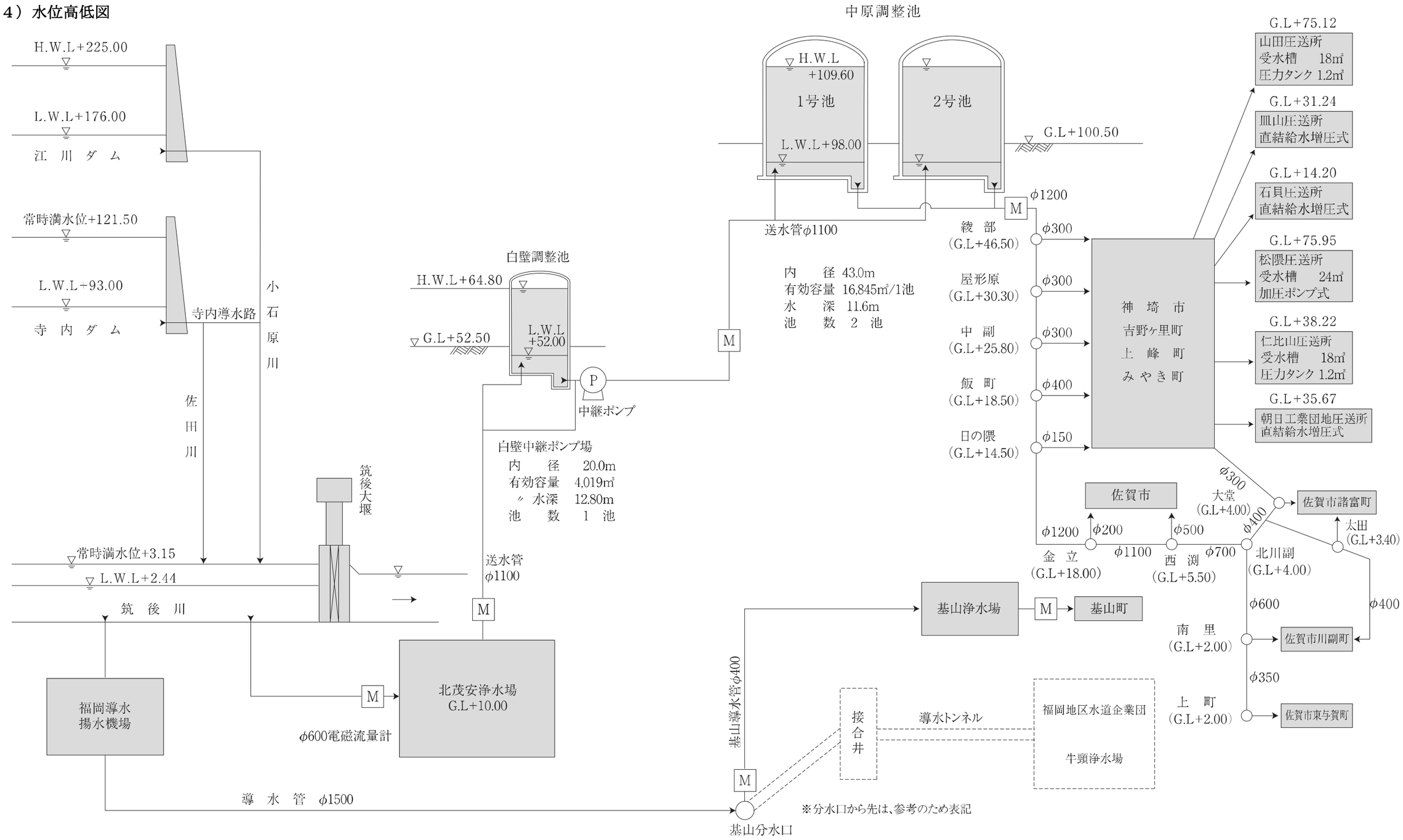
H.W.L+225.00
L.W.L+176.00
江 川 ダ ム
常時満水位+121.50
L.W.L+93.00
寺 内 ダ ム
寺内導水路
小石原川
佐田川
筑後大堰
常時満水位+3.15
L.W.L+2.44
筑 後 川
福岡導水揚水機場
M
φ600電磁流量計
北茂安浄水場
G.L+10.00
送水管
φ1100
白壁調整池
H.W.L+64.80
G.L+52.50
L.W.L
+52.00
P
中継ポンプ
白壁中継ポンプ場
内 径 20.0m
有効容量 4,019㎥
〃 水深 12.80m
池 数 1 池
中原調整池
H.W.L
+109.60
1号池
2号池
L.W.L+98.00
G.L+100.50
送水管φ1100
内 径 43.0m
有効容量 16,845㎥/1池
水 深 11.6m
池 数 2 池
φ1200
綾 部
(G.L+46.50)
屋形原
(G.L+30.30)
中 副
(G.L+25.80)
飯 町
(G.L+18.50)
日の隈
(G.L+14.50)
φ300
φ300
φ300
φ400
φ150
神 埼 市
吉野ヶ里町
上 峰 町
み や き 町
G.L+75.12
山田圧送所
受水槽 18㎥
圧力タンク 1.2㎥
G.L+31.24
皿山圧送所
直結給水増圧式
G.L+14.20
石貝圧送所
直結給水増圧式
G.L+75.95
松隈圧送所
受水槽 24㎥
加圧ポンプ式
G.L+38.22
仁比山圧送所
受水槽 18㎥
圧力タンク 1.2㎥
G.L+35.67
朝日工業団地圧送所
直結給水増圧式
φ300
佐賀市
大堂
(G.L+4.00)
佐賀市諸富町
φ400
太田
(G.L+3.40)
φ1200
φ200
φ500
金 立
(G.L+18.00)
φ1100
西 渕
(G.L+5.50)
φ700
北川副
(G.L+4.00)
φ600
φ400
南 里
(G.L+2.00)
佐賀市川副町
φ350
上 町
(G.L+2.00)
佐賀市東与賀町
基山浄水場
M
基山町
基山導水管φ400
接合井
導水トンネル
福岡地区水道企業団
牛頸浄水場
M
導 水 管 φ1500
基山分水口
※分水口から先は、参考のため表記

4．　施設の現況

1）北茂安浄水場系統

(1)一般平面図

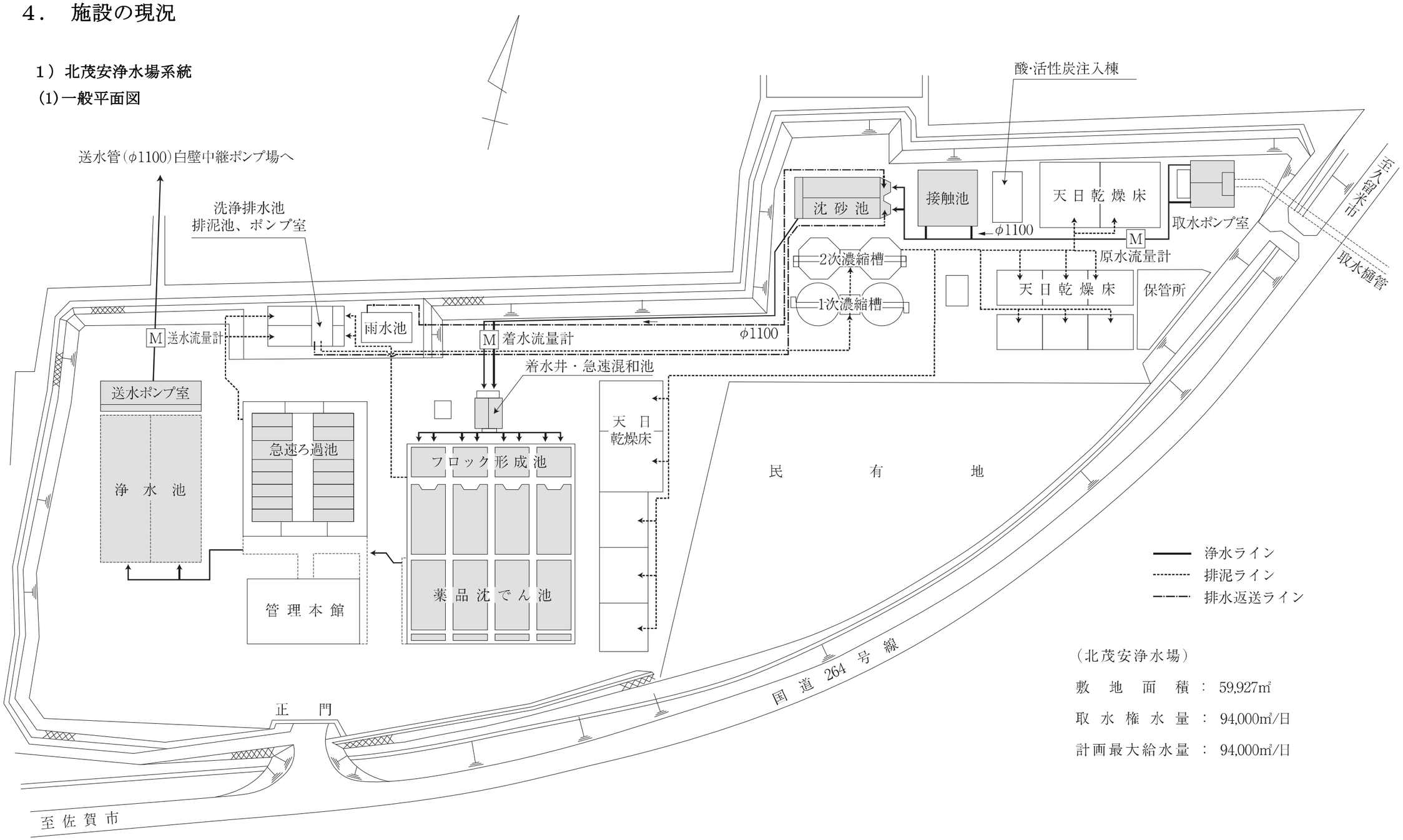

(2) 北茂安浄水場系フロー図

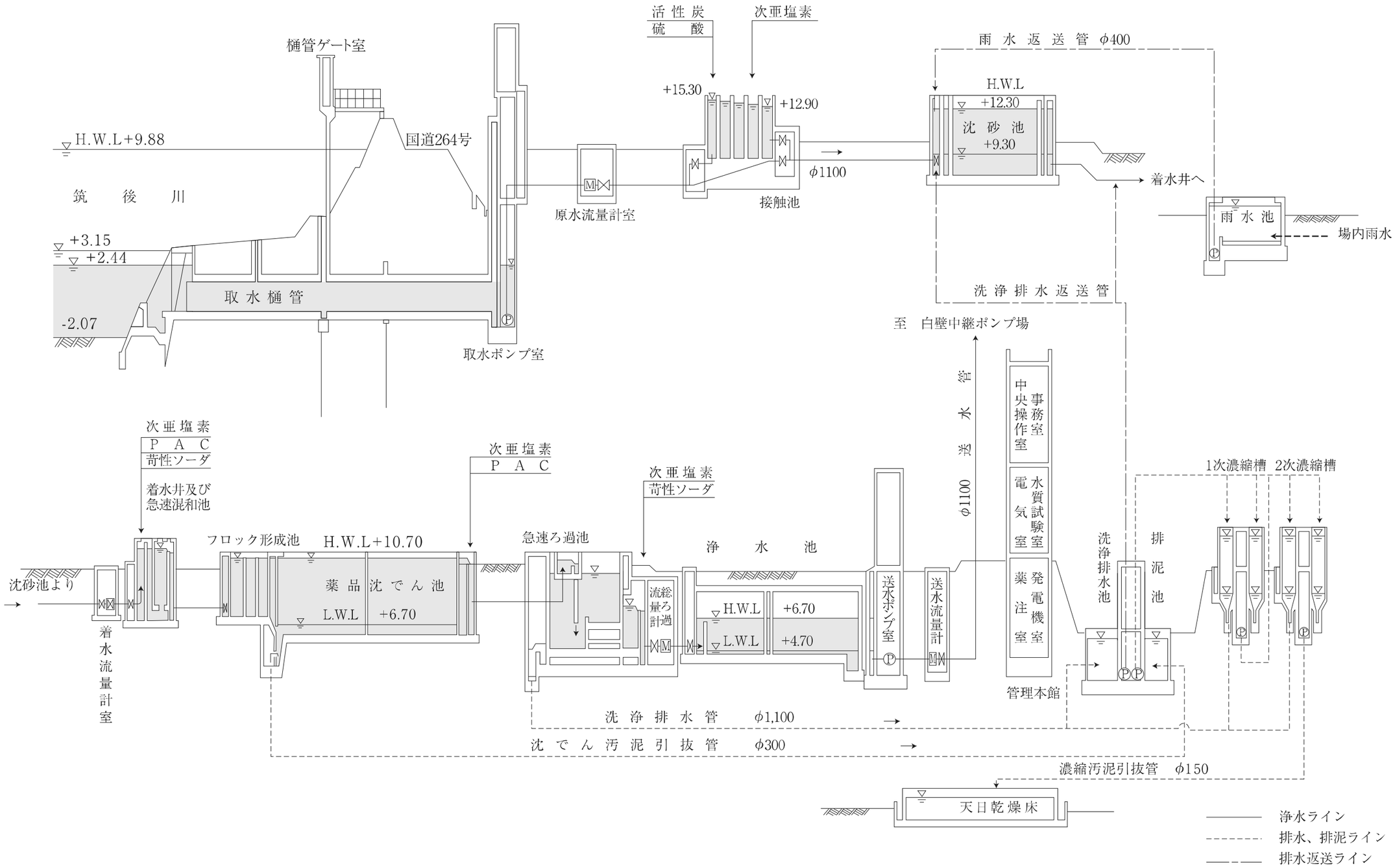

(3) 北茂安浄水場系施設概要

種別	名称	内容
取水施設	取水口	構造　鉄筋コンクリート造り 流入部　8.0m×2.514m スクリーン部　2.5m×2.94m×2門（スクリーン荒目、細目） 流速　0.054m/秒（流入部）、0.074m/秒（スクリーン部） 角落し　2か所 エアーカーテン　7.5kWロータリーブロア（稚魚迷入防止）×2台
	取水樋管	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　1.65m×1.65m×179.78m×1連 流速　0.400m/秒 堤外ゲート　1.65m×1.65m×1門（ローラーゲート）
	取水ポンプ室	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　12.4m×16.2m×20.5m 1F　取水ポンプ室 2F　電気室 地下　取水ポンプ井
	取水ポンプ井	形状寸法　7.3m×15.4m×2.59m×2池 有効容量　517㎥ 滞留時間　7.9分
	取水ポンプ	水中ポンプ　大2台（内1台予備）、小2台 φ500×32.6㎥/分×21m×160kW×6P×1,160min^{-1}×2台（1台予備） φ350×16.3㎥/分×21m×110kW×4P×1,770min^{-1}×2台
	沈砂池	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　7.0m×29.0m×3.0m×2池 有効容量　1,218㎥ 滞留時間　18.6分（流速0.026m/秒）
浄水施設	酸・活性炭注入棟	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　10.0m×18.0m×11.5m 延床面積　351㎡
	接触池	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　18.7m×18.7m×4.8m×1池 有効容量　1,230㎥ 滞留時間　18.8分（流速0.425m/秒） 撹拌方式　上下水平う流方式
	着水井	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　4.2m×4.8m×4.5m×2池 有効容量　180㎥ 滞留時間　2.8分

種別	名称	内容
浄水施設	急速混和池	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　4.2m×4.2m×3.45m×2池 有効容量　120㎥ 滞留時間　1.8分 撹拌方式　フラッシュミキサ（立軸タービン型　5.5kW×2台）
	フロック形成池	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　13.0m×3.8m×3.6m×3列×4池 有効容量　2,134㎥ 滞留時間　32.7分 撹拌方式　フロキュレータ（水平軸パドル式）
	薬品沈でん池	形式　横流式薬品沈でん池 構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　15.0m×55.9m×4.0m×4池 有効容量　13,416㎥ 滞留時間　3.4時間（流速0.272m/分） 汚泥掻寄方式　モノレール式　4台
	急速ろ過池	形式　自己水による自動洗浄方式 構造　鉄筋コンクリート造り ろ過面積　49㎡×16池（内1池予備） ろ過速度　128m/日 アンスラサイト　250mm 砂層厚　400mm 砂利層厚　200mm 下部集水装置　有孔ブロック型 表面洗浄方式　回転式と固定式併用
	浄水池	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　17.7m×55.1m×2.0m×2池 有効容量　3,900㎥ 滞留時間　1時間
	排泥池	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　7.0m×3.5m×2.0m×2池 有効容量　98㎥
	汚泥返送ポンプ	片吸込渦巻ポンプ（汚泥用）　2台（内1台予備） φ65×1.2㎥/分×14m×5.5kW×4P×1,750min^{-1}

種別	名称	内容
浄水施設	洗浄排水池	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　7.0m×17.3m×2.3m×2池 有効容量　560㎥
	排水返送ポンプ	片吸込渦巻ポンプ（汚泥用）　大2台、小1台（予備） 大ポンプ　φ150×3.3㎥/分×14m×11kW×4P×1,755min^{-1} 小ポンプ　φ100×1.6㎥/分×14m×7.5kW×4P×1,750min^{-1}
	1次濃縮槽	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　内径13.4m×3.5m×2池 有効容量　986㎥
	汚泥引抜ポンプ	片吸込渦巻ポンプ（汚泥用）　3台（内1台予備） φ65×0.3㎥/分×14m×3.7kW×4P×1,750min^{-1}
	2次濃縮槽	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　内径11.6m×3.5m×2池 有効容量　738㎥
	汚泥引抜ポンプ	片吸込渦巻ポンプ（汚泥用）　3台 φ65×0.32㎥/分×20m×5.5kW×4P×1,745min^{-1}
	天日乾燥床	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　22.5m×22.5m×2床（有効面積1,012㎡） 14.0m×21.5m×6床（有効面積1,806㎡） 25.0m×20.0m×2床（有効面積1,000㎡） 20.0m×15.0m×3床（有効面積900㎡）
	保管所	有効面積　700㎡
	雨水池	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　10.0m×17.6m×2.3m×1池
	雨水ポンプ	水中ポンプ　2台 φ150×3.0㎥/分×13m×15kW×4P×1,720min^{-1}
	管理本館	構造　鉄筋コンクリート造り、地上2階、地下1階 形状寸法　24.0m×41.0m×27.0m 延床面積　3,377㎡ 用途　中央操作室、水質試験室、電気室、薬品注入設備室 事務室、自家発電機室、会議室
	場内連絡管	水道用鋼管及びダクタイル鋳鉄管　φ75～φ1,350
	薬品注入設備	PAC注入設備　（管理本館地下） 貯留槽　4槽（FRP製） φ2.4m×2.6m（有効容量9㎥×4槽） 注入ポンプ　一軸偏心ネジポンプ　69～3472mℓ/分×0.3mPa×3台

種別	名称	内容
浄水施設	薬品注入設備	苛性ソーダ注入設備　（管理本館地下） 貯留槽　2槽（SUS製） φ3.6m×2.5m（有効容量20.7㎥×2槽） 注入ポンプ　一軸偏心ネジポンプ 166～2,500mℓ/分×0.2MPa×2台 30～1,666mℓ/分×0.2MPa×1台 濃硫酸注入設備　（酸・活性炭注入棟） 貯留槽　2槽（PE＋SUS補強枠） φ1.815m×2.095m（容量5㎥×2槽） 注入ポンプ　一軸偏心ネジポンプ 34～800mℓ/分×0.3MPa×2台（1台予備） 粉末活性炭注入設備　（酸・活性炭注入棟） 貯留槽　2槽（SUS製） φ2.9m×5.84m（容量20㎥×2槽） 溶解槽　2槽（SS内面FRP製） φ1.7m×1.0m（容量1㎥×2槽） 供給機　マス計量方式 注入機　インジェクター方式×2台 次亜塩素注入設備　（管理本館地下） 貯留槽　2槽（ポリエチレン製） φ2.6m×3.1m（有効容量15㎥×2槽） 注入ポンプ　一軸偏心ネジポンプ 全台共通　8.13～725mℓ/分×0.3MPa×8台（3台共通予備） 注入方式　給水圧送を用いたポンプ方式
	受変電動力設備	契約電力1,350kW（時間帯別調整契約）6.6kV　1回線 予備発電設備　無給油連続25時間運転可能 16気筒ディーゼルエンジン　1,552kW　燃料（A重油） 1,500kVAブラシレス同期発電機　4P×6,600V×1,800min^{-1}
集中監視制御システム	中央監視設備	監視制御装置　監視用LCD（19インチ）　2台 監視制御サーバー　1式 帳票・保全装置　1式 プリンター　3台 Web監視装置　1式 Web端末（本庁1台、場内）　1式 Web端末用伝送装置　1式 無停電電源装置（15kVA）　1台

種別	名称	内容
集中監視制御システム		支援用サーバー　需要予測、水運用シュミレーション、薬品注入制御　1式 プロセスコントローラー 本館（受配電・薬注・水処理・送水）　5面 取水（取水・活性炭・酸注入）　2面 ろ過池（ろ過）　1面 遠方監視（白壁・中原・流量監視22か所）　2面
	送水施設遠方監視設備	テレメーター装置 中継ポンプ場　NTT3.4kHz　専用回線 中原調整池　NTT3.4kHz　専用回線 流量監視　NTT3.4kHz　専用回線　1か所 NTT50bps　専用回線　21か所
	計装設備	浄水場内 気象計器　（気温、湿度、風向、風速、雨量、気圧、日射） 水質計器　（水温計5台、PH計7台、濁度計3台、高感度濁度計5台、残留塩素計6台、電気伝導率計5台、蛍光分析計1台、アンモニア計1台、魚類毒物監視装置1式） 水位計16台、圧力計1台、流量計10台、汚泥濃度計3台、油膜検知器1台 中継ポンプ場　残留塩素計1台、水位計1台、圧力計1台 中原調整池　水質モニタ1台（水温、PH、濁度、色度、残留塩素、電気伝導率） 残留塩素計1台、水位計2台、流量計2台 流量監視　水質モニタ1台（水温、PH、濁度、色度、残留塩素、電気伝導率） 圧力計20台、流量計23台φ150～φ500 減圧弁制御6か所
	監視カメラ・セキュリティ装置	浄水場内　カメラ（旋回装置付）13台、固定カメラ2台、LCD（19インチ）5台　記録装置1台、操作装置1台、操作用パソコン1台、赤外線センサー1式、LCD（55インチ）2台 中継ポンプ場　記録装置1台、赤外線センサー1式 カメラ（旋回装置付）2台 中原調整池　カメラ（旋回装置付）6台、記録装置1台、赤外線センサー1式
水質試験施設	理化学試験区	ジャーテスター、自動滴定装置、電導度計、PHメーター、色濁度計、分光光度計、遠心分離器類、器具洗浄器類、乾燥器類、精製水製造装置、薬用冷蔵庫、天秤類、薬用大型冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、高感度精密レーザー濁度計、全有機炭素（TOC)計2台、パージ＆トラップガスクロマトグラフ質量分析計、超音波破壊器、マイクロ固相抽出ガスクロマトグラフ質量分析計、全自動還元気化水銀測定装置、溶存酸素計、アンモニア計
	第１機器分析室	イオンクロマトグラフ-ポストカラム装置2台、プラズマ質量分析装置 液体クロマトグラフ質量分析計
	第2機器分析室	ガスクロマトグラフ質量分析計
	第3機器分析室	ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析計、生物試験用顕微鏡、実体顕微鏡
	第4機器分析室	イオンクロマトグラフ
	前処理室	ドラフトチャンバー、固相抽出装置、振とう器
	細菌室	クリーンベンチ、ふらん器、低温恒温器、オートクレーブ、乾熱滅菌器
	水質事務室	データ処理用パソコン
	電源設備	無停電電源装置　(5kVA)1台

種別	名称	内容
送水施設	送水ポンプ室	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　8.4m×38.0m×14.45m 延床面積　804㎡ 地下室　送水ポンプ室、送水ポンプ井 1階　電気室
	送水ポンプ井	形状寸法　1.6m×36.8m×2.0m 有効容量　117㎥ 滞留時間　1.8分
	送水ポンプ	両吸込渦巻ポンプ　大2台（内1台予備）、小2台 φ350×30.2㎥/分×70m×450kW×6P×1,185min^{-1}×2台 φ250×15.1㎥/分×70m×250kW×4P×1,785min^{-1}×2台
	白壁中継ポンプ場 ①白壁調整池	構造　プレストレストコンクリート造り 形状寸法　内径20.0m×12.8m 有効容量　4,019㎥×1池
	②中継ポンプ室	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　26.0m×8.0m 延床面積　647㎡ 地下室　中継ポンプ室、発電機室 1階　電気室
	③中継ポンプ	両吸込渦巻ポンプ　大2台（内1台予備）、小2台 φ450×30.2㎥/分×70m×450kW×6P×1,185min^{-1}×2台 φ350×15.1㎥/分×70m×250kW×4P×1,785min^{-1}×2台
	④電気設備	契約電力　930kW（時間帯別調整契約）6.6kV　1回線 予備発電設備 ガスタービン　出力883kW、燃料（A重油） 1,000kVAブラシレス同期交流発電機　4P×6,600V×1,800min^{-1}
	中原調整池	構造　プレストレストコンクリート造り 形状寸法　内径43.0m×11.6m 有効容量　16,845㎥×2池
	送水管	※P35参照
	減圧弁	φ600　1台、φ450　1台、φ400　1台、φ350　1台、φ300　4台 φ250　6台、φ150　4台、φ100　1台、φ75　1台、φ50　1台 計21台
	電気防食設備	外部電源方式　電極設置数　10か所 防食延長　φ1,100～φ1,200　L＝31,290m
配水施設	山田圧送所	圧力タンク式　φ50×300ℓ/分×60m×5.5kW×2台（交互運転）
	皿山圧送所	直結給水増圧式　φ50×225ℓ/分×39m×2.2kW×2台（交互運転）
	石貝圧送所	直結給水増圧式　φ40×160ℓ/分×42m×1.5kW×2台（交互運転）
	松隈圧送所	加圧ポンプ式　φ50×300ℓ/分×60m×5.5kW×2台（交互運転）
	仁比山圧送所	圧力タンク式　φ50×300ℓ/分×60m×5.5kW×2台（交互運転）
	朝日工業団地圧送所	直結給水増圧式　φ40×160ℓ/分×36m×1.5kW×2台（交互運転）
	配水管	※P35参照
	減圧弁	φ250　1台、φ200　4台、φ150　9台、φ100　16台、 φ75　12台、φ50　2台、φ40　7台　計51台

2）基山浄水場系統

(1)一般平面図

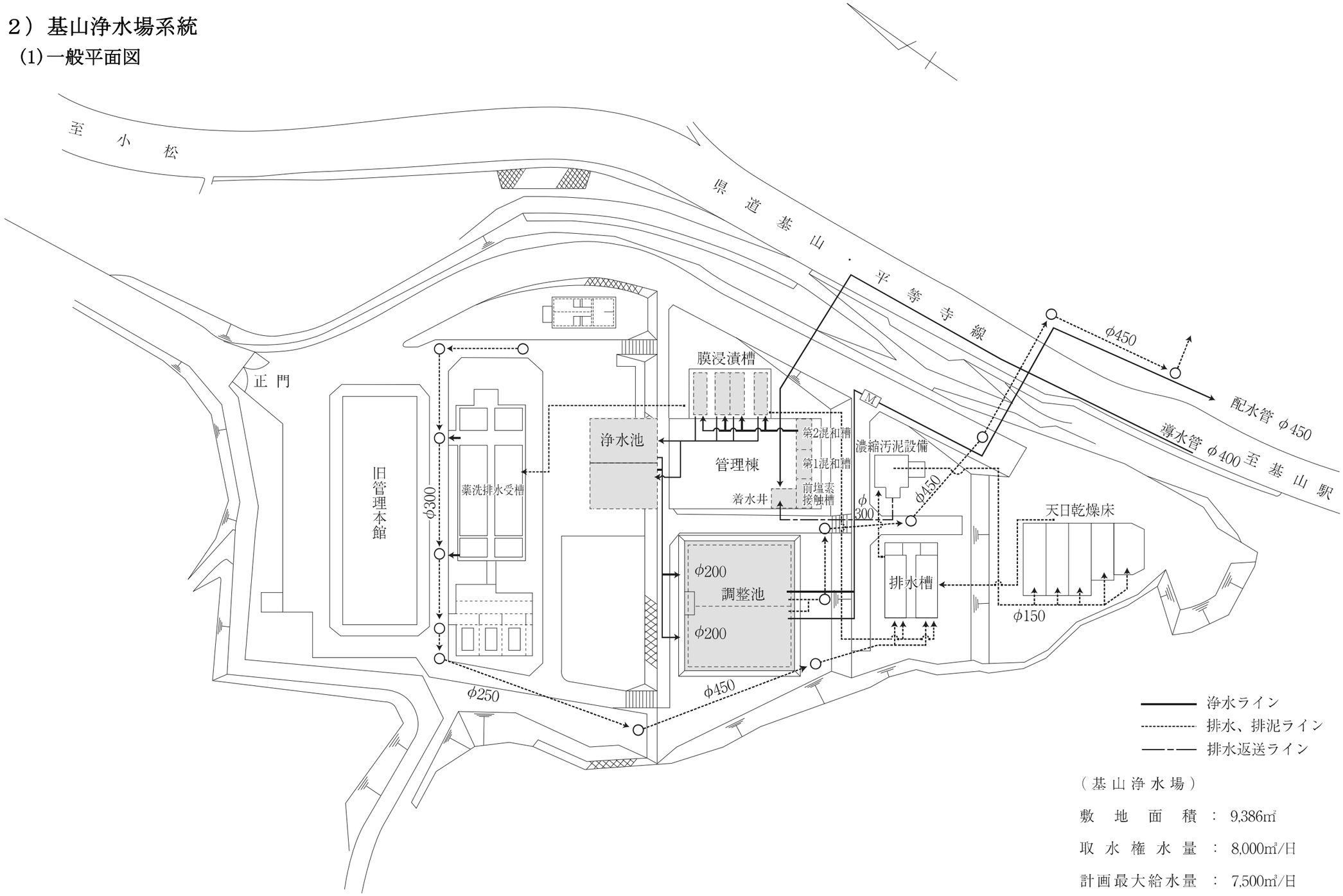

（基山浄水場）

敷　地　面　積　：　9,386㎡

取　水　権　水　量　：　8,000㎥/日

計画最大給水量　：　7,500㎥/日

(2) 基山浄水場系フロー図

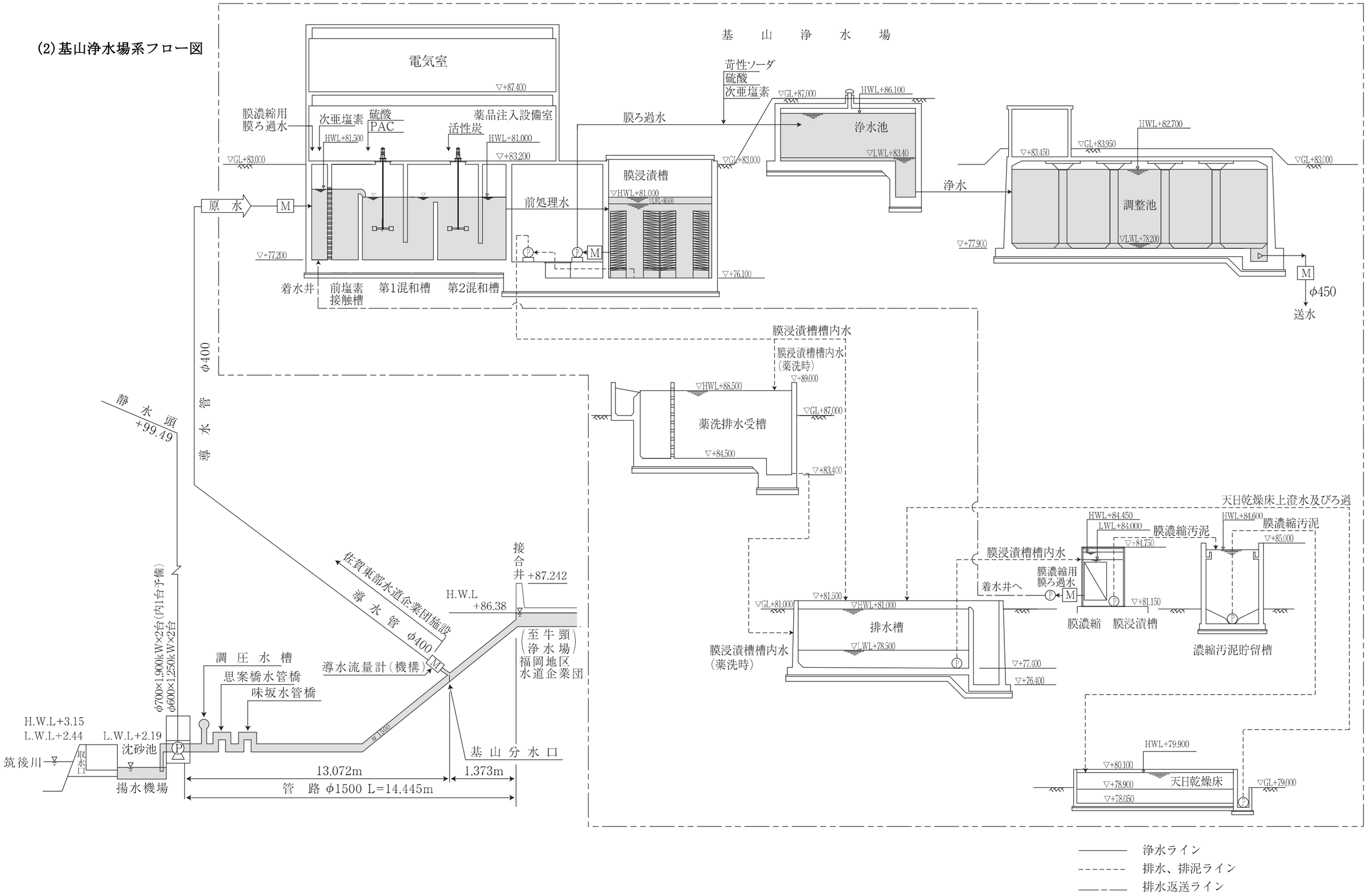

(3)基山浄水場系施設概要

種別	名称	内容	
導水施設	導水管	分水口～浄水場	
		管種・口径・延長	ダクタイル鋳鉄管　φ400×1,424m
			ダクタイル鋳鉄管　φ300×13m
			鋼管　φ350×82m
浄水施設	管理棟	構造	鉄筋コンクリート造り、地上2階、地下1階
		形状寸法	12.0m×35.8m(2階部)×14.5m
		延床面積	1,183.18m^2
		用途	会議室、中央監視室、簡易水質試験室、電気室、粉末活性炭貯留室、薬品注入設備室、膜ろ過設備室、ブロワ室、自家発電機室
	着水井	構造	鉄筋コンクリート造り
		形状寸法	2.0m×3.7m(一部、前塩素接触槽を兼用)×4.3m×1槽
		有効容量	30.1m^3
		滞留時間	5.7分
	前塩素接触槽	構造	鉄筋コンクリート造り
		形状寸法	2.0m×3.45m(一部、着水井を兼用)×4.3m×1槽
		有効容量	29.7m^3
		滞留時間	6.6分
	第1混和槽	構造	鉄筋コンクリート造り
		形状寸法	2.0m×2.0m×3.8m×1槽
		有効容量	15.2m^3
		滞留時間	3.4分
		撹拌方式	1台
			縦軸懸垂式タービン形(1.5kW)
	第2混和槽	構造	鉄筋コンクリート造り
		形状寸法	2.0m×2.0m×3.8m×1槽
		有効容量	15.2m^3
		滞留時間	3.4分
		撹拌方式	1台
			縦軸懸垂式タービン形(1.5kW)

種別	名称	内容	
浄水施設	膜浸漬槽	構造	鉄筋コンクリート造り
		形状寸法	2.1m×6.3m×4.9m×4槽
		有効容量	259.3m^3
		滞留時間	57.8分
		膜モジュール数	528モジュール／系列×4系列
		膜面積	1,214.4m^2／系列×4系列
		膜ろ過流束	1.50m^3／(m^2・日) (4系列運転で計画時間最大給水量時)
	膜ろ過水ポンプ	渦巻ポンプ	6台(内2台予備、洗浄ポンプ兼用)
			φ100/80×1.95m^3/分×15m×11kW×4P×1,800min^{-1}(INV)
	槽内水移送ポンプ	片吸込渦巻ポンプ	2台(内1台予備)
			φ80/65×1.05m^3/分×22m×7.5kW×4P×1,800min-1
	洗浄ブロワ	ブロワ	3台(内1台予備)
			φ125×13.8m^3/分×5,000mmAq×18kW×4P×1,750min^{-1}
	浄水池	構造	鉄筋コンクリート造り
		形状寸法	5.65m×11.7m×2.7m×2池
		有効容量	341.2m^3
		滞留時間	1.09時間
	調整池	構造	鉄筋コンクリート造り
		形状寸法	10.0m×20.0m×4.5m×2池
		有効容量	1,800.0m^3
		滞留時間	5.76時間
	排水槽	構造	鉄筋コンクリート造り
		形状寸法	4.0m×10.0m×2.5m×2槽
		有効容量	200.0m^3
		貯留日数	6.5日
	排水槽移送ポンプ	水中ポンプ	2台(内1台予備)
			φ80×0.49m^3/分×17m×3.7kW×4P×1,800min^{-1}
	膜濃縮用膜ろ過ユニット	構造	SUS304鋼板製膜浸漬水槽
		形状寸法	1.58m×1.9m×3.6m×1基
		有効容量	7.5m^3
		膜モジュール数	72モジュール／系列×1系列
		膜面積	165.6m^2／系列×4系列
		膜ろ過流束	0.34m^3／(m^2・日) (計画日最大排水量時)
	膜濃縮用膜ろ過水ポンプ	縦型多段渦巻ポンプ	2台(内1台予備)
			φ25×0.04m^3/分×6m×0.37kW×2P×3,600min^{-1}(INV)
	膜濃縮用洗浄ポンプ	渦巻ポンプ	2台(内1台予備)
			φ50/40×0.35m^3/分×15m×2.2kW×4P×1,800min^{-1}
	膜濃縮用槽内水移送ポンプ	水中ポンプ	1台
			φ65×0.4m^3/分×6m×1.5kW×2P×3,600min^{-1}

種別	名称	内容	
浄水施設	濃縮汚泥貯留槽	構造	鉄筋コンクリート造り
		形状寸法	5.5m×5.5m×3.9m×1槽
		有効容量	111.9m^3
		貯留日数	44.8日
	膜濃汚泥移送ポンプ	水中ポンプ	φ65×0.39m^3/分×10m×1.5kW×2P×3,600min^{-1}×1台
	天日乾燥床	構造	鉄筋コンクリート造り
		形状寸法	8.2m×平均8.0m×1.0m×1床
			5.0m×11.0m×1.0m×1床
			5.0m×14.0m×1.0m×3床
		有効容量	330.6m^3
	天日乾燥床排水ポンプ	水中ポンプ	φ65×0.3m^3/分×12m×1.5kW×2P×3,600min^{-1}×1台
	薬洗排水受槽	構造	鉄筋コンクリート造り
		形状寸法	5.0m×17.0m×4.0m×2槽
		有効容量	680.0m^3
	薬品注入設備	凝集剤注入設備	
		貯留槽	φ1.62m×1.65m(有効容量3m^3)×2槽
		注入ポンプ	定量ポンプ 0～310mℓ/分×2台(内1台予備)
		次亜注入設備	
		貯留槽	φ0.89m×1.43m(有効容量0.8m^3)×2槽
			φ1.41m×1.55m(有効容量2m^3)×1槽:薬洗用
		注入ポンプ	内接ギヤポンプ 0～120mℓ/分×2台(内1台予備):前塩素用
			内接ギヤポンプ 0～60mℓ/分×2台(内1台予備):消毒用
			マグネットポンプ 50ℓ/分×1台:薬洗用
		槽冷却装置	次亜冷却装置×2台
		硫酸注入設備	
		貯留槽	φ1.06m×1.25m(有効容量1m^3)×2槽
		注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ 0～80mℓ/分×2台(内1台予備):前処理用
			ダイヤフラムポンプ 0～10mℓ/分×2台(内1台予備):pH調整用
			マグネットポンプ 10ℓ/分×1台:薬洗用
		粉末活性炭注入設備	
		貯留槽	φ1.50m×1.60m(有効容量2m^3)×1槽
		供給機	ダブルローター型 0～15kg/h×1台
		苛性ソーダ注入設備	
		貯留槽	φ0.74m×1.34m(有効容量0.5m^3)×2槽
		注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ 0～40mℓ/分×2台(内1台予備):pH調整用
			マグネットポンプ 20ℓ/分×1台:薬洗用

種別	名　　称	内　　容
浄水施設	薬品注入設備	チオ硫酸ナトリウム注入設備 貯留槽　φ1.15m×1.20m(有効容量1m^3)×1槽 注入ポンプ　マグネットポンプ　30ℓ/分×1台:薬洗用
	受変電動力設備	契約電力　71kW(産業用季時別電力A)　6.6kV　1回線 予備発電設備(パッケージ形発電装置)　無給油連続10時間運転可能 260kVA　横軸回転界磁形同期発電機　4P×220V×1,800min^{-1} 立型水冷4サイクルディーゼル機関　1,800min^{-1}　燃料A重油 太陽光発電設備　発電容量　10kW
監視制御システム	監視制御設備	監視装置　監視用LCD(19インチ)　1台 帳票・保全装置　1台 帳票・保全装置端末装置(無線LAN)　2台 Web監視装置　1台 Web監視端末(北茂安浄水場1台・三養基営業所1台　2台 プリンター　2台 無停電電源装置(10kVA)　1台 プロセスコントローラー 福岡導水受水水量・水質監視(福岡導水)　1式 受配電、宮浦、けやき台監視制御・膜ろ過監視　1式 膜ろ過、排水処理監視制御　1式
	遠方監視装置	福岡導水　NTTフレッツVPNワイド 宮浦中継ポンプ場　NTT3.4kHz　専用回線 けやき台中継ポンプ場　NTT3.4kHz　専用回線 監視カメラ　NTTフレッツVPNワイド
	監視カメラ・セキュリティ装置	映像、侵入管理用パソコン(パソコン1台、モニタ3台、システムコントローラー1台) 浄水場内　カメラ(旋回機能付)3台、固定カメラ1台、赤外線照明1式 赤外線センサー1式、ネットワークレコーダー1台 宮浦中継ポンプ場　カメラ(旋回機能付)2台、赤外線センサー1式 宮浦配水池　カメラ(旋回機能付)2台、赤外線センサー1式 けやき台中継ポンプ場　カメラ(旋回機能付)2台、赤外線センサー1式 けやき台配水池　カメラ(旋回機能付)2台、赤外線センサー1式
	計装設備	流量計10台、水位計15台、圧力計5台 pH計 4台、残留塩素計 2台、濁度計 6台、SS濃度計 2台、UV計 1台、 電気伝導度計 1台、油分検知器 1台、魚センサー 1台
水質試験施設	簡易水質試験室	色濁度計、pHメーター、電導度計、ジャーテスター、精製水製造装置 恒温水槽、薬品冷蔵庫、分光光度計、残留塩素計、アンモニア計

３）導送配水管布設状況

(1)　導　水　管

（単位：m）

口径(mm)	1,200	1,100	700	600	500	450	400	350	300	250	200以下	計
耐震型ＤＩＰ (NS形orSⅡ形)	0	0	0	0	0	0	1,424	0	13	0	0	1,437
DIP(上記以外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ｓ　Ｐ	0	0	0	0	0	0	0	82	0	0	0	82
計	0	0	0	0	0	0	1,424	82	13	0	0	1,519

(2)　送　水　管

（単位：m）

口径(mm)	1,200	1,100	700	600	500	450	400	350	300	250	200以下	計
耐震型ＤＩＰ (NS,SⅡ,GX)	0	0	119	42	0	2,286	2,446	20	3,076	82	446	8,517
DIP(上記以外)	0	0	3,776	3,807	3,081	0	28,234	3,317	33,794	1,750	37	77,796
Ｓ　Ｐ	17,760	14,110	874	301	109	0	1,529	470	2,405	205	198	37,961
SUS管(溶接継手)	0	0	0	0	0	6	80	0	0	0	0	86
計	17,760	14,110	4,769	4,150	3,190	2,292	32,289	3,807	39,275	2,037	681	124,360

(3)　配　水　管

①　配水管延長

（単位：m）

口径(mm) / 市町	50以下	75	100	125	150	200	250	300	350	400	450	計
佐賀市川副町	33,883	34,183	24,745	298	21,624	7,434	8,501	5,047	364	2,696	0	138,775
	(3,226)	(3,763)	(1,582)	(0)	(5,738)	(680)	(321)	(129)	(0)	(1,504)	(0)	(16,943)
佐賀市東与賀町	23,079	15,198	20,327	0	5,656	3,887	2,001	1,346	0	0	0	71,494
	(581)	(387)	(830)	(0)	(20)	(1,261)	(798)	(32)	(0)	(0)	(0)	(3,909)
神　埼　市	49,521	60,911	85,391	14	35,095	9,028	0	106	0	0	0	240,066
	(5,339)	(7,410)	(9,818)	(0)	(7,843)	(1,984)	(0)	(106)	(0)	(0)	(0)	(32,500)
吉野ヶ里町	25,602	33,842	28,312	126	16,015	3,663	0	2	0	0	0	107,562
	(3,065)	(2,320)	(2,329)	(0)	(335)	(1,432)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(9,481)
基　山　町	13,437	35,079	16,439	0	24,602	4,709	3,641	189	986	672	2,386	102,140
	(4,509)	(1,947)	(968)	(0)	(1,421)	(29)	(2,312)	(0)	(0)	(0)	(0)	(11,186)
上　峰　町	19,124	25,981	13,973	0	3,937	736	0	0	0	0	0	63,751
	(1,781)	(1,691)	(1,895)	(0)	(91)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5,458)
みやき町	53,829	68,100	46,403	170	22,602	4,797	693	0	0	0	0	196,594
	(4,860)	(7,421)	(3,569)	(0)	(2,288)	(54)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(18,192)
計	218,475	273,294	235,590	608	129,531	34,254	14,836	6,690	1,350	3,368	2,386	920,382
	(23,361)	(24,939)	(20,991)	(0)	(17,736)	(5,440)	(3,431)	(267)	(0)	(1,504)	(0)	(97,669)

※下段（ ）数値は耐震管延長。上段数値は総延長、下段（ ）数値は上段数値の内数。

②管種別延長

【石綿管：ＡＣＰ】（下段は残存率％）

（単位：ｍ）

口径(mm) 市町	50以下	75	100	125	150	200	250	300	350	400	450	計
佐賀市東与賀町	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	170 (4.37)	0 —	147 (10.92)	0 —	0 —	0 —	317 (0.44)
神　埼　市	114 (0.23)	160 (0.26)	1,709 (2.00)	14 (100.00)	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	1,997 (0.83)
計	114 (0.05)	160 (0.06)	1,709 (0.73)	14 (2.30)	0 —	170 (0.50)	0 —	147 (2.20)	0 —	0 —	0 —	2,314 (0.25)

※佐賀市川副町、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町は石綿管なし。

【ダクタイル鋳鉄管：ＤＩＰ】

（単位：ｍ）

口径(mm) 市町	50以下	75	100	125	150	200	250	300	350	400	450	計
佐賀市川副町	268 (0)	1,496 (789)	1,981 (277)	0 (0)	17,277 (5,319)	6,977 (223)	8,311 (131)	4,950 (32)	364 (0)	2,683 (1,491)	0 (0)	44,307 (8,262)
佐賀市東与賀町	122 (0)	541 (115)	1,409 (572)	0 (0)	2,082 (20)	3,659 (1,203)	2,001 (798)	1,199 (32)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11,013 (2,740)
神　埼　市	217 (10)	7,157 (773)	17,563 (2,552)	0 (0)	29,542 (7,701)	8,856 (1,812)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	63,335 (12,848)
吉野ヶ里町	0 (0)	3,270 (57)	8,759 (122)	0 (0)	13,623 (184)	3,663 (1,432)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	29,317 (1,795)
基　山　町	6,454 (0)	28,432 (80)	15,041 (945)	0 (0)	22,957 (1,214)	4,697 (17)	3,632 (2,303)	189 (0)	986 (0)	672 (0)	2,386 (0)	85,446 (4,559)
上　峰　町	0 (0)	1,538 (346)	2,954 (1,100)	0 (0)	3,404 (72)	736 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8,632 (1,518)
みやき町	0 (0)	4,303 (690)	7,006 (849)	0 (0)	19,551 (1,834)	4,777 (34)	693 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	36,330 (3,407)
計	7,061 (10)	46,737 (2,850)	54,713 (6,417)	0 (0)	108,436 (16,344)	33,365 (4,721)	14,637 (3,232)	6,340 (64)	1,350 (0)	3,355 (1,491)	2,386 (0)	278,380 (35,129)

※下段（ ）数値は耐震型DIP延長。上段数値はDIP総延長、下段（ ）数値は上段数値の内数。

【ビニール管：ＶＰ】

（単位：m）

口径(mm) 市町	50以下	75	100	125	150	200	250	300	350	400	450	計
佐賀市川副町	29,669	29,711	21,456	298	3,928	0	0	0	0	0	0	85,062
佐賀市東与賀町	22,265	14,369	18,615	0	3,574	0	0	0	0	0	0	58,823
神　埼　市	41,506	45,485	58,086	0	5,411	0	0	0	0	0	0	150,488
吉野ヶ里町	21,509	27,869	16,742	0	2,241	0	0	0	0	0	0	68,361
基　山　町	2,401	4,764	1,357	0	1,438	0	0	0	0	0	0	9,960
上　峰　町	17,059	23,098	10,224	0	514	0	0	0	0	0	0	50,895
みやき町	47,621	56,883	36,267	170	2,597	0	0	0	0	0	0	143,538
計	182,030	202,179	162,747	468	19,703	0	0	0	0	0	0	567,127

【鋼管：ＧＰ】

（単位：m）

口径(mm) 市町	50以下	75	100	125	150	200	250	300	350	400	450	計
佐賀市川副町	83 (0)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	419 (419)	25 (25)	190 (190)	97 (97)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	832 (744)
佐賀市東与賀町	49 (0)	16 (0)	45 (0)	0 (0)	0 (0)	58 (58)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	168 (58)
神　埼　市	2,102 (0)	1,472 (0)	829 (62)	0 (0)	117 (117)	172 (172)	0 (0)	106 (106)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4,798 (457)
吉野ヶ里町	899 (30)	461 (21)	667 (63)	126 (0)	151 (151)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2,304 (265)
基　山　町	0 (0)	39 (23)	41 (23)	0 (0)	207 (207)	12 (12)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	308 (274)
上　峰　町	284 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	303 (19)
みやき町	462 (0)	183 (0)	474 (64)	0 (0)	454 (454)	20 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1,593 (538)
計	3,879 (30)	2,173 (44)	2,059 (212)	126 (0)	1,367 (1,367)	287 (287)	199 (199)	203 (203)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	10,306 (2,355)

※下段（ ）数値は耐震型（溶接継手）鋼管延長。上段数値は鋼管総延長、下段（ ）数値は上段数値の内数。

【ポリエチレン管：ＰＥ】

（単位：ｍ）

口径(mm) 市町	50以下	75	100	125	150	200	250	300	350	400	450	計
佐賀市川副町	3,863 (3,226)	2,974 (2,974)	1,305 (1,305)	0 (0)	0 (0)	432 (432)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8,574 (7,937)
佐賀市東与賀町	643 (581)	272 (272)	258 (258)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1,173 (1,111)
神　埼　市	5,582 (5,329)	6,637 (6,637)	7,204 (7,204)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19,448 (19,195)
吉野ヶ里町	3,194 (3,035)	2,242 (2,242)	2,144 (2,144)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7,580 (7,421)
基　山　町	4,582 (4,509)	1,844 (1,844)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6,426 (6,353)
上　峰　町	1,781 (1,781)	1,345 (1,345)	795 (795)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3,921 (3,921)
みやき町	5,746 (4,860)	6,731 (6,731)	2,656 (2,656)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15,133 (14,247)
計	25,391 (23,321)	22,045 (22,045)	14,362 (14,362)	0 (0)	25 (25)	432 (432)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	62,255 (60,185)

※下段（ ）数値は耐震型（熱融着）HPPE管延長。上段数値はPE管総延長、下段（ ）数値は上段数値の内数。

４）管路の更新状況

用水供給事業

年度 管路	令和元年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	総延長	更新延長	更新率		更新延長	更新率		更新延長	更新率		更新延長	更新率	
			年度	累計		年度	累計		年度	累計		年度	累計
	(m)	(m)	(%)	(%)	(m)	(%)	(%)	(m)	(%)	(%)	(m)	(%)	(%)
導水管路	1,519	0	0.00%	0.00%	0	0.00%	0.00%	0	0.00%	0.00%	0	0.00%	0.00%
送水管路	119,951	273	0.23%	0.23%	83	0.07%	0.30%	3,004	2.50%	2.80%	636	0.53%	3.33%
計	121,470	273	0.22%	0.22%	83	0.07%	0.29%	3,004	2.47%	2.76%	636	0.52%	3.28%

※平成25年度導水管更新済。

水道事業

年度 市町	令和元年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	総延長	更新延長	更新率		更新延長	更新率		更新延長	更新率		更新延長	更新率	
			年度	累計		年度	累計		年度	累計		年度	累計
	(m)	(m)	(%)	(%)	(m)	(%)	(%)	(m)	(%)	(%)	(m)	(%)	(%)
佐賀市川副町	104,600	338	0.32%	0.32%	1,413	1.35%	1.67%	440	0.42%	2.09%	380	0.36%	2.45%
佐賀市東与賀町	48,065	935	1.95%	1.95%	0	0.00%	1.95%	82	0.17%	2.12%	256	0.53%	2.65%
神　埼　市	188,833	1,783	0.94%	0.94%	1,167	0.62%	1.56%	2,113	1.12%	2.68%	3,025	1.60%	4.28%
吉野ヶ里町	81,208	318	0.39%	0.39%	120	0.15%	0.54%	0	0.00%	0.54%	477	0.59%	1.13%
基　山　町	88,238	386	0.44%	0.44%	231	0.26%	0.70%	28	0.03%	0.73%	372	0.42%	1.15%
上　峰　町	43,628	1,020	2.34%	2.34%	320	0.73%	3.07%	60	0.14%	3.21%	208	0.48%	3.69%
みやき町	140,352	816	0.58%	0.58%	1,100	0.78%	1.36%	1,397	1.00%	2.36%	642	0.46%	2.82%
計	694,924	5,596	0.81%	0.81%	4,351	0.63%	1.44%	4,120	0.59%	2.03%	5,360	0.77%	2.80%

５）管路の耐震化状況

用水供給事業

導・送水管				
管路総延長	耐震適合性のある管の延長	耐震管の延長	耐震適合率	耐震管率
(m)	(m)	(m)	(%)	(%)
A	B	C	B/A	C/A
125,879	48,083	48,083	38.2%	38.2%

水道事業

配水管全体					
市町	管路総延長	耐震適合性のある管の延長	耐震管の延長	耐震適合率	耐震管率
	(m)	(m)	(m)	(%)	(%)
	A	B	C	B/A	C/A
佐賀市川副町	138,775	16,943	16,943	12.2%	12.2%
佐賀市東与賀町	71,494	3,909	3,909	5.5%	5.5%
神　埼　市	240,066	32,500	32,500	13.5%	13.5%
吉野ヶ里町	107,562	9,481	9,481	8.8%	8.8%
基　山　町	102,140	11,186	11,186	11.0%	11.0%
上　峰　町	63,751	5,458	5,458	8.6%	8.6%
みやき町	196,594	18,192	18,192	9.3%	9.3%
計	920,382	97,669	97,669	10.6%	10.6%

基幹管路（φ150mm以上）					
市町	基幹管路延長	耐震適合性のある管の延長	耐震管の延長	耐震適合率	耐震管率
	(m)	(m)	(m)	(%)	(%)
	A	B	C	B/A	C/A
佐賀市川副町	45,666	8,372	8,372	18.3%	18.3%
佐賀市東与賀町	12,890	2,111	2,111	16.4%	16.4%
神　埼　市	44,229	9,933	9,933	22.5%	22.5%
吉野ヶ里町	19,680	1,767	1,767	9.0%	9.0%
基　山　町	37,185	3,762	3,762	10.1%	10.1%
上　峰　町	4,673	91	91	1.9%	1.9%
みやき町	28,092	2,342	2,342	8.3%	8.3%
計	192,415	28,378	28,378	14.7%	14.7%

６）重要給水施設配水管耐震化事業進捗状況

年度 / 市町	計画総延長	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		工事延長	進捗率		工事延長	進捗率		工事延長	進捗率		工事延長	進捗率	
			年度	累計		年度	累計		年度	累計		年度	累計
	(m)	(m)	(%)	(%)	(m)	(%)	(%)	(m)	(%)	(%)	(m)	(%)	(%)
佐賀市川副町	6,972.3	423.4	6.07%	6.07%	403.0	5.78%	11.85%	440.9	6.32%	18.17%	0.0	0.00%	18.17%
佐賀市東与賀町	1,732.7	541.7	31.26%	31.26%	0.0	0.00%	31.26%	0.0	0.00%	31.26%	0.0	0.00%	31.26%
神埼市	12,115.4	540.5	4.46%	4.46%	638.2	5.27%	9.73%	698.4	5.76%	15.49%	1,000.3	8.26%	23.75%
吉野ヶ里町	2,180.0	0.0	0.00%	0.00%	0.0	0.00%	0.00%	0.0	0.00%	0.00%	0.0	0.00%	0.00%
基山町	3,918.1	384.3	9.81%	9.81%	0.0	0.00%	9.81%	0.0	0.00%	9.81%	257.8	6.58%	16.39%
上峰町	3,294.6	461.6	14.01%	14.01%	320.8	9.74%	23.75%	357.2	10.84%	34.59%	0.0	0.00%	34.59%
みやき町	10,171.7	571.0	5.61%	5.61%	580.0	5.70%	11.31%	519.8	5.11%	16.42%	454.9	4.47%	20.89%
計	40,384.8	2,922.5	7.24%	7.24%	1,942.0	4.81%	12.05%	2,016.3	4.99%	17.04%	1,713.0	4.24%	21.28%

Ⅱ　業　務　状　況

１．用水供給事業

－　北茂安浄水場（三養基郡みやき町）　－

1.用水供給事業

1）概　　要

(1)総 括 概 要

用水供給事業は北茂安浄水場と基山浄水場の2系統の浄水場で運営している。

北茂安浄水場系は、筑後川から取水し、隣接した北茂安浄水場で浄水処理した後、白壁中継ポンプ場（標高約50m）へ圧送し、更に中原調整池（標高約100m）へ圧送貯水後、自然流下により構成6市町のうち5市町へ供給している。供給開始は、昭和60年2月に8町村（神埼町、千代田町、三田川町、東脊振村、中原町、北茂安町、三根町、上峰町）へ一部通水し、昭和62年11月からは諸富町へも暫定的に一部通水、平成4年4月には最大ユーザーである佐賀市へ、同年11月には川副町へ暫定的（海苔用水不足期のみ）に通水した。平成8年4月に残る東与賀町へも通水可能となり、北茂安浄水場系は全域に企業団用水の供給を開始した。

一方、基山浄水場系は基山町が「飛び地」となっているため、町内を縦断する水資源機構（旧:水資源開発公団）の福岡導水事業から原水を受水し、基山浄水場で浄水処理した後、基山町へ供給している。

令和5年度の業務の状況について、給水量及び有収水量ともに前年度より減少し、年間給水量は20,179,525m^3（前年度比174,873m^3、0.9％減）、年間有収水量は19,777,457m^3（同比331,354m^3 、1.6％減）となった。一日最大給水量は、2月1日に 64,274m^3（同比4,043m^3 、5.9％減）を記録した。

建設改良費においては、第5工区送水管更新工事、北茂安浄水場内整備工事等を行っている。

経理の状況は、収益的収支の事業収益が、特別利益の用水漏洩事故精算返還金108,437,494円を含め、総額2,450,457,285円（同比82,226,276円、3.5％増）となったのに対し、事業費用は、特別損失の用水漏洩事故精算返還金56,061,858円を含め、総額2,079,191,488円（同比160,090,083円、7.1％減）となり、結果371,265,797円の純利益を計上した。

次に資本的収支については、収入75,033,516円に対し、支出924,215,678円で、849,182,162円の不足額を生じたが、これは当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,008,069円、減債積立金130,000,000円及び過年度分損益勘定留保資金680,174,093円で補てんした。

※ 現在の市町名（旧町村名）：変更順

上峰町（上峰村）、みやき町（中原町、北茂安町、三根町）、佐賀市諸富町（諸富町）、吉野ヶ里町（三田川町、東脊振村）、神埼市神埼町（神埼町）、神埼市千代田町（千代田町）、佐賀市川副町（川副町）、佐賀市東与賀町（東与賀町）

(2) 議会の議決事項（用水供給事業及び水道事業）

議案番号	件　　名	提出年月日	議決年月日
第5号議案	令和4年度佐賀東部水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	R5.12.27	R5.12.27
第6号議案	佐賀東部水道企業団特別職の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例	R5.12.27	R5.12.27
第7号議案	佐賀東部水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例	R5.12.27	R5.12.27
第8号議案	令和5年度佐賀東部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）	R5.12.27	R5.12.27
第9号議案	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について	R5.12.27	R5.12.27
第1号議案	佐賀東部水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	R6.3.29	R6.3.29
第2号議案	佐賀東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	R6.3.29	R6.3.29
第3号議案	佐賀東部水道企業団水道事業給水条例及び佐賀東部水道企業団における布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	R6.3.29	R6.3.29
第4号議案	令和5年度佐賀東部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）	R6.3.29	R6.3.29
第5号議案	令和6年度佐賀東部水道企業団水道事業会計予算	R6.3.29	R6.3.29

(3) 行政官庁許認可事項（用水供給事業及び水道事業）

申請年月日	申請先	件　　名	許認可年月日
R5.5.19	佐賀県知事	令和5年度（令和4年度からの繰越分）生活基盤施設耐震化等補助金交付申請（水道管路耐震化等推進事業）	R5.8.16
R5.5.19	佐賀県知事	令和5年度（令和4年度からの繰越分）生活基盤施設耐震化等補助金交付申請（緊急時給水拠点確保等事業）	R5.8.16
R6.2.22	佐賀県知事	令和5年度生活基盤施設耐震化等補助金交付申請（水道管路耐震化等推進事業）（令和6年度への繰越分）	R6.3.27
R6.2.22	佐賀県知事	令和5年度生活基盤施設耐震化等補助金交付申請（緊急時給水拠点確保等事業）（令和6年度への繰越分）	R6.3.27
R6.3.5	佐賀県知事	令和5年度（令和4年度からの繰越分）生活基盤施設耐震化等補助金変更交付申請（水道管路耐震化等推進事業）	R6.3.11
R6.3.5	佐賀県知事	令和5年度（令和4年度からの繰越分）生活基盤施設耐震化等補助金変更交付申請（緊急時給水拠点確保等事業）	R6.3.11

協議年月日	協議先	件　　名	同意年月日
R5.7.25	佐賀県知事	重要給水施設配水管耐震化事業起債協議	R5.8.17
R6.2.7	佐賀県知事	重要給水施設配水管耐震化事業起債協議（令和6年度への繰越分）	R6.3.18

2）工　　事

令和5年度は、下記工事を含む 16件 440,345,400円（消費税含む）を施工した。

工　　事　　名	工　事　内　容	工　期	工事金額(円)
第5工区送水管更新工事（その4）	GX-DIP　φ300mm L=625.9m	自 R5.7.5 至 R6.1.31	135,020,600
第5工区送水管更新工事（その5）	GX-DIP　φ300mm L=695m	自 R5.8.25 至 R6.1.31	87,440,100
北茂安浄水場場内整備工事	通路アスファルト・排水設備補修、マンホール蓋取替、給水管・汚泥移送管布設替等	自 R5.7.21 至 R6.3.15	74,138,900
北茂安浄水場活性炭注入設備整備工事	老朽化した主要部品の取替と活性炭溶解水配管の増設及び点検整備	自 R5.8.15 至 R6.3.15	32,696,400
北茂安浄水場中央監視制御装置更新工事詳細設計業務委託	中央監視制御設備の更新整備に対する詳細設計	自 R4.9.2 至 R5.12.15	20,666,800
佐賀東部水道企業団昇降機改修工事	昇降機更新	自 R5.5.17 至 R5.10.29	19,250,000
水質プロセス計器更新（北茂安UV計、中原水質モニター）及び新設工事（基山残塩計2台）	北茂安浄水場原水UV計更新及び基山浄水場膜ろ過水残塩計・送水残塩計新設	自 R5.8.28 至 R6.3.15	12,230,000
固相マイクロ抽出ガスクロマトグラフ質量分析装置	固相マイクロ抽出ガスクロマトグラフ質量分析装置一式	自 R5.4.27 至 R5.10.31	11,412,500
水質プロセス計器更新（北茂安UV計、中原水質モニター）及び新設工事（基山残塩計2台）	中原調整池水質モニター更新	自 R5.8.28 至 R6.3.15	10,870,000
佐賀市諸富町佐賀208号川副1号橋下部工（A1）工事に伴う送水管布設替工事	K-DIP　φ400mm L＝63m GX-DIP　φ300mm L＝173m	自 R5.1.26 至 R5.6.30	10,670,000
上下水道料金システム及び公営企業会計システム	佐賀東部水道企業団・佐賀市上下水道局上下水道料金システム及び公営企業会計システム共同利用事業構築業務	自 R4.7.21 至 R5.9.30	8,349,000
佐賀市金立町千布地区送水管管理用道路築造工事	管理用道路築造工事 L＝68m	自 R4.12.23 至 R5.5.31	7,392,000

3）業　　務

(1) 取水、浄水、送水状況

● 北茂安浄水場系

① 流　　量

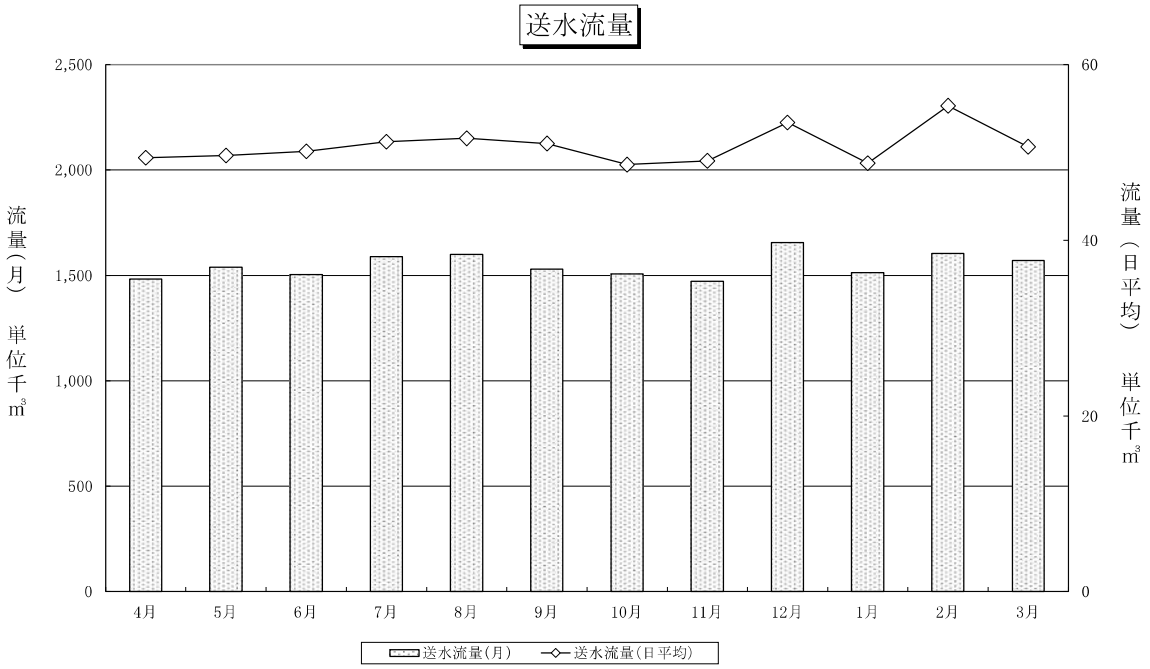

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
原水流量	1,544,610	1,606,799	1,563,574	1,637,007	1,670,568	1,609,009	1,585,802	1,543,335	1,725,976
(日最大)	55,571	57,405	57,027	57,458	56,916	56,105	53,247	60,556	61,487
(日最小)	45,308	46,249	46,647	44,703	47,611	49,643	47,125	44,928	49,942
(日平均)	51,487	51,832	52,119	52,807	53,889	53,634	51,155	51,445	55,677
送水流量	1,481,323	1,539,066	1,503,102	1,587,825	1,599,148	1,529,828	1,506,363	1,471,059	1,654,724
(日最大)	54,039	53,208	54,350	54,452	54,085	53,523	49,938	57,296	59,190
(日最小)	44,067	46,425	47,344	47,845	46,152	47,586	44,631	42,634	48,121
(日平均)	49,377	49,647	50,103	51,220	51,585	50,994	48,592	49,035	53,378

［単位：m3］

項目＼月	1月	2月	3月	合　計	最　大	最　小	平　均	前　年　比
原水流量	1,577,928	1,668,215	1,630,549	19,363,372	1,725,976	1,543,335	1,613,614	0.9869
(日最大)	57,224	62,166	59,249	－	62,166	－	－	－
(日最小)	48,123	52,980	46,255	－	－	44,703	－	－
(日平均)	50,901	57,525	52,598	－	－	－	52,905	－
送水流量	1,512,217	1,603,802	1,570,139	18,558,596	1,654,724	1,471,059	1,546,549	0.9804
(日最大)	54,664	59,795	57,349	－	59,795	－	－	－
(日最小)	45,944	50,805	45,906	－	－	42,634	－	－
(日平均)	48,781	55,304	50,650	－	－	－	50,707	－

（日平均）の平均は、合計値を年間日数で割ったものを平均値とする。

● 北茂安浄水場系
② 電力使用量

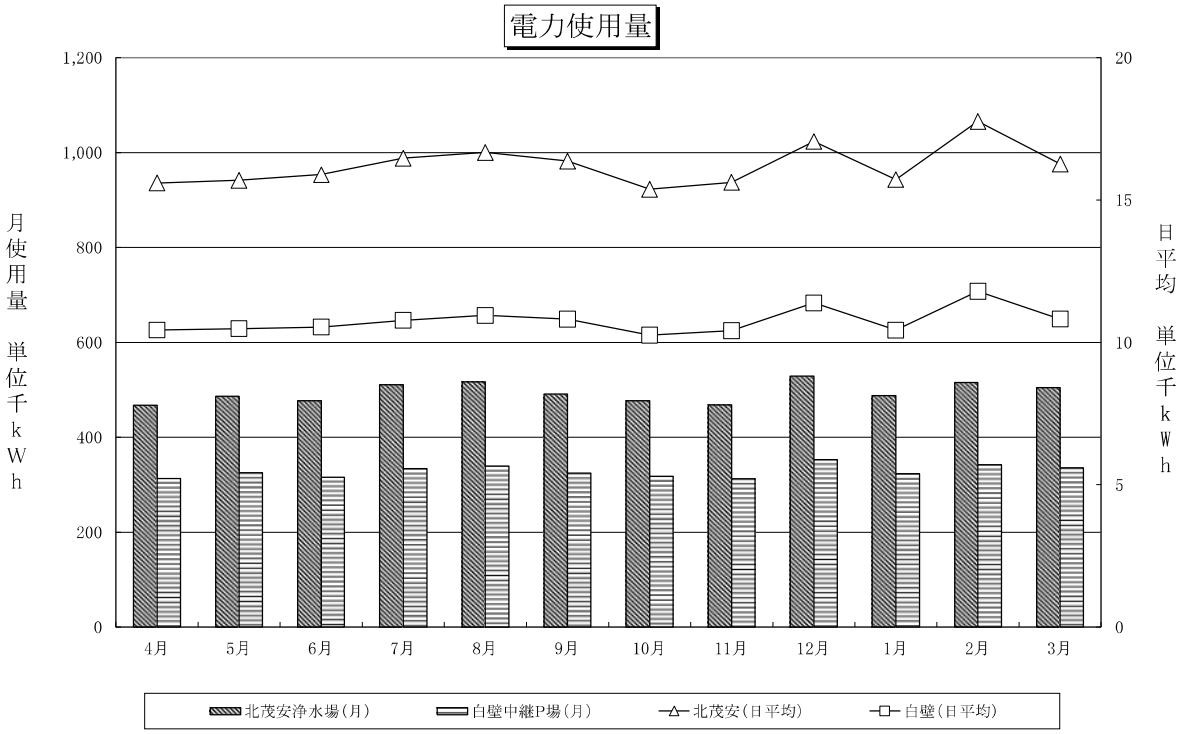

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北茂安浄水場	467,770	486,511	476,460	510,394	516,823	490,742	476,472	468,353	528,598
(日平均)	15,592	15,693	15,882	16,464	16,671	16,358	15,370	15,611	17,051
白壁中継ポンプ場	312,876	324,984	316,080	334,010	339,048	324,374	317,794	312,158	352,709
(日平均)	10,429	10,483	10,536	10,774	10,937	10,812	10,251	10,405	11,377
月合計	780,646	811,495	792,540	844,404	855,871	815,116	794,266	780,511	881,307
日平均	26,021	26,177	26,418	27,238	27,608	27,170	25,621	26,017	28,429

［単位：kWh］

項目＼月	1月	2月	3月	合　計	最　大	最　小	平　均	1m³当り（送水流量）
北茂安浄水場	487,313	514,992	504,185	5,928,613	528,598	467,770	494,051	0.319
(日平均)	15,719	17,758	16,264	―	―	―	16,198	―
白壁中継ポンプ場	323,170	341,933	335,273	3,934,409	352,709	312,158	327,867	0.212
(日平均)	10,424	11,790	10,815	―	―	―	10,749	―
月合計	810,483	856,925	839,458	9,863,022	881,307	780,511	821,918	0.531
日平均	26,144	30,604	27,079	―	―	―	26,948	―

● 北茂安浄水場系
③ 薬品使用量

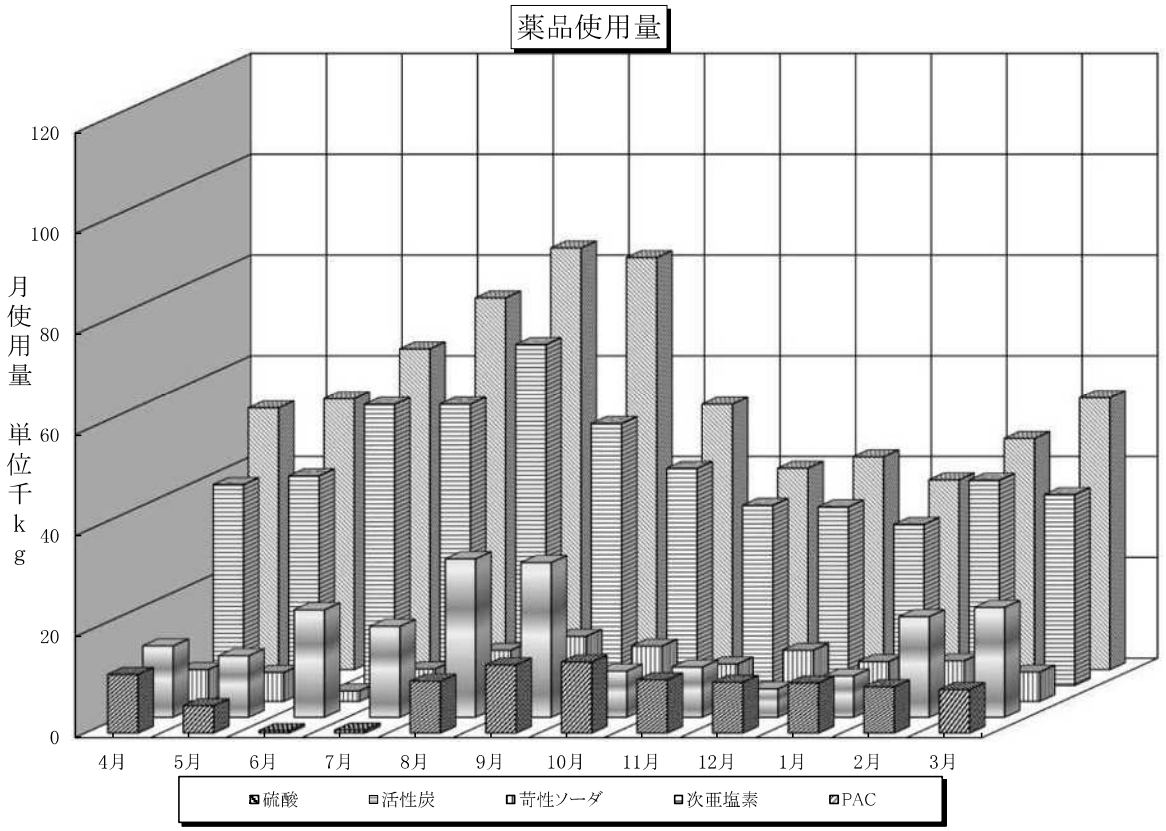

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
PAC	51,880	53,707	63,642	73,755	83,658	81,755	52,617	39,915	42,175
次亜塩素	39,813	41,555	55,724	55,782	67,642	51,898	43,032	35,717	35,401
苛性ソーダ	6,312	5,737	2,071	6,418	10,101	12,880	10,947	7,395	10,120
活性炭	14,153	12,181	21,293	18,023	31,415	30,677	9,146	9,966	5,622
硫酸	11,638	5,408	477	593	10,288	13,510	14,108	10,551	10,080

［単位：kg］

項目＼月	1月	2月	3月	合　計	最　大	最　小	平　均	1㎥当り（原水流量）
PAC	37,603	45,794	53,898	680,399	83,658	37,603	56,699	0.0351
次亜塩素	31,921	40,664	37,830	536,979	67,642	31,921	44,748	0.0277
苛性ソーダ	7,878	8,031	5,818	93,708	12,880	2,071	7,809	0.0048
活性炭	8,194	19,957	21,773	202,400	31,415	5,622	16,866	0.0105
硫酸	9,955	9,183	8,628	104,419	14,108	477	8,701	0.0054

● 北茂安浄水場系
④ 月平均水質

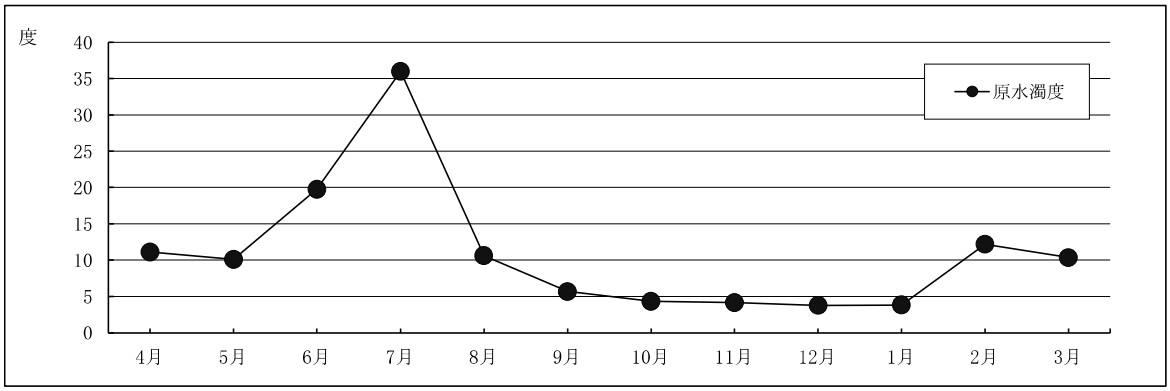

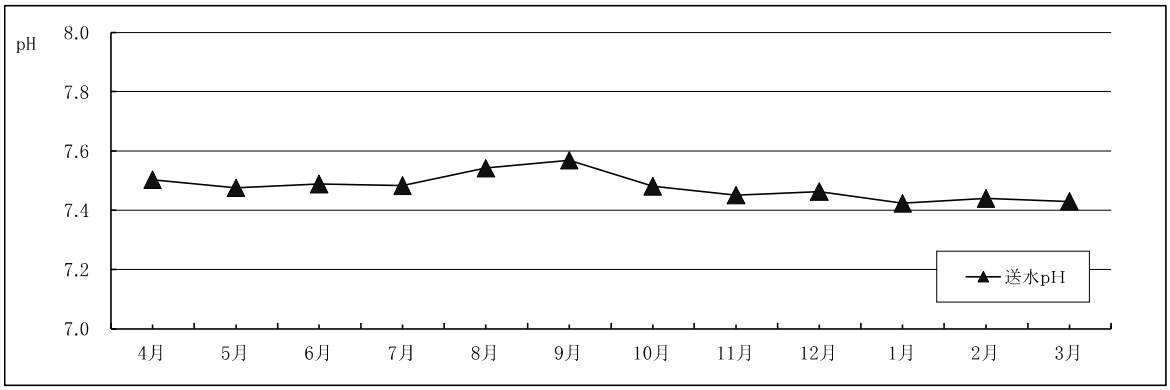

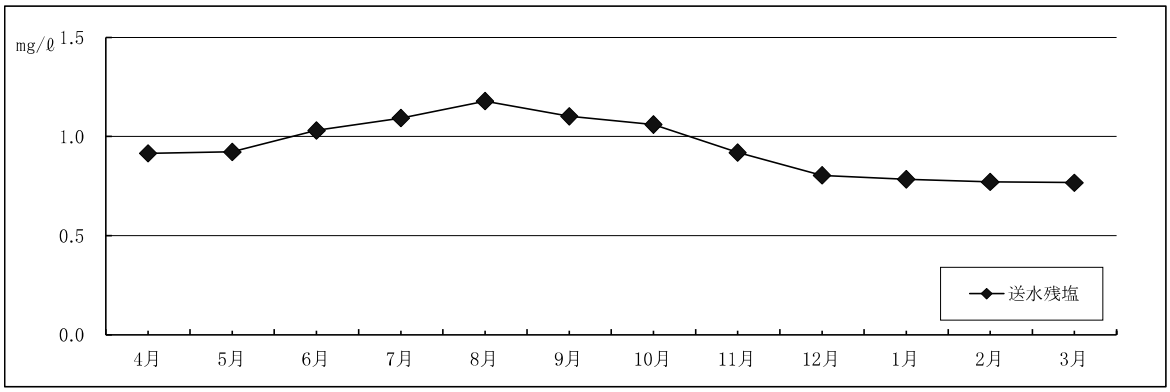

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
原水濁度	11.1	10.1	19.7	36.0	10.6	5.7	4.3	4.2	3.8
送水ｐＨ	7.50	7.48	7.49	7.48	7.54	7.57	7.48	7.45	7.46
送水残塩	0.92	0.92	1.03	1.09	1.18	1.10	1.06	0.92	0.80

項目＼月	1月	2月	3月	最　大	最　小	平　均	測定回数
原水濁度	3.8	12.2	10.4	196.9	1.3	11.5	365
送水ｐＨ	7.42	7.44	7.43	7.68	7.31	7.45	365
送水残塩	0.78	0.77	0.77	1.40	0.65	0.97	365

● 基山浄水場系

① 流　　量

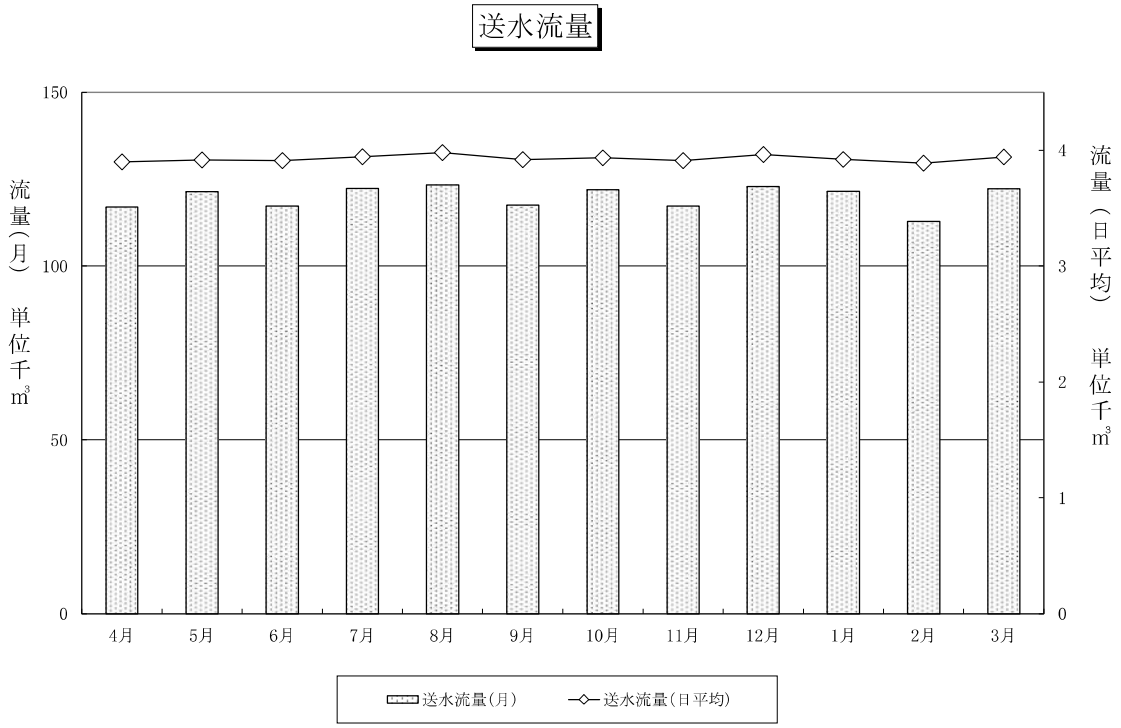

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
原水流量	112,852	115,939	111,990	114,877	118,687	114,573	119,275	114,977	120,401
(日最大)	3,971	3,957	4,004	4,108	4,041	4,010	4,007	4,002	4,122
(日最小)	3,394	3,376	3,418	3,146	3,379	3,555	3,483	3,657	3,578
(日平均)	3,762	3,740	3,733	3,706	3,829	3,819	3,848	3,833	3,884
送水流量	116,979	121,400	117,296	122,281	123,373	117,518	121,947	117,305	122,839
(日最大)	4,148	4,155	4,286	4,313	4,148	4,121	4,132	4,030	4,199
(日最小)	3,537	3,504	3,593	3,460	3,640	3,649	3,601	3,704	3,753
(日平均)	3,899	3,916	3,910	3,945	3,980	3,917	3,934	3,910	3,963

［単位：㎥］

項目＼月	1月	2月	3月	合　計	最　大	最　小	平　均	前　年　比
原水流量	118,818	109,896	118,010	1,390,295	120,401	109,896	115,857	1.006
(日最大)	4,051	4,064	3,969	—	4,122	—	—	—
(日最小)	3,633	3,506	3,496	—	—	3,146	—	—
(日平均)	3,833	3,790	3,807	—	—	—	3,799	—
送水流量	121,528	112,801	122,186	1,437,453	123,373	112,801	119,788	1.009
(日最大)	4,126	4,086	4,169	—	4,313	—	—	—
(日最小)	3,682	3,670	3,696	—	—	3,460	—	—
(日平均)	3,920	3,890	3,941	—	—	—	3,927	—

(日平均) の平均は、合計値を年間日数で割ったものを平均値とする。

● 基山浄水場系
② 電力使用量

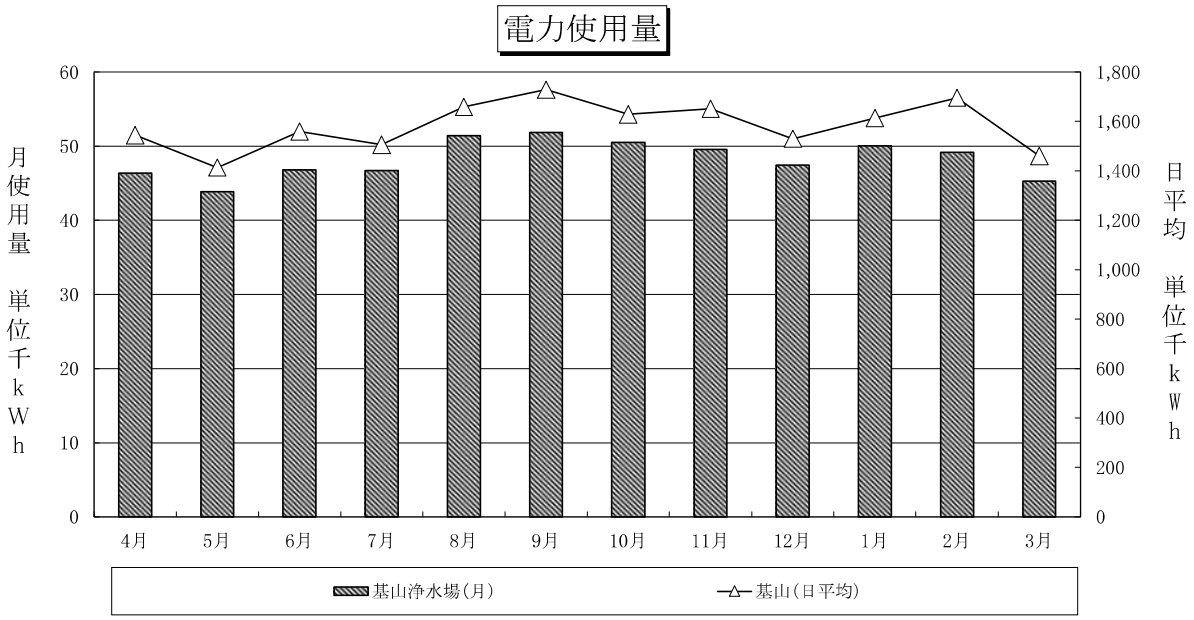

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
基山浄水場	46,371	43,855	46,809	46,700	51,433	51,889	50,501	49,562	47,444
(日平均)	1,545	1,414	1,560	1,506	1,659	1,729	1,629	1,652	1,530

［単位：kWh］

項目＼月	1月	2月	3月	合　計	最　大	最　小	平　均	1m³当り（送水流量）
基山浄水場	50,057	49,205	45,287	579,113	51,889	43,855	48,259	0.403
(日平均)	1,614	1,696	1,460	―	―	―	1,582	―

● 基山浄水場系
③ 薬品使用量

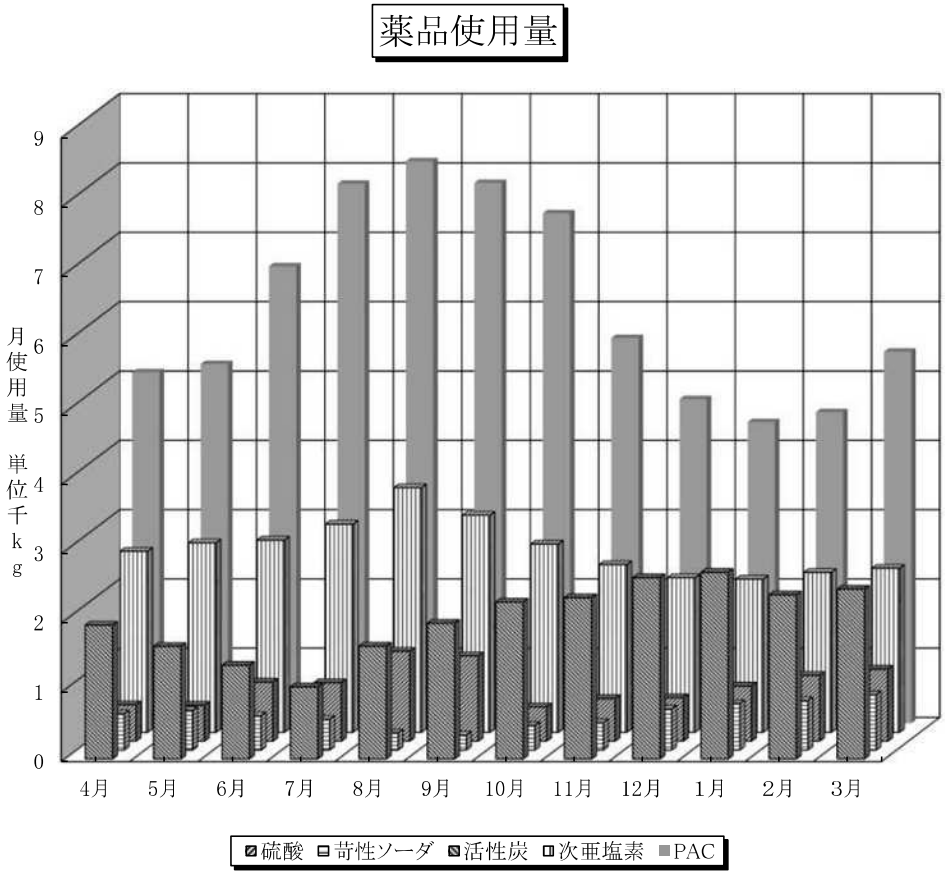

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
PAC	5,072	5,190	6,599	7,789	8,114	7,801	7,363	5,564	4,684
次亜塩素	2,617	2,739	2,778	3,008	3,533	3,136	2,719	2,424	2,235
苛性ソーダ	522	569	495	441	246	214	353	394	590
活性炭	525	519	854	845	1,300	1,233	494	616	628
硫酸	1,932	1,626	1,354	1,041	1,629	1,959	2,265	2,328	2,617

※活性炭：ドライ換算　　［単位：kg］

項目＼月	1月	2月	3月	合　計	最　大	最　小	平　均	1m³当り（原水流量）
PAC	4,353	4,496	5,367	72,392	8,114	4,353	6,032	0.0521
次亜塩素	2,215	2,311	2,372	32,087	3,533	2,215	2,673	0.0231
苛性ソーダ	671	713	800	6,008	800	214	500	0.0043
活性炭	797	951	1,042	9,804	1,300	494	817	0.0071
硫酸	2,695	2,370	2,453	24,269	2695	1041	2022	0.0175

● 基山浄水場系
④ 月平均水質

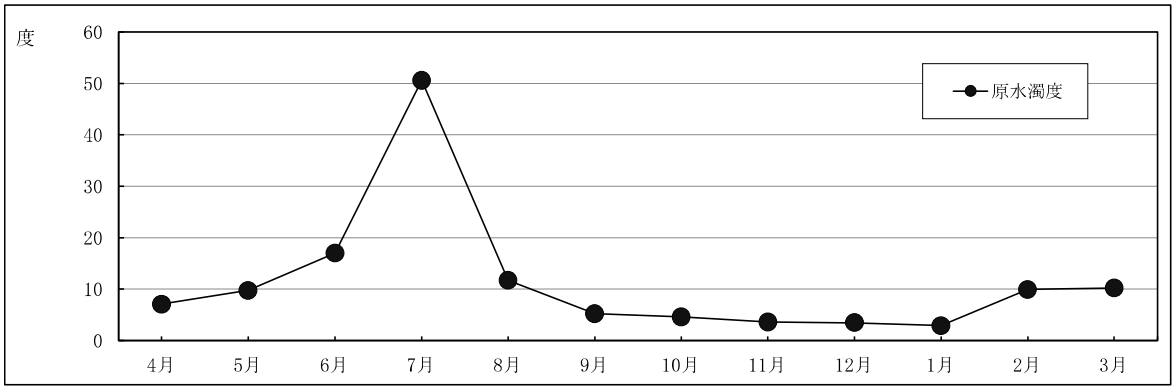

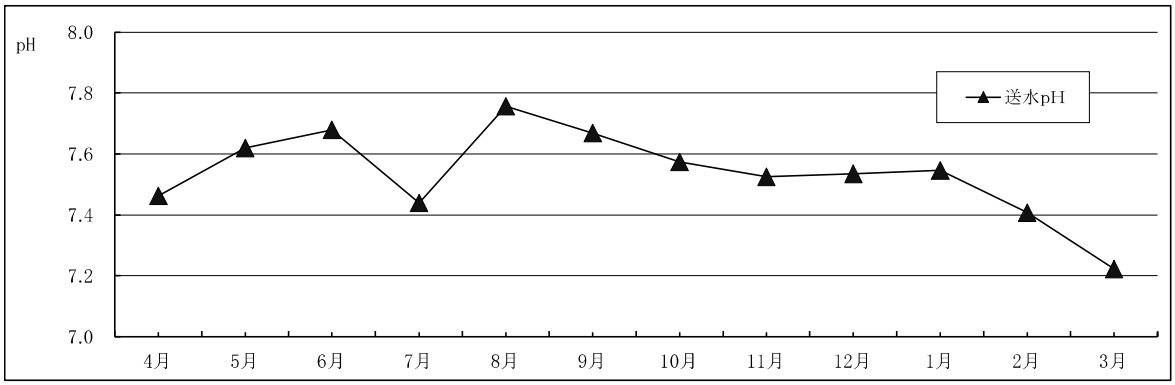

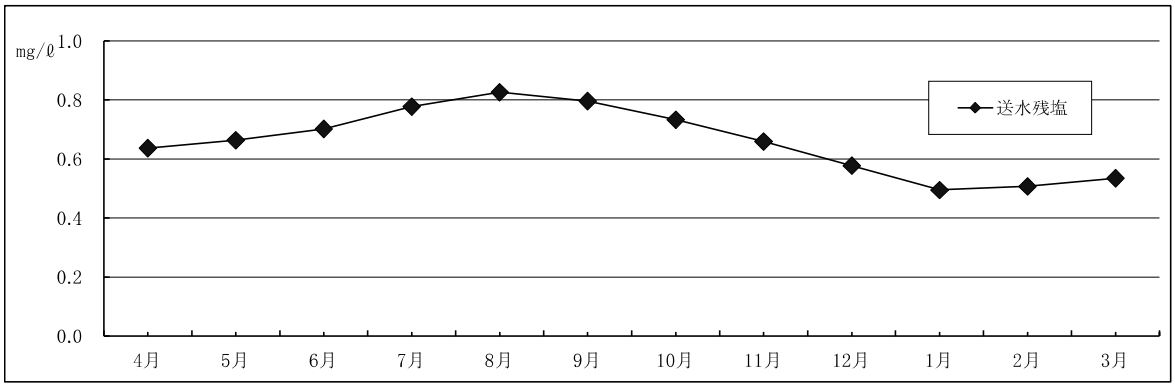

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
原水濁度	7.1	9.8	17.0	50.6	11.7	5.3	4.6	3.6	3.5
送水ｐＨ	7.46	7.62	7.68	7.44	7.76	7.67	7.57	7.53	7.54
送水残塩	0.64	0.66	0.70	0.78	0.83	0.80	0.73	0.66	0.58

項目＼月	1月	2月	3月	最　大	最　小	平　均	測定回数
原水濁度	2.9	9.9	10.3	321.7	0.7	10.7	365
送水ｐＨ	7.55	7.41	7.22	7.78	7.10	7.51	365
送水残塩	0.49	0.51	0.54	1.02	0.45	0.66	365

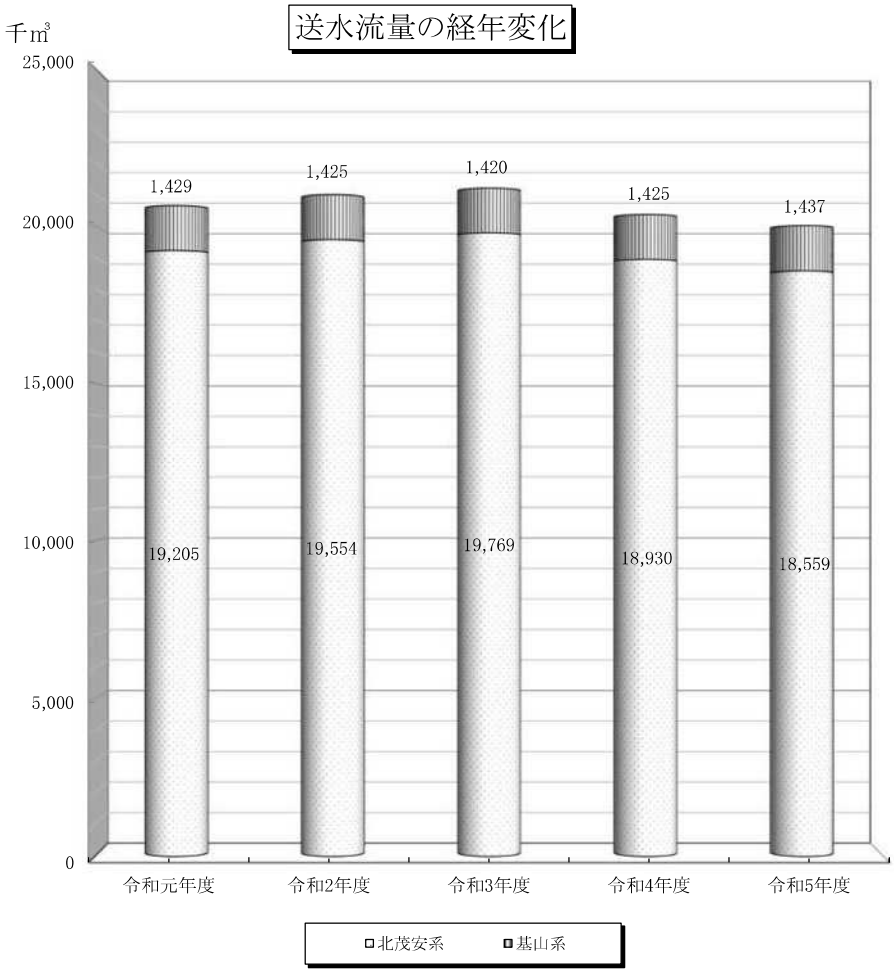

年度＼月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
令和元年度	1,619,313	1,693,808	1,693,692	1,795,844	1,794,585	1,711,759	1,645,563	1,608,173	1,824,398	1,797,731	1,770,329	1,678,771
令和2年度	1,641,801	1,721,239	1,670,981	1,786,758	1,830,667	1,740,792	1,684,699	1,696,822	1,908,589	1,803,320	1,791,736	1,701,646
令和3年度	1,669,760	1,737,437	1,705,537	1,806,221	1,788,382	1,737,281	1,685,948	1,729,075	1,858,356	1,922,483	1,798,267	1,750,402
令和4年度	1,654,245	1,729,469	1,674,973	1,759,713	1,751,046	1,671,142	1,674,133	1,634,384	1,739,215	1,745,922	1,638,894	1,681,262
令和5年度	1,598,302	1,660,466	1,620,398	1,710,106	1,722,521	1,647,346	1,628,310	1,588,364	1,777,563	1,633,745	1,716,603	1,692,325

［単位：㎥］

年度＼月	計			日最大流量		日最小流量		日最大流量・最大日		日最小流量・最小日	
		北茂安系	基山系	北茂安系	基山系	北茂安系	基山系	北茂安＋基山総流量		北茂安＋基山総流量	
令和元年度	20,633,966	19,205,164	1,428,802	63,042	4,826	42,987	3,361	67,030	2月5日	46,876	1月4日
令和2年度	20,979,050	19,553,909	1,425,141	64,571	4,552	43,815	2,937	68,446	2月20日	46,752	9月7日
令和3年度	21,189,149	19,769,474	1,419,675	61,720	4,357	47,560	3,518	65,606	1月31日	51,416	9月7日
令和4年度	20,354,398	18,929,703	1,424,695	64,386	4,486	36,812	3,126	68,317	2月17日	40,891	1月11日
令和5年度	19,996,049	18,558,596	1,437,453	59,795	4,313	42,634	3,460	63,677	2月1日	46,490	11月2日

（注）北茂安系については、浄水場送水流量。

(2) 水質試験

①水質状況

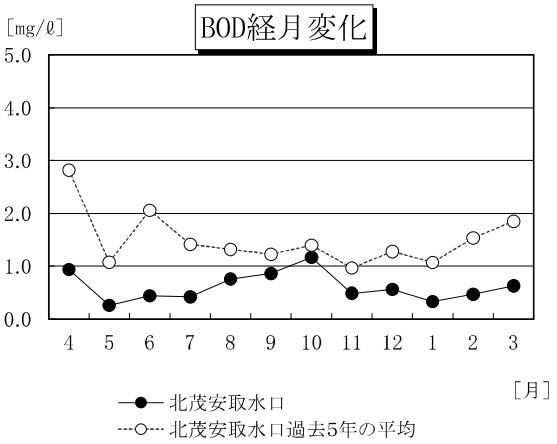

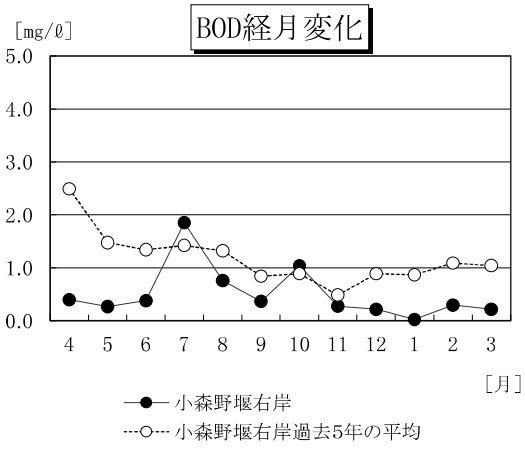

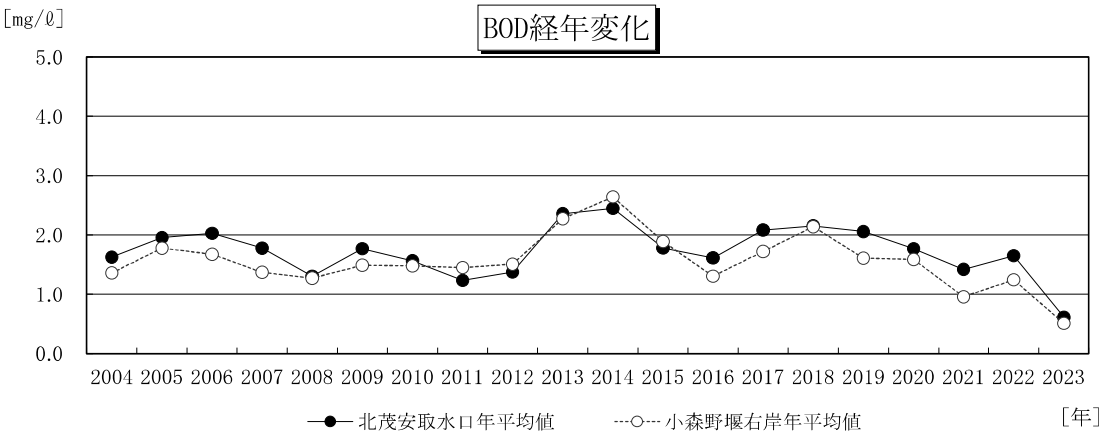

②味関連項目

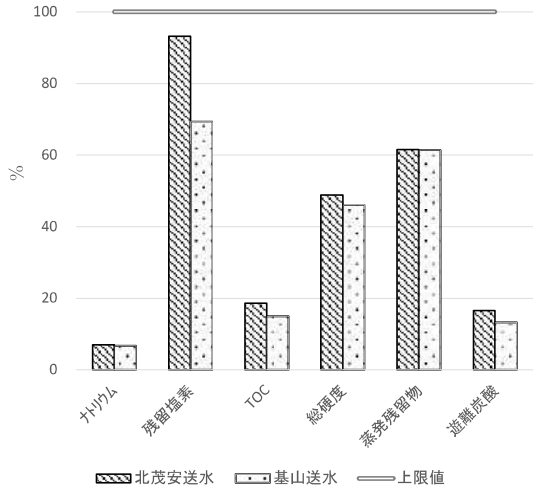

「味関連項目」の水質条件

	北茂安送水	基山送水		
ﾅﾄﾘｳﾑ	14.0	13.6	200	mg/l以下
遊離炭酸	3.3	2.7	20	mg/l以下
TOC	0.6	0.4	3	mg/l以下
残留塩素	0.9	0.7	1	mg/l以下
総硬度	48.8	46.1	10～100	mg/l
蒸発残留物	123.2	122.8	30～200	mg/l

4）財　　務

(1) 貸借対照表

資 産 の 部　　（単位：円）

科目＼年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 固定資産	21,663,701,975	21,541,017,388	20,722,756,746	19,876,212,808	19,201,507,031
(1) 有形固定資産	15,480,769,653	15,687,497,246	15,139,325,365	14,581,376,573	14,185,292,289
(イ) 土地	965,129,828	965,110,266	965,110,266	968,501,984	968,501,984
(ロ) 建物	1,019,921,321	1,163,958,023	1,119,509,555	1,080,958,376	1,057,065,354
(ハ) 構築物	8,770,181,543	8,390,194,560	7,976,510,153	8,055,514,401	7,892,582,366
(ニ) 機械及び装置	2,960,435,921	4,984,124,510	4,746,183,147	4,408,670,762	4,085,724,190
(ホ) 車両運搬具	3,079,163	2,318,755	1,718,132	1,200,230	4,930,877
(ヘ) 工具器具及び備品	71,902,242	59,789,672	68,907,179	57,047,186	55,298,942
(ト) 建設仮勘定	1,690,119,635	122,001,460	261,386,933	9,483,634	121,188,576
(2) 無形固定資産	5,978,357,322	5,657,969,142	5,395,531,851	5,116,577,705	4,848,610,462
(イ) 地上権	0	0	0	0	830,655
(ロ) 電話加入権	251,400	251,400	251,400	251,400	251,400
(ハ) ダム使用権	5,973,428,930	5,652,298,308	5,372,734,751	5,093,171,194	4,813,607,637
(ニ) ソフトウエア	2,424,000	1,626,000	963,000	522,000	473,543
(ホ) その他無形固定資産	1,026,769	770,077	16,460,305	13,014,229	13,363,153
(ヘ) 建設仮勘定	1,226,223	3,023,357	5,122,395	9,618,882	20,084,074
(3) 投資その他の資産	204,575,000	195,551,000	187,899,530	178,258,530	167,604,280
(イ) 長期前払費用	204,575,000	195,551,000	187,818,000	178,177,000	167,530,000
(ロ) 預託金	0	0	81,530	81,530	74,280
2. 流動資産	2,291,425,259	2,229,047,561	2,461,881,445	2,790,953,344	3,520,585,126
(1) 現金・預金	1,553,173,394	1,495,838,245	1,814,911,616	2,148,720,803	2,876,195,101
(2) 未収金	714,718,552	709,011,349	622,602,987	612,626,704	617,371,278
(イ) 営業未収金	616,886,638	613,034,707	622,095,882	610,281,649	614,211,752
(ロ) 営業外未収金	3,483,380	197,108	269,105	2,345,055	1,950,229
(ハ) その他未収金	94,348,534	95,779,534	238,000	0	1,209,297
(3) 貯蔵品	22,368,517	23,032,397	23,182,897	23,294,573	23,444,073
(4) 前払費用	164,796	165,570	183,945	111,264	106,350
(5) 前払金	0	0	0	5,200,000	2,468,324
(6) その他流動資産	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
(イ) 保管有価証券	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
資　産　合　計	23,955,127,234	23,770,064,949	23,184,638,191	22,667,166,152	22,722,092,157

負債・資本の部

（単位：円）

科目＼年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 固定負債	5,356,509,506	5,266,857,487	4,684,016,442	4,213,054,061	3,859,568,249
(1) 企業債	5,059,932,579	4,971,170,229	4,398,361,484	3,929,952,141	3,578,837,458
(2) 引当金	296,576,927	295,687,258	285,654,958	283,101,920	280,730,791
(イ) 退職給付引当金	296,576,927	295,687,258	285,654,958	283,101,920	280,730,791
2. 流動負債	1,143,752,296	864,443,100	730,108,771	589,624,437	650,266,097
(1) 企業債	676,593,217	648,762,350	572,808,745	468,409,343	351,114,683
(2) 未払金	426,032,354	187,384,463	126,841,023	92,366,828	272,260,344
(イ) 営業未払金	127,318,134	54,810,447	57,125,060	62,203,214	117,928,735
(ロ) 営業外未払金	39,855,000	5,918,200	68,577,400	25,862,100	30,017,848
(ハ) その他未払金	258,859,220	126,655,816	1,138,563	4,301,514	124,313,761
(3) 引当金	15,252,458	15,608,278	17,523,326	16,189,423	14,342,834
(イ) 賞与引当金	12,662,874	13,036,653	13,076,015	13,540,263	11,906,718
(ロ) 法定福利費引当金	2,589,584	2,571,625	2,582,596	2,649,160	2,436,116
(ハ) その他引当金	0	0	1,864,715	0	0
(4) その他流動負債	25,874,267	12,688,009	12,935,677	12,658,843	12,548,236
(イ) 預り金	24,874,267	11,688,009	11,935,677	11,658,843	11,548,236
(ロ) 預り保証有価証券	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
3. 繰延収益	2,116,702,895	2,034,568,122	1,974,398,315	1,934,430,553	1,902,581,913
(1) 長期前受金	8,167,662,703	7,857,843,763	7,887,076,302	7,863,420,612	7,901,313,927
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 6,050,959,808	△ 5,823,275,641	△ 5,912,677,987	△ 5,928,990,059	△ 5,998,732,014
4. 資本金	14,146,391,223	14,319,752,223	14,533,351,223	14,798,344,223	14,996,697,223
(1) 資本金	14,146,391,223	14,319,752,223	14,533,351,223	14,798,344,223	14,996,697,223
(イ) 固有資本金	250,779	250,779	250,779	250,779	250,779
(ロ) 繰入資本金	11,843,112,960	11,846,473,960	11,850,072,960	11,855,065,960	11,863,418,960
(ハ) 組入資本金	2,303,027,484	2,473,027,484	2,683,027,484	2,943,027,484	3,133,027,484
5. 剰余金	1,191,771,314	1,284,444,017	1,262,763,440	1,131,712,878	1,312,978,675
(1) 資本剰余金	317,779,809	317,773,289	317,773,288	317,773,288	317,773,288
(イ) 国庫補助金	229,018,192	229,011,672	229,011,671	229,011,671	229,011,671
(ロ) 県費補助金	88,761,617	88,761,617	88,761,617	88,761,617	88,761,617
(2) 利益剰余金	873,991,505	966,670,728	944,990,152	813,939,590	995,205,387
(イ) 利益積立金	488,663,181	488,663,181	488,663,181	488,663,181	488,663,181
(ロ) 当年度未処分利益剰余金	385,328,324	478,007,547	456,326,971	325,276,409	506,542,206
負債・資本合計	23,955,127,234	23,770,064,949	23,184,638,191	22,667,166,152	22,722,092,157

(2) 損益計算書

（単位：円）

科目＼年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収益					
1. 営業収益	2,241,487,987	2,243,189,472	2,261,202,347	2,242,046,707	2,237,368,796
(1) 給水収益	2,241,487,987	2,243,189,472	2,261,202,347	2,242,046,707	2,237,368,796
2. 営業外収益	146,102,879	149,214,368	132,008,468	122,963,198	104,453,695
(1) 受取利息及び配当金	787,477	882,313	542,703	488,019	594,817
(2) 他会計負担金	1,562,000	1,537,000	1,700,000	1,790,000	1,036,000
(3) 長期前受金戻入	137,039,730	143,901,393	127,519,807	101,185,762	91,108,754
(4) 雑収益	6,713,672	2,893,662	2,245,958	19,499,417	11,714,124
3. 特別利益	7,276	1,965,000	81,531	3,221,104	108,634,794
総収益	2,387,598,142	2,394,368,840	2,393,292,346	2,368,231,009	2,450,457,285
費用					
1. 営業費用	2,078,173,415	2,044,667,992	2,137,935,094	2,187,181,704	1,982,811,432
(1) 原水及び浄水費	608,610,728	568,213,676	622,348,592	673,863,035	644,077,567
(2) 送水費	185,901,760	158,907,100	182,054,571	296,883,595	172,183,831
(3) 総係費	105,438,597	88,994,266	78,476,618	82,859,401	91,554,730
(4) 議会費	1,241,168	1,268,200	1,198,992	1,250,510	1,271,660
(5) 監査費	312,000	312,000	221,000	312,000	312,000
(6) 減価償却費	1,153,282,308	1,114,175,586	1,231,521,062	1,128,852,653	1,066,105,639
(7) 資産減耗費	23,386,854	112,797,164	22,114,259	3,160,510	7,306,005
2. 営業外費用	103,409,643	83,441,057	67,037,828	51,237,890	40,150,039
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	103,405,641	83,439,027	67,036,171	51,235,461	39,420,419
(2) 雑支出	4,002	2,030	1,657	2,429	729,620
3. 特別損失	105,833	3,580,568	0	861,977	56,230,017
総費用	2,181,688,891	2,131,689,617	2,204,972,922	2,239,281,571	2,079,191,488
損益収支	205,909,251	262,679,223	188,319,424	128,949,438	371,265,797

(3) 経理の状況

収益的収支（税抜）

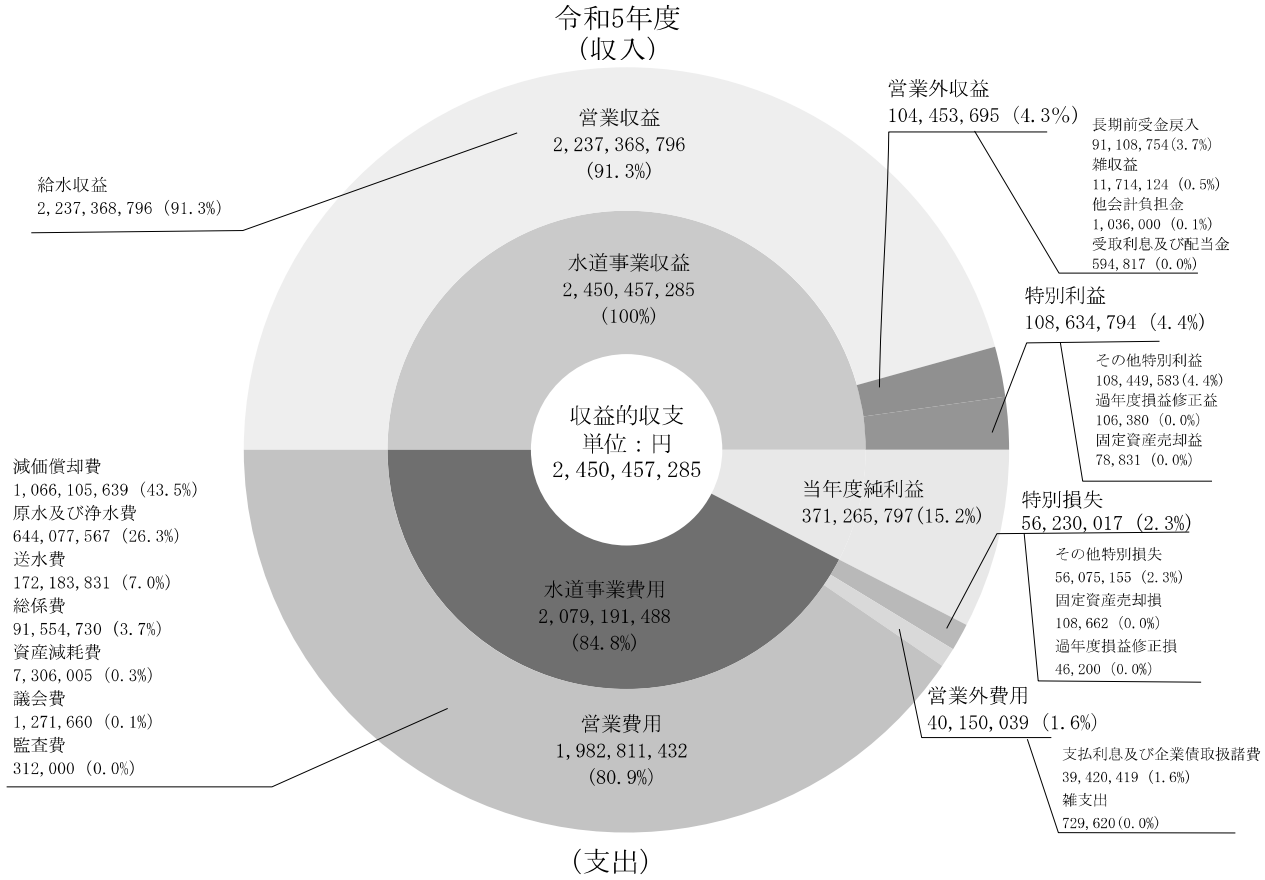

資本的収支（税込）

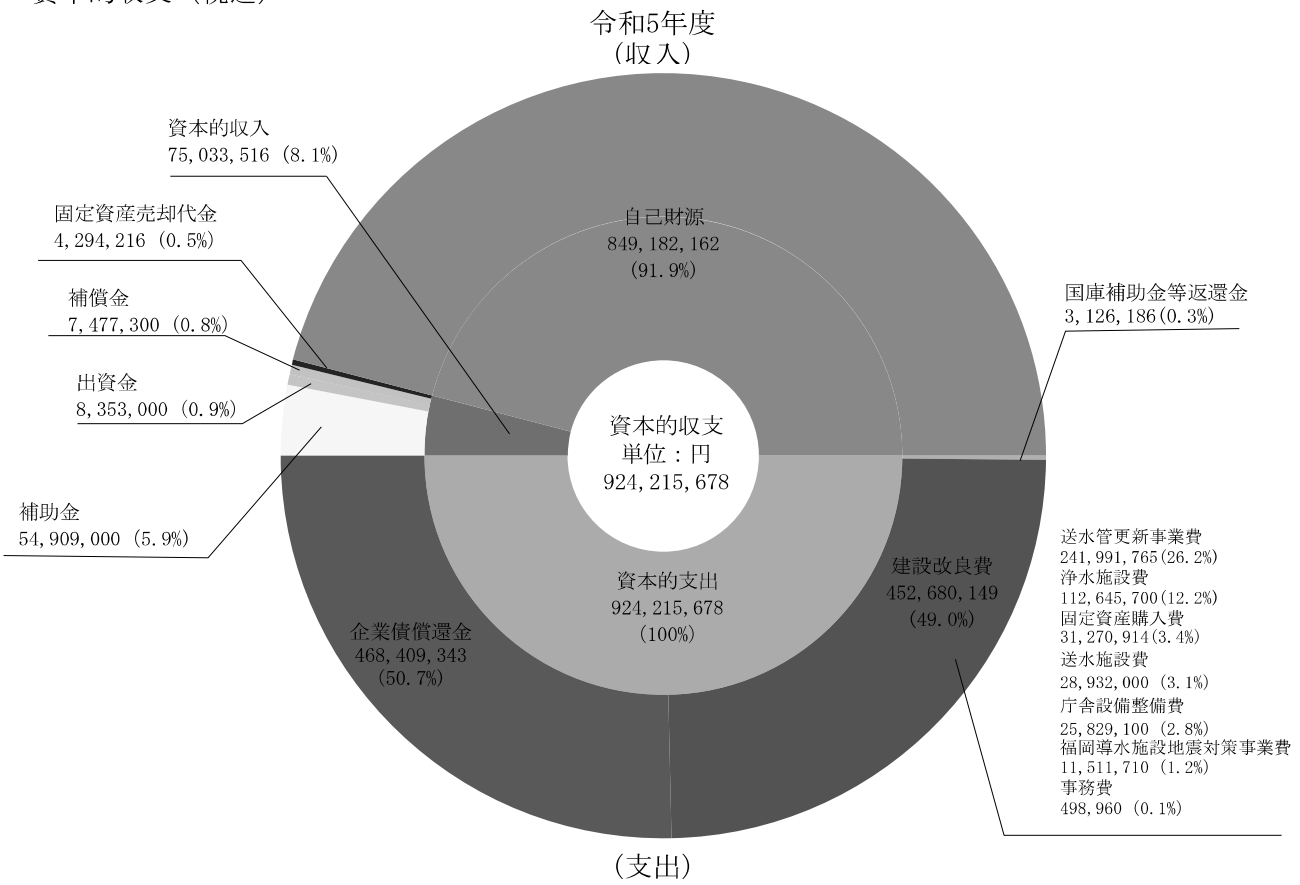

(4) 経営分析

	年度 / 項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	他事業体との比較 令和4年度 全国平均(用水供給)	説明
業務	1. 負荷率(%) 一日平均送水量 / 一日最大送水量 ×100	84.11	83.97	85.39	81.63	85.78	88.58	100%に近いほど効率がよい。季節によって需要変動が大きい事業にあっては、施設が最大需要時に対応する必要があることから率は低い。
	2. 施設利用率(%) 一日平均送水量 / 一日送水能力 ×100	55.54	56.63	57.19	54.94	54.32	61.45	率の高いほうが施設が有効に利用されていることを示す。負荷率、最大稼動率と併せて分析する必要がある。
	3. 最大稼動率(%) 一日最大送水量 / 一日送水能力 ×100	66.04	67.43	66.98	67.31	63.32	69.37	率の高いほうが良いが、一方100%に近い場合は施設の能力に余裕がなく安定供給に問題があるといえる。
	4. 有収率(%) 年間総有収水量 / 年間総送水量 ×100	96.56	96.05	98.13	98.79	98.01	100.29	年間給水量のうち、料金収入となった水量の割合を示す。有収率の高低は、漏水、メーターの不感、公共用水、洗管用水等の多少が要因となる。
収益性	1. 総収支比率(%) 総収益 / 総費用 ×100	109.44	112.32	108.54	105.76	117.86	107.25	費用が収益によってどの程度賄われているを示すものである。この比率が高いほど利益率が高いことを表し、これが100%未満であることは純損失が生じていることを意味する。
	2. 経常収支比率(%) 経常収益 / 経常費用 ×100	109.44	112.42	108.54	105.66	115.78	107.26	上記の比率を経常収支について利益率を見たものである。この比率が高いほど経常利益率が高いことを表し、これが100%未満であることは経常損失が生じていることを意味する。
	3. 自己資本回転率(回) 営業収益－受託工事収益 / (期首・期末自己資本)/2	0.129	0.128	0.128	0.126	0.124	0.082	自己資本に対する営業収益の割合であり、期間中に自己資本の何倍の営業収益があったかを示す。この比率が高いほど投下資本に比して営業活動が活発であることを意味する。
	4. 総資本回転率(回) 営業収益－受託工事収益 / (期首・期末総資本)/2	0.094	0.094	0.096	0.098	0.099	0.066	総資本に対する営業収益の割合であり、期間中に総資本の何倍の営業収益があったかを示すもので、資本が効率的に利用されているかの目安となる。率が大きいほど効率的である。
	5. 固定資産回転率(回) 営業収益－受託工事収益 / (期首・期末固定資産)/2	0.102	0.104	0.107	0.110	0.115	0.073	固定資産に対する営業収益の割合であり、期間中に固定資産の何倍の営業収益があったかを示す。率が高いほど施設が有効に稼働していることになり、低い場合は過大投資といえる。
	6. 総資本利益率(%) 経常利益 / (期首・期末総資本)/2 ×100	0.86	1.11	0.80	0.55	1.41	0.51	投下した総資本に対して当年度における処分可能利益がどれだけ生じたかを示し、指数が高いほど事業の収益性が高い。
	7. 料金回収率(%) 供給単価 / 給水原価 ×100	109.48	113.06	108.84	104.90	115.81	106.35	比率が100%を下回っている場合は、給水に係る費用が水道料金以外の収入で賄われていることを意味する。
財務安全性	1. 流動比率(%) 流動資産 / 流動負債 ×100	200.34	257.86	337.19	473.34	541.41	311.58	短期債務に対する支払能力を示すもので、100%以上であることが必要である。100%を下回っていれば不良債務が発生していることになる。
	2. 酸性試験比率[当座比率](%) 現金預金+(未収金－貸倒引当金) / 流動負債 ×100	198.29	255.06	333.86	468.32	537.25	307.53	流動比率の補助的比率で、流動比率に比べ流動資産の範囲を狭め、支払能力を見るものである。100%以上であれば安全である。

項	目 ＼ 年度	令和元年度	令和4年度	令和5年度	他事業体との比較 令和4年度	説明
		令和2年度			全国平均(用水供給)	
		令和3年度				
財務安全性	3. 自己資本構成比率(%) (資本金＋剰余金＋評価差額等＋繰延収益)／(負債資本合計)×100	72.86 74.21 76.65	78.81	80.15	80.28	総資本（負債及び資本）に占める自己資本の割合であるが、水道事業は施設の建設費の大部分を企業債（借入金）によって調達していることから、比率は低いものとならざるを得ない。
	4. 固定資産構成比率(%) (固定資産)／(固定資産＋流動資産＋繰延勘定)×100	90.43 90.62 89.38	87.69	84.51	89.83	資産合計中の固定資産の割合を示すもので、比率は低い方が柔軟な経営が可能となるが、水道事業は施設型の事業であるため、比率は高くなる。
	5. 固定資産対長期資本比率(%) (固定資産)／(固定負債＋資本金＋剰余金＋評価差額等＋繰延収益)×100	94.97 94.04 92.29	90.03	87.00	92.86	固定資産がどの程度長期資本や長期借入金によって調達されているかを示すもので、事業の固定的・長期的安全性を見るものである。この比率は常に100%以下で低いことが望ましい。
	6. 固定比率(%) (固定資産)／(資本金＋剰余金＋評価差額等＋繰延収益)×100	124.11 122.12 116.61	111.26	105.43	111.90	自己資本に対する固定資産の比率であり、100%を超えていれば借入金により設備投資を行っていることになる。水道事業の場合は財源の企業債依存度が高いため、概ね高い傾向にある。
	7. 企業債残高対給水収益比率(%) (企業債現在高)／(給水収益)×100	255.92 250.53 219.85	196.18	175.65	226.60	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示すものであるが、投資規模、料金水準の適切性を判断する指標となる。
生産性	1. 職員一人当り給水人口(人) (現在給水人口)／(損益勘定所属職員数)	13,205 12,379 10,930	11,334	12,277	19,534	損益勘定所属職員1人当たりの生産性について、給水人口及び有収水量を基準として把握するための指標であり、数値が大きいほど生産性が高い。地理的条件等が大きく影響し、設備投資や事務のＯＡ化による省力化や業務の委託化と密接に関連しているので、費用に関する他の指標と併せて総合的に判断する必要がある。
	2. 職員一人当り有収水量(m^3) (年間総有収水量)／(損益勘定所属職員数)	866,286 876,071 799,729	804,352	859,889	1,171,861	
	3. 配水管使用効率(m^3/m) (年間総配水量)／(導送配水管延長)	169.87 172.68 174.41	163.41	160.31	389.02	施設に効率性を表すものであるが、給水区域内における人口密度の影響を受ける。また、給水安定性向上を目的とした管網整備の推進は、この比率の低下要因となる。
	4. 供給単価(円/m^3) (給水収益)／(年間総有収水量)	112.50 111.33 108.75	111.50	113.13	81.89	水1m^3当たりの販売単価をいう。この供給単価が給水原価を下回っている場合は、収支の均衡は困難となる。
	5. 給水原価(円/m^3) (経常費用－(長期前受金戻入＋受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋付帯事業費))／(年間総有収水量)	102.76 98.47 99.91	106.28	97.68	77.00	水1m^3給水するために要する費用で、地理的条件、建設期間等により大きな格差がある。
	6. 資本費単価(円/m3) (支払利息＋減価償却費－長期前受金戻入)／(年間総有収水量)	56.34 53.39 56.55	53.66	51.32	34.54	水1m^3の給水原価のうち、水道施設の建設にかかる費用である。
施設老朽度	1. 有形固定資産減価償却率(%) (有形固定資産減価償却累計額)／(有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)×100	72.05 68.73 70.17	71.15	72.33	59.51	減価償却の進行度や資産の経過年数を表すもので、比率の増加は資本費の減少を意味するが、施設の老朽化の度合も示している。
	2. 管路経年化率(%) (法定耐用年数を経過した管路延長)／(管路延長)×100	0.00 0.00 0.00	0.00	0.00	32.38	法定耐用年数を超えた管路延長の割合であり、管路の老朽化の度合を示している。

※全国平均（用水供給）：地方公営企業年鑑（総務省自治財政局編）より

２．水道事業

－　三養基営業所（三養基郡みやき町）　－

２．水道事業

1）概　　要

水道事業は昭和56年に、佐賀東部地区7町村（神埼町、三田川町、東脊振村、中原町、北茂安町、三根町、上峰村）を構成団体として経営を開始し、平成6年4月1日より新たに5町（諸富町、川副町、東与賀町、千代田町、基山町）の水道事業を統合し12町村を給水区域とした。平成17年10月1日の佐賀市合併に伴い諸富町が脱退、また他町村の合併を経て、現在の給水区域は2市4町（佐賀市川副町及び東与賀町、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町）となっている。なお、佐賀市諸富町は脱退後も佐賀市から受託し、平成31年3月31日まで業務を行った。

広範囲に及ぶ区域内の給水サービスを確保しつつ、事業の効率的な運営を行うため営業拠点の統廃合を進めた。平成23年5月から本庁に営業課（佐賀市川副町・佐賀市東与賀町・佐賀市諸富町は旧佐賀営業所管轄、神埼市・吉野ヶ里町は旧神埼営業所管轄）を、みやき町庁舎・防災センター（旧みやき町北茂安庁舎）内に三養基営業所（みやき町・上峰町は従来の三養基営業所管轄、基山町は旧基山出張所管轄）を設置した。

営業課及び三養基営業所では、メーター検針、料金調定及び収納業務等の水道利用者と密接した業務を行っている。給水装置工事、配水管の漏水修繕等の業務については、三養基営業所では従来どおり営業所での対応としているが、旧佐賀営業所及び旧神埼営業所については、本庁に新たに工務2課を設置して対応することとなった。

令和5年度の業務状況について、給水戸数は増加し46,862戸（同比628戸、1.4％増）となったものの、給水人口は減少し113,805人（同比155人、0.1％減）となり、普及率は95.1％となった。年間給水量は11,259,352m³（前年度比344,456m³、3.0％減）、年間有収水量は10,622,485m³（同比57,409m³、0.5％減）となった。一日最大給水量は、2月1日に41,054m³（同比3,070m³、7.0％減）を記録した。

建設改良費においては、配水管改良工事として口径150mm以下の配水管を4,684m布設し、宅造関連工事として口径100mm以下の配水管を1,929m布設した。また重要給水施設配水管耐震化事業として、口径150mm以下の配水管を1,660m布設した。

経理の状況は、収益的収支の事業収益が2,379,730,956円（同比3,593,085円、0.2％減）に対し、事業費用は特別損失の用水漏洩事故精算返還金108,437,494円を含め、総額2,345,890,622円（同比146,070,255円、6.6％増）となり、結果33,840,334円の純利益を計上した。

次に資本的収支については、収入335,531,721円に対し、支出741,607,910円で、資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額8,232,000円を除く。）が資本的支出額に不足する額414,308,189円は、繰越工事資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

※ 現在の市町名（旧町村名）：変更順　　上峰町（上峰村）、みやき町（中原町、北茂安町、三根町）、佐賀市諸富町（諸富町）、吉野ヶ里町（三田川町、東脊振村）、神埼市神埼町（神埼町）、神埼市千代田町（千代田町）、佐賀市川副町（川副町）、佐賀市東与賀町（東与賀町）

2）基山浄水場系統

(1) フロー図

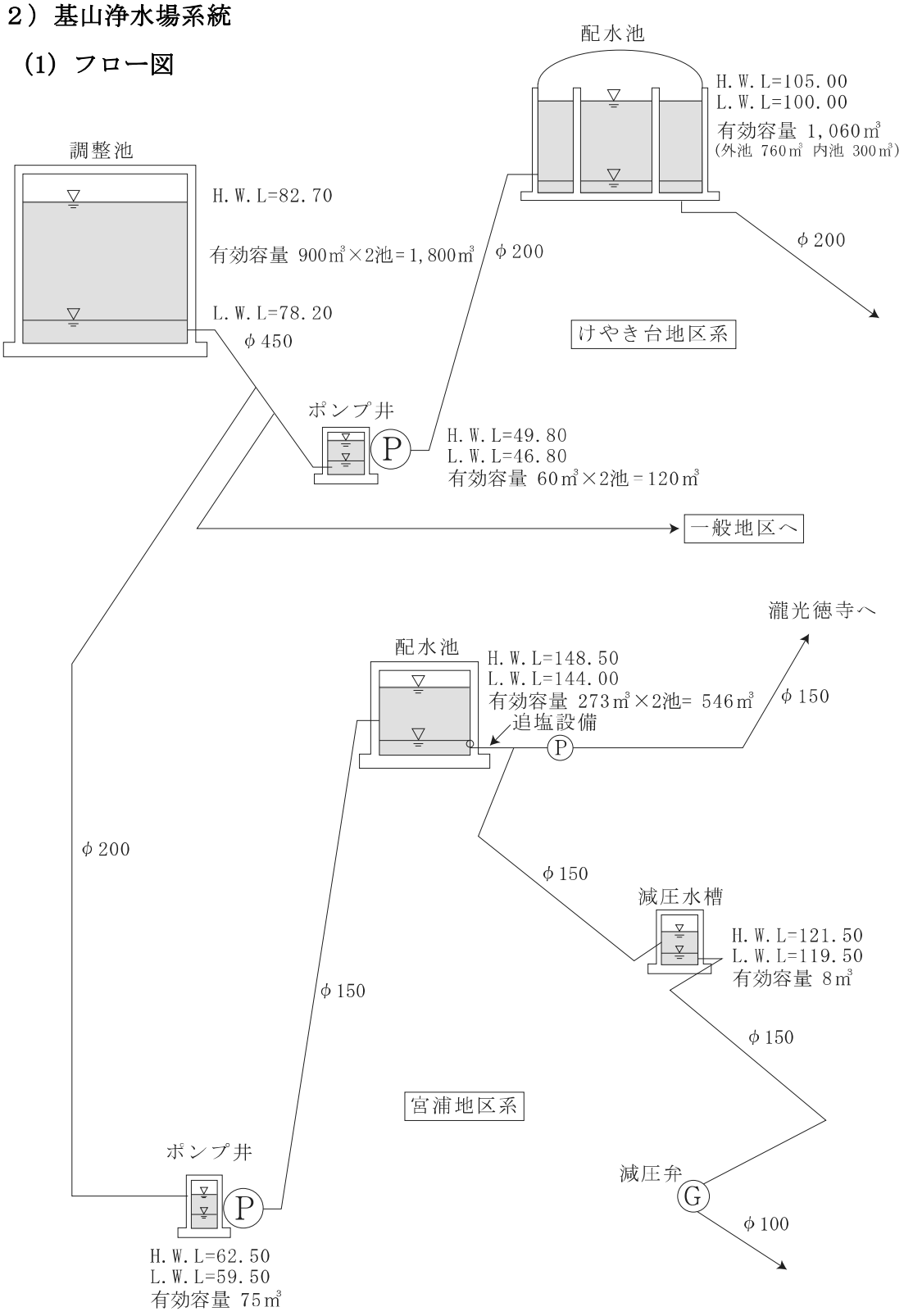

(2) 基山配水施設

種別	名称	内容
けやき台配水施設	中継ポンプ設備	
	中継ポンプ室	構造　鉄筋コンクリート造り 1F　電気・計装室　8.8m×9.9m 地階　中継ポンプ室　4.0m×8.35m
	ポンプ井	形状寸法　4.0m×5.0m×3.6m×2池 有効容量　60m^3×2池
	中継ポンプ	片吸込多段渦巻ポンプ　3台（交互運転） φ100×1.0m^3/分×70m×22kW×4P×1,800rpm×3台
	配水池設備	
	配水池	構造　プレストレストコンクリート造り２重槽 形状寸法　（外池）　内径16.8m×5.6m（有効水深5.0m） （内池）　内径8.8m×5.6m（有効水深5.0m） 有効容量　（外池）760m^3 （内池）300m^3
	電気室	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　3.2m×7.4m 設備内容　電気設備、計装設備、残塩計
宮浦配水施設	中継ポンプ設備	
	中継ポンプ室	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　9.0m×6.5m 1F　電気・計装室 地階　中継ポンプ室
	ポンプ井	形状寸法　5.0m×5.0m×3.45m 有効容量　75m^3
	中継ポンプ	横軸片吸込渦巻ポンプ　2台（交互運転） φ80×φ65×0.582m^3/分×100m×18.5kW×4P×1,770rpm×2台
	配水ポンプ場設備	
	配水ポンプ室	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　9.0m×6.5m 1F　電気・計装設備　次亜塩素注入設備 地階　配水ポンプ サンプリング設備
	配水池	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　13.5m×4.5m×5.0m×2池 有効容量　273m^3×2池
	配水ポンプ	横軸片吸込渦巻ポンプ　2台（交互運転） φ100×φ80×0.610m^3/分×80m×15kW×4P×1,770rpm×2台
	減圧水槽	構造　鉄筋コンクリート造り 形状寸法　2.0m×2.0m×2.7m 有効容量　8m^3
	減圧弁	φ150　1台

3） 工　　事

(1) 起債工事（配水管整備事業）

令和5年度は、起債工事を実施していない。

(2) 改良工事（配水管布設、新設消火栓の設置工事等）

令和5年度は、改良工事として、54件、497,131,800円（消費税含む）を施工した。

(3) 宅造工事（開発行為による配水管の布設等）

令和5年度は、宅造工事として、19件、55,092,400円（消費税含む）を施工した。

(4) 修繕工事（配水管仮設工事等）

令和5度は、修繕工事として、11件、43,184,900円（消費税含む）を施工した。

(5) 市町別内訳

（単位：円）

工事区分／市町	起債工事	改良工事	宅造工事	修繕工事	計
佐賀市川副町	0	31,287,300	3,927,000	8,228,000	43,442,300
佐賀市東与賀町	0	42,735,000	2,057,000	0	44,792,000
神埼市	0	224,442,900	10,176,100	4,389,000	239,008,000
吉野ヶ里町	0	26,169,000	11,069,300	0	37,238,300
基山町	0	63,860,500	1,221,000	23,857,900	88,939,400
上峰町	0	20,185,000	5,973,000	4,444,000	30,602,000
みやき町	0	88,452,100	20,669,000	2,266,000	111,387,100
計	0	497,131,800	55,092,400	43,184,900	595,409,100

施工延長	L= 0 m	L= 6,344 m	L= 1,929 m	L= 0 m	L= 8,273 m
廃止延長	L= 0 m	L= 5,666 m	L= 66 m	L= 240 m	L= 5,972 m

※なお、当該工事に係る事務費は含んでいない。

4）業　　務

(1) 配給水状況

①普 及 状 況

項　目	年度 / 市　町	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(A) 行政区域内人口 (人)	佐賀市川副町	15,721	15,572	15,412	15,191	14,943
	佐賀市東与賀町	8,161	8,019	7,866	7,737	7,640
	神埼市	31,394	31,071	30,792	30,485	30,332
	吉野ヶ里町	16,065	16,172	16,141	16,141	16,147
	基山町	17,365	17,412	17,437	17,516	17,520
	上峰町	9,577	9,653	9,713	9,798	9,809
	みやき町	25,635	25,760	25,730	25,701	25,725
	計	123,918	123,659	123,091	122,569	122,116
(B) 行政区域内世帯数 (戸)	佐賀市川副町	6,035	6,099	6,121	6,157	6,173
	佐賀市東与賀町	2,938	2,939	2,928	2,935	2,953
	神埼市	12,035	12,177	12,213	12,298	12,421
	吉野ヶ里町	6,445	6,594	6,606	6,687	6,778
	基山町	6,995	7,144	7,221	7,359	7,472
	上峰町	3,676	3,745	3,814	3,896	3,952
	みやき町	9,973	10,203	10,317	10,431	10,567
	計	48,097	48,901	49,220	49,763	50,316
(C) 現在給水戸数 (戸)	佐賀市川副町	6,035	6,099	6,121	6,157	6,173
	佐賀市東与賀町	2,866	2,900	2,911	2,923	2,927
	神埼市	11,075	11,227	11,333	11,448	11,577
	吉野ヶ里町	5,640	5,844	5,996	6,058	6,175
	基山町	6,118	6,223	6,371	6,459	6,569
	上峰町	3,538	3,658	3,694	3,776	3,865
	みやき町	8,918	9,079	9,260	9,413	9,576
	計	44,190	45,030	45,686	46,234	46,862

項　目	年　度 市　町	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(D) 給 水 区 域 内 人 口 (人)	佐賀市川副町	15,721	15,572	15,412	15,191	14,943
	佐賀市東与賀町	8,161	8,019	7,866	7,737	7,640
	神　埼　市	29,837	29,543	29,321	29,079	28,960
	吉野ヶ里町	15,902	15,996	15,964	15,974	15,980
	基　山　町	16,293	16,356	16,412	16,517	16,565
	上　峰　町	9,577	9,653	9,713	9,798	9,809
	みやき町	25,635	25,760	25,730	25,701	25,725
	計	121,126	120,899	120,418	119,997	119,622
(E) 現 在 給 水 人 口 (人)	佐賀市川副町	15,721	15,572	15,412	15,191	14,943
	佐賀市東与賀町	7,961	7,913	7,820	7,705	7,573
	神　埼　市	28,890	28,647	28,573	28,378	28,271
	吉野ヶ里町	14,058	14,333	14,651	14,623	14,710
	基　山　町	15,188	15,167	15,384	15,374	15,403
	上　峰　町	9,217	9,429	9,407	9,496	9,593
	みやき町	22,923	22,922	23,094	23,193	23,312
	計	113,958	113,983	114,341	113,960	113,805
(F) 給 水 普 及 率 (%)	佐賀市川副町	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	佐賀市東与賀町	97.5	98.7	99.4	99.6	99.1
	神　埼　市	96.8	97.0	97.4	97.6	97.6
	吉野ヶ里町	88.4	89.6	91.8	91.5	92.1
	基　山　町	93.2	92.7	93.7	93.1	93.0
	上　峰　町	96.2	97.7	96.8	96.9	97.8
	みやき町	89.4	89.0	89.8	90.2	90.6
	計	94.1	94.3	95.0	95.0	95.1

項　目	年　度 市　町	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(G) 年 間 給 水 量 (㎥)	佐賀市川副町	11,291,682	11,535,769	12,210,314	11,603,808	11,259,352
	佐賀市東与賀町					
	神　埼　市					
	吉野ヶ里町					
	基　山　町					
	上　峰　町					
	みやき町					
	計	11,291,682	11,535,769	12,210,314	11,603,808	11,259,352
(H) 年 間 有 収 水 量 (㎥)	佐賀市川副町	1,782,887	1,823,350	1,832,260	1,612,673	1,622,522
	佐賀市東与賀町	800,304	824,134	823,521	777,072	726,592
	神　埼　市	2,569,384	2,550,678	2,529,420	2,492,070	2,471,662
	吉野ヶ里町	1,354,489	1,384,728	1,400,977	1,405,507	1,380,244
	基　山　町	1,401,531	1,417,966	1,415,961	1,414,330	1,432,347
	上　峰　町	798,919	824,155	833,866	829,196	830,324
	みやき町	2,087,554	2,127,291	2,152,210	2,149,046	2,158,794
	計	10,795,068	10,952,302	10,988,215	10,679,894	10,622,485

② 給水量及び有収水量

項目＼年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間受水量 (m³)	11,291,682	11,535,769	12,210,314	11,603,808	11,259,352
年間給水量 (m³)	11,291,682	11,535,769	12,210,314	11,603,808	11,259,352
年間有収水量 (m³)	10,795,068	10,952,302	10,988,215	10,679,894	10,622,485
一日最大給水量 (m³)	42,458	45,169	43,618	44,124	41,054
一日平均給水量 (m³)	30,852	31,605	33,453	31,791	30,763
一日平均有収水量 (m³)	29,495	30,006	30,105	29,260	29,023
一人一日最大給水量 (リットル)	373	396	381	387	361
一人一日平均給水量 (リットル)	271	277	293	279	270
一人一日平均有収水量 (リットル)	259	263	263	257	255
有収率 (%)	95.6	94.9	90.0	92.0	94.3

給水量及び有収水量

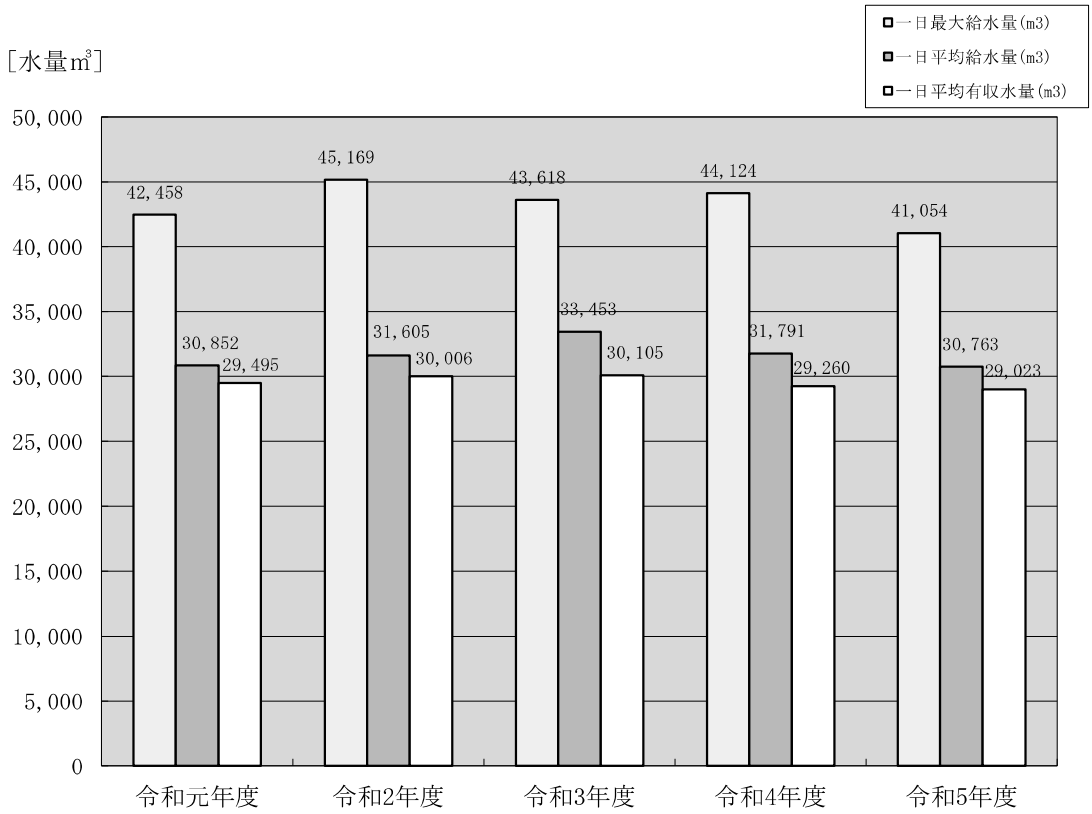

③ 給水装置工事の件数

（単位：件）

項目		年度 / 市町	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
新設	公道工事	佐賀市川副町	17	19	31	26	24
		佐賀市東与賀町	7	5	9	10	13
		神埼市	99	65	89	169	75
		吉野ヶ里町	30	99	113	69	95
		基山町	66	88	51	40	69
		上峰町	48	78	36	39	78
		みやき町	139	93	154	63	135
		計	406	447	483	416	489
	宅内工事	佐賀市川副町	80	32	40	27	24
		佐賀市東与賀町	3	25	26	22	13
		神埼市	121	145	97	206	165
		吉野ヶ里町	149	153	115	141	165
		基山町	95	121	137	85	93
		上峰町	119	103	52	73	73
		みやき町	207	225	233	204	111
		計	774	804	700	758	644
改造	公道工事	佐賀市川副町	43	13	33	18	23
		佐賀市東与賀町	3	34	3	3	25
		神埼市	49	64	85	111	103
		吉野ヶ里町	3	5	10	18	9
		基山町	125	31	31	37	8
		上峰町	1	65	65	7	1
		みやき町	99	46	46	83	44
		計	323	258	273	277	213

※備考
・公道工事とは、官民境界線より約１m程度までの第一止水栓若しくは量水器筐までをいう。
・宅内工事とは、公道工事以降の工事をいう。
・改造の公道工事には、配水管布設替工事等に伴った既設給水装置接続数を含む。
・改造、臨時の宅内工事は、表記していない。
・公道の改造工事の鉛管改良分は含まない。（別途⑤で計上している）

④ 修繕工事件数及び工事費

項目		佐賀市川副町		佐賀市東与賀町		神埼市		吉野ヶ里町		基山町		上峰町		みやき町		計	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
公道部漏水修理	配水管	14	4,276,800	2	609,400	28	11,567,600	3	837,100	0	0	2	636,900	20	7,773,700	69	25,701,500
	給水管	9	1,253,120	16	1,990,670	23	2,631,530	6	1,186,900	4	540,100	0	0	10	1,159,290	68	8,761,610
	小計	23	5,529,920	18	2,600,070	51	14,199,130	9	2,024,000	4	540,100	2	636,900	30	8,932,990	137	34,463,110
弁筺及び舗装	弁筺	0	0	0	0	1	39,710	0	0	0	0	5	1,776,500	14	8,313,800	20	10,130,010
	舗装	0	0	0	0	1	319,000	0	0	0	0	1	141,900	3	369,600	5	830,500
	小計	0	0	0	0	2	358,710	0	0	0	0	6	1,918,400	17	8,683,400	25	10,960,510
配給水管整備	配水管	4	504,900	2	529,100	2	182,820	1	94,600	0	0	1	456,500	1	627,000	11	2,394,920
	給水管	13	2,150,500	11	2,810,500	36	3,276,240	8	871,200	3	410,300	1	43,230	15	1,969,770	87	11,531,740
	小計	17	2,655,400	13	3,339,600	38	3,459,060	9	965,800	3	410,300	2	499,730	16	2,596,770	98	13,926,660
減圧弁関係	配水	0	0	0	0	0	0	1	2,222,000	0	0	0	0	0	0	1	2,222,000
	給水	0	0	0	0	1	53,900	0	0	0	0	0	0	1	53,900	2	107,800
	小計	0	0	0	0	1	53,900	1	2,222,000	0	0	0	0	1	53,900	3	2,329,800
水管橋関係	塗装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	溶接・継手部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空気弁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設関係	配水池	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ポンプ場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原因者負担分	消火栓維持管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他工事加害 配水管	1	30,690	1	140,800	2	146,300	0	0	0	0	0	0	0	0	4	317,790
	他工事加害 給水管	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	152,900	1	10,890	2	163,790
	補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1	30,690	1	140,800	2	146,300	0	0	0	0	1	152,900	1	10,890	6	481,580
計		41	8,216,010	32	6,080,470	94	18,217,100	19	5,211,800	7	950,400	11	3,207,930	65	20,277,950	269	62,161,660

※備考
・試掘は、「配給水管整備」に含む。
・単独弁筺取り替えは、「弁筺及び舗装」に含む。
・道路改良工事及び舗装復旧工事に伴う弁筺取り替え関係は、「配給水管整備」に含む。
・「消火栓維持管理費」は、消火栓筺及び補給弁筺等含む。
・「施設関係その他」は、テレメーター関係等を含む。

⑤ 鉛製給水管更新工事件数

工事区分 / 市町	計画的更新工事		修繕工事	その他	計
	起債	起債以外			
佐賀市川副町	0	0	0	0	0
佐賀市東与賀町	0	0	0	0	0
神埼市	0	7	0	31	38
吉野ヶ里町	0	1	0	0	1
基山町	0	0	0	0	0
上峰町	0	0	0	0	0
みやき町	0	0	2	0	2
計	0	8	2	31	41

※その他とは配水管布設替えに伴う給水管布設替えや個人負担での給水管布設替え件数。

⑥ 鉛製給水管使用戸数及び延長

項目		箇所 / 口径	公道工事部分 件数	公道工事部分 延長(m)	宅内工事部分 件数	宅内工事部分 延長(m)	宅内工事部分 メーター以降のみ件数	総件数
鉛製給水管使用戸数及び延長	佐賀市川副町	φ13	0	0.0	0	0.0	0	0
		φ20	0	0.0	0	0.0	0	0
		φ25	0	0.0	0	0.0	0	0
		φ30	0	0.0	0	0.0	0	0
		φ40	0	0.0	0	0.0	0	0
		φ50	0	0.0	0	0.0	0	0
		計	0	0.0	0	0.0	0	0
	神埼市	φ13	28	135.8	21	16.6	5	32
		φ20	120	446.8	73	64.0	3	119
		φ25	7	53.0	2	1.5	0	7
		φ30	3	10.0	0	0.0	0	2
		φ40	3	15.5	1	1.3	0	3
		φ50	0	0.0	0	0.0	0	0
		計	161	661.1	97	83.4	8	163
	吉野ヶ里町	φ13	5	8.7	5	2.5	1	6
		φ20	35	254.2	10	12.0	0	34
		φ25	6	17.7	4	2.7	0	6
		φ30	1	3.0	1	3.0	0	1
		φ40	3	7.2	2	0.6	1	4
		φ50	0	0.0	0	0.0	0	0
		計	50	290.8	22	20.8	2	51
	基山町	φ13	2	5.9	2	1.5	1	3
		φ20	5	24.5	2	12.6	0	5
		φ25	0	0.0	0	0.0	0	0
		φ30	0	0.0	0	0.0	0	0
		φ40	0	0.0	0	0.0	0	0
		φ50	0	0.0	0	0.0	0	0
		計	7	30.4	4	14.1	1	8
	上峰町	φ13	0	0.0	0	0.0	0	0
		φ20	13	85.9	14	15.0	7	20
		φ25	0	0.0	0	0.0	0	0
		φ30	1	4.2	0	0.0	0	1
		φ40	0	0.0	0	0.0	0	0
		φ50	0	0.0	0	0.0	0	0
		計	14	90.1	14	15.0	7	21
	みやき町	φ13	1	1.0	0	0.0	0	1
		φ20	103	451.8	59	298.9	3	96
		φ25	0	9.1	0	0.0	0	0
		φ30	3	22.0	3	3.0	0	3
		φ40	2	4.0	2	2.0	0	2
		φ50	0	0.0	0	0.0	0	0
		計	109	487.9	64	303.9	3	102
	合計		341	1,560	201	437	21	345

※備考

・「公道工事部分件数」＋「宅内工事部分件数」≠「総件数」となるのは、延長が長い場合には取出しから第一止水まで（公道工事部分）と宅内工事のメーター回りに鉛管を使用している部分を別個にカウントし計上しているためで、ダブルカウントとなっている部分がある。
　従って、鉛製給水管を使用している実際の世帯数としては総件数となる。

・神埼市　：　神埼市脊振町を除く、神埼市神埼町・神埼市千代田町。

・佐賀市川副町、東与賀町においては鉛給水管使用戸数は無し。

⑦ メーターの設置数

（単位：個）

口径(mm) / 市町	13	20	25	30	40	50	75	100	125	150	計
佐賀市川副町	5,428	650	90	51	30	23	0	2	0	0	6,274
佐賀市東与賀町	2,713	130	32	29	11	6	0	0	0	0	2,921
神　埼　市	10,427	791	149	33	101	23	9	0	0	0	11,533
吉野ヶ里町	5,367	597	69	31	42	11	3	0	0	1	6,121
基　山　町	3,090	3,331	66	4	32	19	2	1	0	0	6,545
上　峰　町	3,455	299	51	14	30	11	3	0	0	0	3,863
みやき町	8,707	622	100	46	68	20	9	0	0	0	9,572
計	39,187	6,420	557	208	314	113	26	3	0	1	46,829

⑧ 受水槽設置数　【V：水槽の有効容量(m^3)】

（単位：か所）

容量 / 市町	小規模貯水槽水道			簡易専用水道	計
	0<V≦5	5<V≦10	小計	10<V	
佐賀市川副町	9	7	16	16	32
佐賀市東与賀町	3	1	4	8	12
神　埼　市	34	23	57	44	101
吉野ヶ里町	20	10	30	29	59
基　山　町	25	16	41	34	75
上　峰　町	18	12	30	15	45
みやき町	25	24	49	34	83
計	134	93	227	180	407

⑨ 水道料金収納形態割合

（単位：%）

市　　町	年度／収納形態	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
佐賀市川副町	口座振替	84.5	84.3	84.2	84.2	83.2
	コンビニ	12.3	12.7	12.9	13.1	14.1
	銀行窓口等	3.2	3.0	2.9	2.7	2.7
佐賀市東与賀町	口座振替	81.5	81.8	80.7	80.3	80.3
	コンビニ	14.6	14.5	15.8	16.3	16.5
	銀行窓口等	3.9	3.7	3.5	3.4	3.2
神　埼　市	口座振替	81.0	80.8	80.6	80.5	79.3
	コンビニ	15.2	15.5	16.0	16.4	17.8
	銀行窓口等	3.8	3.7	3.4	3.1	2.9
吉野ヶ里町	口座振替	78.0	77.5	76.7	76.7	75.6
	コンビニ	17.9	18.4	19.3	20.1	21.9
	銀行窓口等	4.1	4.1	4.0	3.2	2.5
基　山　町	口座振替	80.0	80.1	79.2	78.2	77.5
	コンビニ	15.7	16.1	17.4	18.4	19.0
	銀行窓口等	4.3	3.8	3.4	3.4	3.5
上　峰　町	口座振替	78.2	78.1	77.5	77.2	75.7
	コンビニ	17.6	17.9	19.0	19.7	21.4
	銀行窓口等	4.2	4.0	3.5	3.1	2.9
みやき町	口座振替	80.7	80.8	80.6	80.3	79.5
	コンビニ	15.0	15.2	15.7	16.4	17.1
	銀行窓口等	4.3	4.0	3.7	3.3	3.4
全　　体	口座振替	80.7	80.5	80.1	79.8	78.9
	コンビニ	15.3	15.7	16.4	17.0	18.1
	銀行窓口等	4.0	3.8	3.5	3.2	3.0

※総収納件数に占める割合。

5） 財　　務

(1) 貸借対照表

資 産 の 部　　（単位：円）

科目＼年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 固　定　資　産	8,271,853,949	8,519,630,189	8,564,870,292	8,713,793,731	8,918,118,090
(1) 有形固定資産	8,263,300,514	8,512,806,802	8,555,362,773	8,706,854,316	8,895,436,954
(イ) 土地	149,112,982	149,112,982	149,112,982	149,112,982	149,375,651
(ロ) 建物	96,529,557	93,846,682	89,076,283	86,501,248	83,935,470
(ハ) 構築物	7,731,380,718	7,976,648,563	8,039,734,271	8,213,440,021	8,372,431,816
(ニ) 機械及び装置	260,570,174	248,764,350	236,552,039	226,115,132	215,819,929
(ホ) 車両運搬具	7,241,666	5,950,040	7,368,253	5,461,188	3,594,844
(ヘ) 工具器具及び備品	18,205,150	38,484,185	33,518,945	26,223,745	19,218,010
(ト) 建設仮勘定	260,267	0	0	0	51,061,234
(2) 無形固定資産	8,553,435	6,823,387	9,283,619	6,715,515	22,457,236
(イ) 電話加入権	1,715,743	1,715,743	1,715,743	1,715,743	1,715,743
(ロ) ソフトウェア	4,441,900	3,310,800	3,179,700	1,848,600	1,994,585
(ハ) その他無形固定資産	2,395,792	1,796,844	4,388,176	3,151,172	18,746,908
(3) 投資その他の資産	0	0	223,900	223,900	223,900
(イ) 預託金	0	0	223,900	223,900	223,900
2. 流　動　資　産	3,274,977,516	3,223,813,208	3,340,853,484	3,383,425,437	3,433,463,695
(1) 現金・預金	3,112,201,408	3,076,317,580	3,214,649,503	3,224,522,891	3,264,543,030
(2) 未収金	146,925,222	133,769,060	106,165,156	146,512,971	139,945,640
(イ) 営業未収金	107,371,194	108,107,847	79,662,942	93,147,284	117,575,014
(ロ) 営業外未収金	2,832,742	3,902,720	7,386,904	5,414,549	3,812,220
(ハ) その他未収金	38,942,220	23,407,300	20,655,100	49,484,200	20,084,641
(ニ) 貸倒引当金	△ 2,220,934	△ 1,648,807	△ 1,539,790	△ 1,533,062	△ 1,526,235
(3) 貯蔵品	11,003,870	11,390,896	11,276,036	12,072,106	12,186,556
(4) 前払費用	227,016	335,672	362,789	317,469	418,469
(5) 前払金	4,620,000	2,000,000	8,400,000	0	16,370,000
資　産　合　計	11,546,831,465	11,743,443,397	11,905,723,776	12,097,219,168	12,351,581,785

負債・資本の部

（単位：円）

科目＼年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 固　定　負　債	1,397,287,640	1,364,079,282	1,301,359,235	1,295,020,724	1,291,442,582
(1) 企業債	1,100,710,710	1,068,392,019	1,015,704,271	1,011,918,797	1,010,711,783
(2) 引当金	296,576,930	295,687,263	285,654,964	283,101,927	280,730,799
(イ) 退職給付引当金	296,576,930	295,687,263	285,654,964	283,101,927	280,730,799
2. 流　動　負　債	753,124,139	812,657,416	795,491,491	717,412,167	862,736,480
(1) 企業債	103,649,776	108,318,691	112,687,748	106,785,474	99,207,014
(2) 未払金	482,196,980	473,044,240	442,728,724	383,565,052	517,524,602
(イ) 営業未払金	376,269,957	384,539,852	378,102,138	366,977,702	414,730,325
(ロ) 営業外未払金	15,969,500	99,500	21,534,800	16,374,600	4,556,995
(ハ) その他未払金	89,957,523	88,404,888	43,091,786	212,750	98,237,282
(3) 前受金	9,460,253	31,292,030	24,029,500	47,566,800	68,539,900
(4) 仮受金	725,737	477,187	482,531	737,908	576,570
(5) 引当金	29,905,160	28,862,640	27,478,277	26,338,900	27,905,596
(イ) 賞与引当金	24,832,648	24,014,618	22,963,795	22,035,957	23,161,997
(ロ) 法定福利費引当金	5,072,512	4,848,022	4,514,482	4,302,943	4,743,599
(6) その他流動負債	127,186,233	170,662,628	188,084,711	152,418,033	148,982,798
(イ) 預り金	127,186,233	170,662,628	188,084,711	152,418,033	148,982,798
3. 繰延収益	2,880,098,560	2,911,973,184	2,953,556,959	3,045,966,512	3,124,742,624
(1) 長期前受金	7,106,388,713	7,236,575,112	7,386,256,361	7,562,314,694	7,719,189,773
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 4,226,290,153	△ 4,324,601,928	△ 4,432,699,402	△ 4,516,348,182	△ 4,594,447,149
4. 資　本　金	5,664,464,949	5,765,226,993	5,868,876,769	5,977,195,460	6,089,883,208
(1) 資本金	5,664,464,949	5,765,226,993	5,868,876,769	5,977,195,460	6,089,883,208
(イ) 固有資本金	255,393,521	255,393,521	255,393,521	255,393,521	255,393,521
(ロ) 繰入資本金	504,433,299	504,433,299	504,433,299	504,433,299	504,433,299
(ハ) 組入資本金	4,904,638,129	5,005,400,173	5,109,049,949	5,217,368,640	5,330,056,388
5. 剰　余　金	851,856,177	889,506,522	986,439,322	1,061,624,305	982,776,891
(1) 資本剰余金	201,357	201,357	201,357	201,357	201,357
(イ) 国庫補助金	152,468	152,468	152,468	152,468	152,468
(ロ) 分担金	48,889	48,889	48,889	48,889	48,889
(2) 利益剰余金	851,654,820	889,305,165	986,237,965	1,061,422,948	982,575,534
(イ) 減債積立金	178,960,252	75,310,476	96,991,785	184,304,037	267,518,563
(ロ) 利益積立金	583,402,839	571,932,524	571,932,524	571,932,524	571,932,524
(ハ) 当年度未処分利益剰余金	89,291,729	242,062,165	317,313,656	305,186,387	143,124,447
負　債　・　資　本　合　計	11,546,831,465	11,743,443,397	11,905,723,776	12,097,219,168	12,351,581,785

(2) 損益計算書

（単位：円）

科目＼年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収益					
1. 営業収益	2,191,485,810	2,225,178,888	2,237,385,469	2,166,826,767	2,158,334,512
(1) 給水収益	2,142,489,719	2,170,858,806	2,179,924,967	2,108,523,738	2,096,055,230
(2) 受託工事収益	4,454,328	8,581,900	8,885,835	5,073,300	11,742,565
(3) 受託事業収益	0	1,912,728	1,914,546	1,933,638	2,649,092
(4) その他営業収益	44,541,763	43,825,454	46,660,121	51,296,091	47,887,625
2. 営業外収益	226,921,341	204,357,953	208,310,263	207,328,807	221,174,438
(1) 受取利息及び配当金	1,837,656	1,414,937	955,062	693,376	509,826
(2) 他会計負担金	2,439,000	1,890,000	1,415,000	1,047,000	1,535,000
(3) 負担金	67,480,000	60,620,000	59,890,000	69,330,000	64,240,000
(4) 長期前受金戻入	137,919,871	129,967,366	120,365,316	118,709,112	119,647,303
(5) 雑収益	17,244,814	10,465,650	25,684,885	17,549,319	35,242,309
3. 特別利益	13,521,035	694,112	355,310	9,168,467	222,006
総収益	2,431,928,186	2,430,230,953	2,446,051,042	2,383,324,041	2,379,730,956
費用					
1. 営業費用	2,364,120,268	2,263,394,993	2,219,595,253	2,173,436,640	2,211,058,287
(1) 原水及び浄水費	1,273,202,196	1,272,366,532	1,291,253,792	1,274,271,624	1,274,680,756
(2) 配水及び給水費	439,627,216	346,185,871	272,734,121	276,303,658	290,672,266
(3) 業務費	145,106,661	135,489,000	133,199,447	129,202,591	126,494,018
(4) 受託工事費	4,167,000	7,836,200	8,767,835	4,879,100	11,556,700
(5) 受託事業費	0	938,260	941,270	957,350	1,515,440
(6) 総係費	114,847,878	125,793,264	123,751,100	124,124,792	147,488,034
(7) 減価償却費	376,483,395	360,302,186	356,587,177	353,731,939	350,535,023
(8) 資産減耗費	10,685,922	14,483,680	32,360,511	9,965,586	8,116,050
2. 営業外費用	31,726,515	28,228,594	25,079,522	24,937,775	26,125,625
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	30,486,228	27,598,496	25,041,417	22,426,630	20,711,970
(2) 雑支出	1,240,287	630,098	38,105	2,511,145	5,413,655
3. 特別損失	55,446,515	194,977	793,691	1,445,952	108,706,710
総費用	2,451,293,298	2,291,818,564	2,245,468,466	2,199,820,367	2,345,890,622
損益収支	△ 19,365,112	138,412,389	200,582,576	183,503,674	33,840,334

(3) 経理の状況

収益的収支（税抜）

令和5年度
（収入）

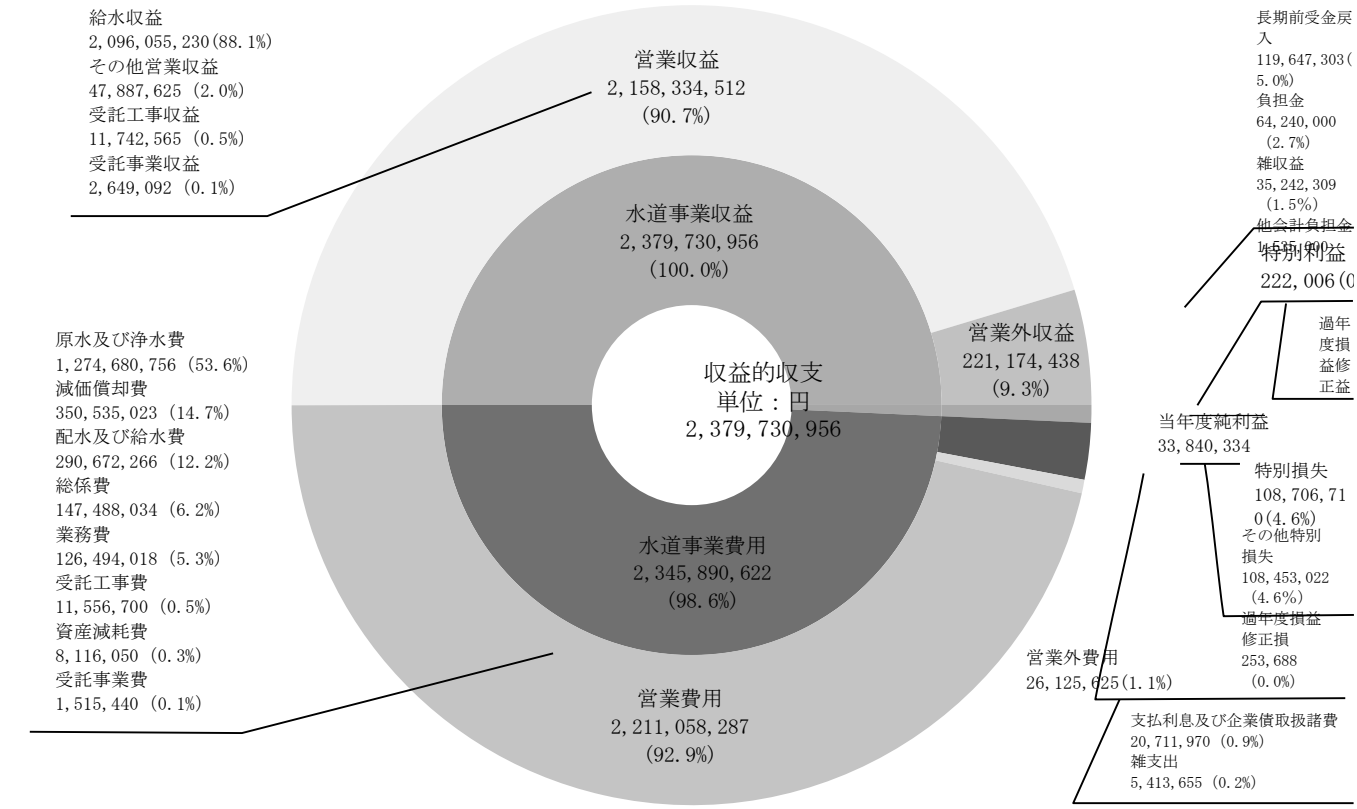

（支出）

資本的収支（税込）

令和5年度
（収入）

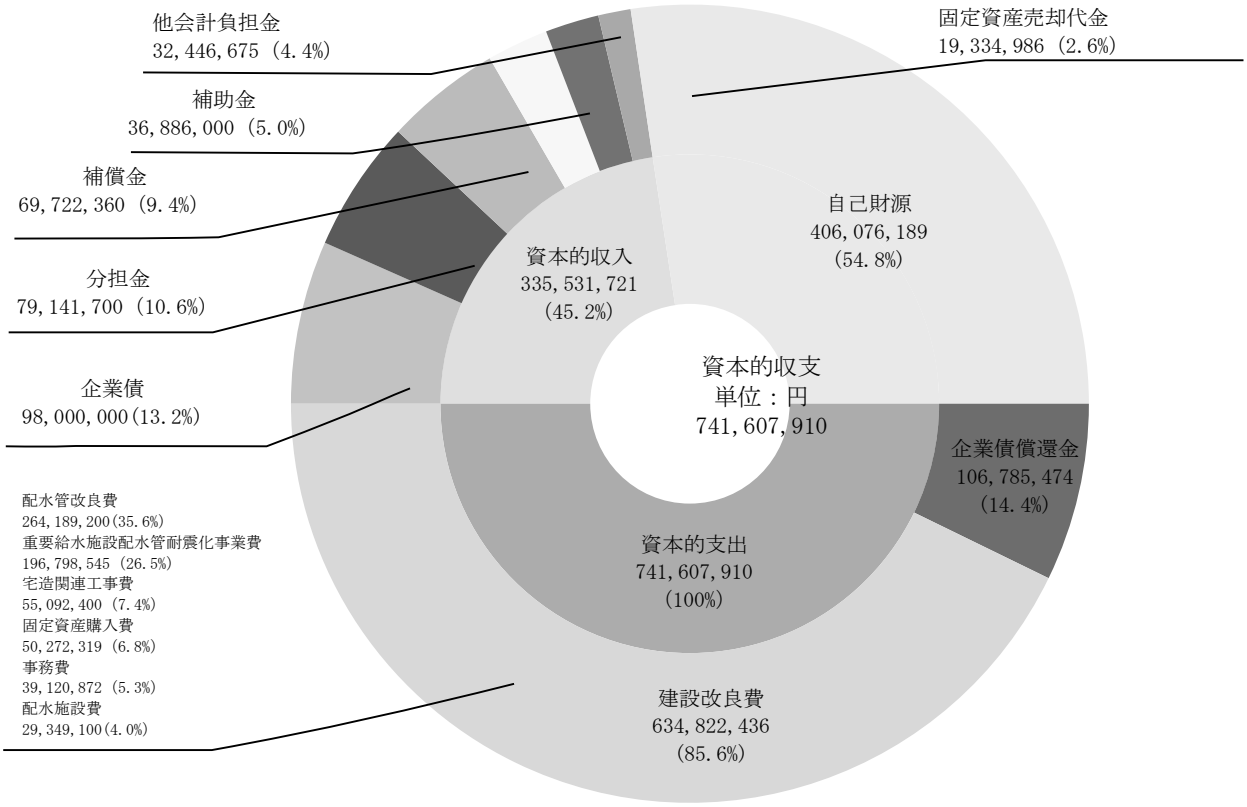

（支出）

(4) 経営分析

項目 ＼ 年度		令和元年度	令和4年度	令和5年度	他事業体との比較 令和4年度		説明
		令和2年度			10～15万人	全国平均	
		令和3年度					
業務	1. 負荷率(%) 一日平均送水量 / 一日最大送水量 ×100	72.66 69.97 76.70	72.05	74.93	80.95	86.60	100%に近いほど効率がよい。季節によって需要変動が大きい事業にあっては、施設が最大需要時に対応する必要があることから率は低い。
	2. 施設利用率(%) 一日平均送水量 / 一日送水能力 ×100	58.99 60.76 64.31	61.11	57.33	54.17	59.97	率の高いほうが施設が有効に利用されていることを示す。負荷率、最大稼動率と併せて分析する必要がある。
	3. 最大稼動率(%) 一日最大送水量 / 一日送水能力 ×100	81.19 86.83 83.85	84.82	76.51	66.92	69.25	率の高いほうが良いが、一方100%に近い場合は施設の能力に余裕がなく安定供給に問題があるといえる。
	4. 有収率(%) 年間総有収水量 / 年間総送水量 ×100	95.60 94.94 89.99	92.04	94.34	87.18	89.76	年間給水量のうち、料金収入となった水量の割合を示す。有収率の高低は、漏水、メーターの不感、公共用水、洗管用水等の多少が要因となる。
収益性	1. 総収支比率(%) 総収益 / 総費用 ×100	99.21 106.04 108.93	108.34	101.44	107.09	109.06	費用が収益によってどの程度賄われているを示すものである。この比率が高いほど利益率が高いことを表し、これが100%未満であることは純損失が生じていることを意味する。
	2. 経常収支比率(%) 経常収益 / 経常費用 ×100	100.94 106.02 108.96	108.00	106.36	106.98	108.70	上記の比率を経常収支について利益率を見たものである。この比率が高いほど経常利益率が高いことを表し、これが100%未満であることは経常損失が生じていることを意味する。
	3. 自己資本回転率(回) 営業収益－受託工事収益 / (期首・期末自己資本)/2	0.233 0.234 0.230	0.217	0.212	0.162	0.097	自己資本に対する営業収益の割合であり、期間中に自己資本の何倍の営業収益があったかを示す。この比率が高いほど投下資本に比して営業活動が活発であることを意味する。
	4. 総資本回転率(回) 営業収益－受託工事収益 / (期首・期末総資本)/2	0.189 0.190 0.188	0.180	0.176	0.117	0.070	総資本に対する営業収益の割合であり、期間中に総資本の何倍の営業収益があったかを示すもので、資本が効率的に利用されているかの目安となる。率が大きいほど効率的である。
	5. 固定資産回転率(回) 営業収益－受託工事収益 / (期首・期末固定資産)/2	0.261 0.264 0.261	0.250	0.243	0.138	0.079	固定資産に対する営業収益の割合であり、期間中に固定資産の何倍の営業収益があったかを示す。率が高いほど施設が有効に稼働していることになり、低い場合は過大投資といえる。
	6. 総資本利益率(%) 経常利益 / (期首・期末総資本)/2 ×100	0.19 1.18 1.70	1.46	1.16	0.88	0.65	投下した総資本に対して当年度における処分可能利益がどれだけ生じたかを示し、指数が高いほど事業の収益性が高い。
	7. 料金回収率(%) 供給単価 / 給水原価 ×100	94.93 100.66 103.09	101.67	99.60	97.79	97.47	比率が100％を下回っている場合は、給水に係る費用が水道料金以外の収入で賄われていることを意味する。
財務安全性	1. 流動比率(%) 流動資産 / 流動負債 ×100	434.85 396.70 419.97	471.62	397.97	392.49	252.29	短期債務に対する支払能力を示すもので、100%以上であることが必要である。100%を下回っていれば不良債務が発生していることになる。
	2. 酸性試験比率[当座比率](%) 現金預金±(未収金－貸倒引当金) / 流動負債 ×100	432.75 394.81 417.45	469.89	394.62	387.11	238.28	流動比率の補助的比率で、流動比率に比べ流動資産の範囲を狭め、支払能力を見るものである。100%以上であれば安全である。

項目 ＼ 年度		令和元年度	令和4年度	令和5年度	他事業体との比較 令和4年度		説明
		令和2年度					
		令和3年度			10～15万人	全国平均	
財務安全性	3. 自己資本構成比率(%) (資本金＋剰余金＋評価差額等＋繰延収益)／負債資本合計×100	81.38	83.36	82.56	72.59	73.20	総資本(負債及び資本)に占める自己資本の割合であるが、水道事業は施設の建設費の大部分を企業債(借入金)によって調達していることから、比率は低いものとならざるを得ない。
		81.46					
		82.39					
	4. 固定資産構成比率(%) 固定資産／(固定資産+流動資産+繰延勘定)×100	71.64	72.03	72.20	85.14	88.57	資産合計中の固定資産の割合を示すもので、比率は低い方が柔軟な経営が可能となるが、水道事業は施設型の事業であるため、比率は高くなる。
		72.55					
		71.94					
	5. 固定資産対長期資本比率(%) 固定資産／(固定負債＋資本金＋剰余金＋評価差額等＋繰延収益)×100	76.64	76.57	77.62	88.49	92.78	固定資産がどの程度長期資本や長期借入金によって調達されているかを示すもので、事業の固定的・長期的安全性を見るものである。この比率は常に100%以下で低いことが望ましい。
		77.94					
		77.09					
	6. 固定比率(%) 固定資産／(資本金＋剰余金＋評価差額等＋繰延収益)×100	88.03	86.41	87.45	117.29	121.00	自己資本に対する固定資産の比率であり、100%を超えていれば借入金により設備投資を行っていることになる。水道事業の場合は財源の企業債依存度が高いため、概ね高い傾向にある。
		89.05					
		87.32					
	7. 企業債残高対給水収益比率(%) 企業債現在高／給水収益×100	56.21	53.06	52.95	239.80	268.68	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示すものであるが、投資規模、料金水準の適切性を判断する指標となる。
		54.20					
		51.76					
生産性	1. 職員一人当り給水人口(人) 現在給水人口／損益勘定所属職員数	2,192	2,192	2,189	3,526	3,344	損益勘定所属職員1人当たりの生産性について、給水人口及び有収水量を基準として把握するための指標であり、数値が大きいほど生産性が高い。地理的条件等が大きく影響し、設備投資や事務のOA化による省力化や業務の委託化と密接に関連しているので、費用に関する他の指標と併せて総合的に判断する必要がある。
		2,151					
		2,117					
	2. 職員一人当り有収水量(㎥) 年間総有収水量／損益勘定所属職員数	207,597	205,383	204,279	379,906	359,549	
		206,647					
		203,485					
	3. 配水管使用効率(㎥/m) 年間総配水量／導送配水管延長	12.43	12.64	12.23	12.98	19.62	施設に効率性を表すものであるが、給水区域内における人口密度の影響を受ける。また、給水安定性向上を目的とした管網整備の推進は、この比率の低下要因となる。
		12.65					
		13.34					
	4. 供給単価(円/㎥) 給水収益／年間総有収水量	198.47	197.43	197.32	207.70	170.33	水1m³当たりの販売単価をいう。この供給単価が給水原価を下回っている場合は、収支の均衡は困難となる。
		198.21					
		198.39					
	5. 給水原価(円/㎥) (経常費用－(長期前受金戻入+受託工事費+材料及び不用品売却原価+付帯事業費))／年間総有収水量	209.06	194.18	198.11	212.38	174.75	水1m³給水するために要する費用で、地理的条件、建設期間等により大きな格差がある。
		196.92					
		192.44					
	6. 資本費単価(円/㎥) (受水費中の資本費＋支払利息＋減価償却費－長期前受金戻入)／年間総有収水量	84.28	81.81	78.54	101.41	73.25	水1m³の給水原価のうち、水道施設の建設にかかる費用である。
		79.61					
		85.08					
施設老朽度	1. 有形固定資産減価償却率(%) 有形固定資産減価償却累計額／(有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価)×100	57.95	58.33	58.52	54.35	51.51	減価償却の進行度や資産の経過年数を表すもので、比率の増加は資本費の減少を意味するが、施設の老朽化の度合も示している。
		57.81					
		58.19					
	2. 管路経年化率(%) 法定耐用年数を経過した管路延長／管路延長×100	15.18	17.58	19.51	22.64	23.74	法定耐用年数を超えた管路延長の割合であり、管路の老朽化の度合を示している。
		15.77					
		16.85					

※規模別類似団体(10～15万人)平均及び全国平均:地方公営企業年鑑(総務省自治財政局編)より

３．資　　料

－　中原調整池（三養基郡みやき町）　－

３．資　　料

１）用水料金の変遷

（昭和60年1月）

水道用水の供給開始に伴い、用水料金を定めた。用水料金は、責任水量制とし、市町村毎の配分水量に単価を乗じて算出する。また、未供給地区の市町村においても、徴収することとした。

料金単価	供　給　地　区	1㎥につき	44円
	未 供 給 地 区	1㎥につき	31円

（昭和63年4月）

供給地区においては1㎥につき64円、未供給地区においては1㎥につき44円に改定した。

（平成元年9月）

用水料金に消費税額3％を加算することになった。

（平成4年4月）

配分水量に単価を乗じて算出する責任水量制を、次のように基本料金、使用料金、超過料金の三本立てに改定した。

基本料金	企業団と市町村で協議して定めた一日当たりの協定水量に1㎥につき62円を乗じて得た金額
使用料金	市町村が使用した水量（各市町村が1か月間に使用した水量）より、次の超過水量を除いた水量1㎥につき24円を乗じて得た金額
超過料金	市町村が協定水量を超えて使用した水量を超過水量とし、当該、超過水量に1㎥につき97円を乗じて得た金額

（平成8年4月）

基本料金を72円に、使用料金を34円に、超過料金を136円に改定した。

（平成9年4月）

消費税及び地方税法に基づく消費税及び地方消費税の合計額5％を料金に加算することとした。

（平成11年4月）

基本料金を80円に、使用料金を35円に、超過料金を128円に改定した。

（平成14年4月）

基本料金を82円に、使用料金を36円に、超過料金を116円に改定した。

（平成17年4月）

基本料金を71円に、使用料金を33円に、超過料金を103円に改定した。

（平成20年4月）

基本料金を65円に、使用料金を30円に、超過料金を103円に改定した。

（平成23年4月）

基本料金を60円に、使用料金を29円に、超過料金を74円に改定した。

（平成26年4月）

基本料金を55円に、使用料金を29円に、超過料金を74円に改定した。

消費税及び地方税法に基づく消費税及び地方消費税の合計額8％を料金に加算することとした。

（平成29年4月）

基本料金を50円に、使用料金を28円に、超過料金を70円に改定した。

（令和2年4月）

基本料金を50円に、使用料金を28円に、超過料金を68円に改定した。

2）水道料金の変遷

（昭和56年1月）

水道事業の経営統合に伴い、従来の水道料金体系を引き継いだ。

◎一般用基本料金（10㎥まで）及び超過料金（1㎥につき）

（単位：円）

	神埼町	三田川町	東脊振村	北茂安町	三根町	上峰町
基本料金	1,100	1,100	800	1,150	650	1戸 500
超過料金	130	130	90	140	65	1人 120

（昭和56年4月）

上峰村の一人当りの加算料金を190円に改定した。

（昭和57年4月）

上峰村の一人当りの加算料金を240円に改定した。

（昭和57年5月）

神埼町の基本料金を1,430円、超過料金を170円に、東脊振村の基本料金を1,100円に、超過料金を130円に改定した。

（昭和57年6月）

北茂安町の基本料金を1,500円、超過料金を160円に改定した。

（昭和59年5月）

三田川町、東脊振村の基本料金を1,500円、超過料金を170円に、北茂安町の基本料金を1,700円、超過料金を170円に、三根町の基本料金を1,300円、超過料金を130円に改定した。

（昭和60年1月）

料金体系を見直し、用途を一般用と臨時給水用の2本に統一した。（神埼町のみプール用水、公民館消防格納庫用を残した。）

（昭和60年4月）

中原町においても給水を開始することになり、新たに料金を設定した。基本料金1,700円、超過料金を170円とした。

また、上峰村においては、従来の定額制をメーター制に改め、基本料金（5㎥まで）1,000円、超過料金を200円とした。

（昭和61年1月）

神埼町の基本料金を1,800円、超過料金を220円に改定した。

（昭和61年6月）

三根町の基本料金を1,600円、超過料金を160円に改定した。

（昭和63年1月）

神埼町の基本料金を2,400円、超過料金を290円に改定し、プール用は一般用に含めることとした。

（昭和63年6月）

三根町の基本料金を1,800円、超過料金を180円に改定した。

（平成元年6月）

消費税の適用に伴い、水道料金に3%加算することになった。

（平成2年9月）

神埼町の一般用の基本料金を2,100円、超過料金を260円に、公民館消防格納庫用を260円に改定した。

（平成3年4月）

東脊振村の基本料金を1,800円、超過料金を200円に改定した。

（平成4年4月）

中原町の基本料金を2,100円、超過料金を240円に改定した。

三根町の基本料金を2,100円、超過料金を240円に改定した。

（平成4年5月）

三田川町の基本料金を2,000円、超過料金を250円に改定した。

北茂安町の基本料金を2,100円、超過料金を240円に改定した。

（平成6年4月）

水道事業の第二次統合に伴い、諸富町、川副町、東与賀町、千代田町及び基山町の5町の水道料金体系を引き継いだ。

◎第二次統合5町の水道料金（平成6年4月1日～平成7年3月31日）

町名	基本水量、基本料金及び超過料金	用途別									備考
		一般家庭用	営業用	営業大口用	官公庁用	学校用	プール用	公民館用	消防格納庫用	臨時給水用	
諸富町	基本水量	10㎥まで	15㎥まで		15㎥まで	15㎥まで	1㎥につき 120円	1㎥につき 120円	1㎥につき 120円	15㎥まで	口径別メーター使用料 13㎜ 75円 20㎜ 125円 25㎜ 140円 40㎜ 250円
	基本料金	1,925円	3,602円		3,602円	3,602円				3,602円	
	超過料金	1㎥につき 243円	1㎥につき 255円		1㎥につき 255円	1㎥につき 255円				1㎥につき 255円	
川副町	基本水量	無し	無し		無し	無し	無し	無し	無し	無し	
	基本料金	1,000円	1,000円		1,000円	1,000円	無し	無し	無し	1,000円	
	超過料金	1㎥につき 150円	1㎥につき 150円		1㎥につき 150円	1㎥につき 150円	1㎥につき 150円	1㎥につき 150円	1㎥につき 150円	1㎥につき 200円	
東与賀町	基本水量	8㎥まで	15㎥まで	150㎥まで	50㎥まで	50㎥まで	50㎥まで	5㎥まで	5㎥まで	10㎥まで	
	基本料金	1,800円	3,600円	32,000円	12,000円	12,000円	12,000円	1,200円	1,200円	2,400円	
	超過料金	1㎥につき 240円	1㎥につき 250円	1㎥につき 240円	1㎥につき 250円	1㎥につき 250円	1㎥につき 250円	1㎥につき 240円	1㎥につき 240円	1㎥につき 250円	
千代田町	基本水量	10㎥まで	20㎥まで		20㎥まで	100㎥まで	1㎥につき 250円	5㎥まで	5㎥まで	10㎥まで	
	基本料金	2,000円	4,000円		6,100円	20,000円		700円	700円	4,000円	
	超過料金	1㎥につき 250円	1㎥につき 250円		1㎥につき 250円	1㎥につき 250円		1㎥につき 250円	1㎥につき 250円	1㎥につき 250円	
町名	基本水量、基本料金及び超過料金	口径別									
		13㎜	20㎜	25㎜	40㎜	50㎜	75㎜	100㎜	100㎜を超えるもの		
基山町	基本水量	10㎥まで	10㎥まで	10㎥まで	無し	無し	無し	無し	5㎥まで		
	基本料金	2,200円	2,500円	5,200円	13,000円	17,000円	46,800円	78,000円	企業長が別に定める額		
	超過料金	1㎥につき 175円	1㎥につき 175円	1㎥につき 175円	1㎥につき 190円	1㎥につき 190円	1㎥につき 190円	1㎥につき 190円	1㎥につき 190円		

（注）基本水量及び基本料金は1か月分とする。※消費税として、料金に3%を加算する。

（平成7年4月）

これまで、町村毎に異なっていた水道料金を統一した。基本料金2,100円、超過料金250円。

（平成9年4月）

消費税及び地方税法に基づく消費税及び地方消費税の合計額5%を料金に加算することにした。

（平成18年6月）

基本料金1,900円、超過料金230円に水道料金の値下げを行った。

使用量5㎥以下について、基本料金1,600円を設けた。

（平成23年4月）

基本料金1,600円、超過料金230円に水道料金の値下げを行った。

使用量5㎥以下についても、基本料金1,300円に値下げを行った。

（平成26年4月）

基本料金1,300円、超過料金230円に水道料金の値下げを行った。

使用量5㎥以下についても、基本料金1,150円に値下げを行った。

消費税及び地方税法に基づく消費税及び地方消費税の合計額8%を料金に加算することにした。

（令和元年10月）

消費税及び地方税法に基づく消費税及び地方消費税の合計額10%を料金に加算することにした。

(1) 水道料金表

（令和6年4月1日現在）
（1か月につき）

種別	基本料金		超過料金
	水量	料金	基本水量を超える1㎥につき
一般用	10㎥まで	1,430円	253円
臨時給水用	10㎥まで	4,400円	440円
公民館（中央公民館除く） 消防格納庫用	1㎥につき143円		

特例として、1か月5㎥以下では、1か月1,265円とする。

（注）消費税相当額が含まれています。

(2) 加入金表

（令和6年4月1日現在）

口径別（㎜）	φ20以下	φ25	φ30	φ40	φ50	φ75
加入金	88,000円	143,000円	220,000円	396,000円	671,000円	1,639,000円

（注1）この表に定めのないものについては、企業長が別に定める。

（注2）消費税相当額が含まれています。

(3) 手数料表（給水条例第37条）

（令和6年4月1日現在）

項目	手数料	
指定給水装置工事事業者指定申請手数料又は指定更新申請手数料（給水条例第8条）	1件につき 10,000円	非課税
受託工事設計手数料（給水条例第10条）	1件につき 8,800円	課税
公道工事検査手数料（設計審査を含む）（給水条例第10条）	1件につき 8,000円	非課税
宅内工事検査手数料（設計審査を含む）（給水条例第10条）	1件につき 3,000円	非課税

（注）受託工事設計手数料には、消費税相当額が含まれています。

３）令和５年度給水一覧表

用　水　供　給　事　業　　水　道　事　業

（単位：m³）

給水量	20,179,525	A
有効水量	19,791,465	
無効水量	388,060	
有収水量	企業団計	11,259,352
有収水量	佐賀市	8,518,105
有収水量	(うち諸富町)	(1,015,105)
有収水量	合計	19,777,457 B
無収水量	洗管水量	14,008
無収水量	送水ロス	388,060
給水量	合計	11,259,352 C
佐賀市の水道事業へ		8,518,105
有効水量	合計	10,699,165
無効水量（配水ロス）	合計	560,187
有収水量	佐賀市川副町	1,622,522
有収水量	佐賀市東与賀町	726,592
有収水量	神埼市	2,471,662
有収水量	吉野ヶ里町	1,380,244
有収水量	基山町	1,432,347
有収水量	上峰町	830,324
有収水量	みやき町	2,158,794
有収水量	合計	10,622,485 D
無収水量（洗管・消防）	合計	76,680

※用水有収水量 ：B ＝　19,777,457　(m3)
〃　有収率：B/A×100＝　98.0　(%)
末端　〃　：D/C×100＝　94.3　(%)

4）協 定 水 量

(1) 協定（契約）水量の推移

事業名	団体名	契約水量		協定水量											
		S51当初協定	S55～H3	H4～H7	H8	H9～H10	H11～H13	H14～H16	H17～H19	H20～H22	H23～H25	H26～H28	H29～R元	R2～R5.12	R6.1～
用水供給事業	佐　賀　市								41,505	40,751	40,147	39,535	39,703	39,980	38,342
	（旧佐賀市）	45,000	40,600	42,890	39,130	34,950	31,350	30,610	35,453	34,778	34,187	33,716	33,790	34,191	32,603
	（旧諸富町）	5,000	5,400	7,350	7,210	6,950	7,070	6,650	6,052	5,973	5,960	5,819	5,913	5,789	5,739
用水供給事業＋水道事業	佐賀市川副町	9,000	3,200	5,730	5,560	11,450	11,770	11,210	10,883	10,816	10,666	10,667	10,370	10,400	10,564
	佐賀市東与賀町	3,000	3,720	3,570	3,660	3,530	3,760	3,780	3,867	4,041	4,206	4,255	4,216	4,179	4,240
	神　埼　市								12,168	12,042	12,016	12,252	12,258	12,191	12,393
	（旧神埼町）	6,000	6,140	7,540	8,030	7,730	8,110	8,340	7,371	－	－	－	－	－	－
	（旧千代田町）	4,000	3,910	5,330	5,690	5,480	5,470	5,700	4,797	－	－	－	－	－	－
	吉野ヶ里町								5,498	5,830	5,939	6,115	6,097	6,065	6,337
	（旧三田川町）	4,000	3,000	2,580	2,970	2,860	3,160	3,370	3,393	－	－	－	－	－	－
	（旧東脊振村）	1,000	1,770	1,820	2,190	2,110	2,160	2,480	2,105	－	－	－	－	－	－
	基　山　町	5,000	4,510	4,510	5,930	5,720	6,740	7,050	5,929	5,954	6,137	6,153	6,144	6,078	6,283
	上　峰　町	2,000	1,860	1,830	2,460	2,370	2,970	3,230	2,668	2,801	2,946	2,973	3,050	3,051	3,232
	みやき町								9,482	9,765	9,943	10,050	10,162	10,056	10,609
	（旧中原町）	3,000	2,400	1,760	2,140	2,070	2,240	2,350	2,465	－	－	－	－	－	－
	（旧北茂安町）	3,000	3,350	3,240	3,510	3,380	3,600	3,740	3,724	－	－	－	－	－	－
	（旧三根町）	2,000	3,160	3,850	3,520	3,400	3,600	3,490	3,293	－	－	－	－	－	－
	計	92,000	83,020	92,000	92,000	92,000	92,000	92,000	92,000	92,000	92,000	92,000	92,000	92,000	92,000
	備　考	水源ベース（各市町村持寄）		一日最大配水量ベース											
			92,000*0.96*0.94	102,000*0.96*0.94											
				配分水量を3年毎に見直す協定水量制に改めた。		川副町土地改良区水源7,000m³/日廃止に伴う再協定。			協定水量按分の基礎数値に旧責任水量を追加。						白石減圧弁箇所における用水漏洩量等を配水量実績値に加味し算定。

＊ 昭和60年8月
用水供給事業変更認可
筑後大堰10,000m3/日追加

(2) 協定水量算出（R2～R5.12）

（単位　：　m^3）

団体名	変更配分水量 ※1 A	（H28～30）一日平均配水量（m^3／日）	基準水量（m^3／日） 水量	調整	計 B	（H28～30）一日平均有収量（m^3／日）	（%） C	協定水量(R2～R5.12) A×水源未利用率	B×水源利用率×C	合計
神埼市	10,250	31,230	59,919	-29	59,890	7,201	24.00349	5,429	6,762	12,191
佐賀市川副町	10,550					5,125	17.08378	5,588	4,812	10,400
佐賀市東与賀町	3,790					2,312	7.70538	2,008	2,171	4,179
吉野ヶ里町	4,860					3,718	12.39242	2,574	3,491	6,065
基山町	4,600					3,878	12.92609	2,437	3,641	6,078
上峰町	1,900					2,178	7.26105	1,006	2,045	3,051
みやき町	9,080					5,588	18.62779	4,809	5,247	10,056
小計	45,030	31,230	59,919	-29	59,890	30,000	100.00000	23,851	28,169	52,020
旧佐賀市	41,440	53,551	26,042	-13	26,029	—	—	21,949	12,242	34,191
旧諸富町	5,530	3,171	6,084	-3	6,081	—	—	2,929	2,860	5,789
小計	46,970	56,722	32,126	-16	32,110	—	—	24,878	15,102	39,980
計	92,000	87,952	92,045	-45	92,000	—	—	48,729	43,271	92,000

水源未利用率 ＝ （域内保有水源 － 一日平均配水量） ／ 域内保有水源
0.529668　　99,048　　187,000

水源利用率 ＝ 一日平均配水量 ／ 域内保有水源
0.470332　　87,952　　187,000

基準水量 ＝ （各受水団体の一日平均配水量 ÷ 水源利用率 － 既存自己水源） × 浄水損失 × 送水損失
0.470332　　85,000（旧佐賀市）　　0.96　　0.94

※ 当初配分水量（昭和55年）から、筑後大堰及び川副町（計17,000m^3）を再配分して配分水量を変更し、平成17年度から協定水量算出の基礎数値とした。

(R6.1～)

（単位　：　m^3）

団体名	変更配分水量 ※1 A	(R1～R3) 一日平均配水量※2 (m^3／日)	基準水量 (m^3／日) 水量	調整	計 B	(R1～R3) 一日平均有収量 (m^3／日)	(%) C	協定水量(R6.1～) A×水源未利用率	B×水源利用率×C	合計
神埼市	10,250	32,656	63,716	-31	63,685	6,979.5	23.36766	5,510	6,883	12,393
佐賀市川副町	10,550					4,962.1	16.61332	5,671	4,893	10,564
佐賀市東与賀町	3,790					2,233.5	7.47785	2,037	2,203	4,240
吉野ヶ里町	4,860					3,777.5	12.64723	2,612	3,725	6,337
基山町	4,600					3,864.5	12.93851	2,472	3,811	6,283
上峰町	1,900					2,241.7	7.50531	1,021	2,211	3,232
みやき町	9,080					5,809.4	19.45012	4,881	5,728	10,609
小計	45,030	32,656	63,716	-31	63,685	29,868.2	100.00000	24,204	29,454	53,658
旧佐賀市	41,440	50,765	22,345	-11	22,334	—	—	22,274	10,329	32,603
旧諸富町	5,530	3,067	5,984	-3	5,981	—	—	2,972	2,767	5,739
小計	46,970	53,832	28,329	-14	28,315	—	—	25,246	13,096	38,342
計	92,000	86,488	92,045	-45	92,000	—	—	49,450	42,550	92,000

水源未利用率 0.537498 ＝ （域内保有水源 100,512 － 一日平均配水量） ／ 域内保有水源 187,000

水源利用率 0.462502 ＝ 一日平均配水量 86,488 ／ 域内保有水源 187,000

基準水量 ＝ （各受水団体の一日平均配水量 ÷ 水源利用率 0.462502 － 既存自己水源 85,000（旧佐賀市）） × 浄水損失 0.96 × 送水損失 0.94

※1　当初配分水量（昭和55年）から、筑後大堰及び川副町（計17,000m^3）を再配分して配分水量を変更し、平成17年度から協定水量算出の基礎数値とした。
※2　白石減圧弁箇所における用水漏洩量等を配水量実績値に加味し、一日平均配水量を算定した。

令和5年度版

用水供給
水　道　事　業　年　報

発　行　日　　令和6年12月2日

編 集 発 行　　佐賀東部水道企業団
〒849-0914　佐賀市兵庫町大字西渕1960-4
T　E　L　　0952-30-6151
F　A　X　　0952-30-6154
E－mail　　sagatsk1@huk.bbiq.jp
U　R　L　　https://sagatsk.or.jp/